

工 事 設 計 書

工事設計書のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事
工事地名	茨城県潮来市永山地先 他 1 箇所

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 7年11月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 1月
2) 事務所名	常陸河川国道事務所 道路管理第二課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025110018	1 4) 単価適用年月	2026年 1月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 1月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	鋼橋架設工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	189日間 自 令和 8年 2月24日 (当初) 至 令和 8年 8月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	茨城県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	鹿嶋地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	一般国道 5 1 号	2 2) 処 分 費 等	112
		2 3) 公 告 日	令和 7年11月18日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日
橋梁補修工	一式		
現場塗装工	一式		
仮設工	一式		

3. 予算科目

1) 予算科目： 道路交通安全対策事業費	2) 目： 道路維持管理費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名： 修繕 茨城県
-------------------------	------------------	-----------------	-------------------

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁保全工事 (鹿嶋地区) 北利根橋			式	1		113,755,819			
橋梁補修工			式	1		3,204,365			
亀裂補修工			式	1		2,420,450			
亀裂補修 (1)		TYPE-A1	箇所	11	49,760	547,360			単-1号
亀裂補修 (2)		TYPE-A2	箇所	5	71,770	358,850			単-2号
亀裂補修 (3)		TYPE-A3	箇所	8	49,580	396,640			単-3号
亀裂補修 (4)		TYPE-B1	箇所	7	106,400	744,800			単-4号
亀裂補修 (5)		TYPE-B2	箇所	2	133,200	266,400			単-5号
亀裂補修 (6)		TYPE-B3	箇所	1	106,400	106,400			単-6号
ひび割れ補修工			式	1		174,000			
低圧注入工法		25m未満 球°キ	構造物	1	174,000	174,000			単-7号
断面修復工			式	1		609,915			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
左官工法 (1)	0.1m3未満 ポリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理無	構造物	1	286,400	286,400			単-8号	
左官工法 (2)	0.1m3未満 ポリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理有	構造物	1	323,100	323,100			単-9号	
コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)		m3	0.04	7,576	303			単-10号	
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3	0.04	2,820	112			単-11号	
現場塗装工		式	1		99,440,854				
橋梁塗装工		式	1		49,745,972				
塗替塗装	Rc-1	m2	3,000	16,330	48,990,000			単-12号	
プラスト養生シート		m2	760	994.7	755,972			単-13号	
塗膜除去工		式	1		49,694,882				
塗膜除去	塗膜剥離剤塗布(2回) 塗膜除去	m2	3,000	11,700	35,100,000			単-14号	
廃材の回収・積込		m2	6,010	2,317	13,925,170			単-15号	
湿式塗膜剥離剤工用養生シート		m2	760	881.2	669,712			単-16号	

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
仮設工		式	1		11,110,600				
足場工		式	1		8,282,220				
足場 (1)	吊足場	m2	760	9,045	6,874,200			単-17号	
足場 (2)	両側朝顔	m2	760	1,094	831,440			単-18号	
防護	シート防護	m2	760	415.5	315,780			単-19号	
登り栈橋		箇所	1	260,800	260,800			単-20号	
ばく露防止対策工		式	1		2,828,380				
鉛対応環境対策資機材費		式	1		2,828,380			内-1号	
直接工事費		式	1		113,755,819				
共通仮設費		式	1		17,450,135				
共通仮設費		式	1		2,107,135				
安全費		式	1		959,960				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事 (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
鉛等呼吸用保護具等費用		式	1		959,960			内-2号	
技術管理費		式	1		63,175				
道路施設基本データ作成費用		式	1		63,175			内-3号	
現場環境改善費（率計上）		式	1		1,084,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		15,343,000				
純工事費		式	1		131,205,954				
現場管理費		式	1		47,961,000				
工事原価		式	1		180,020,334				
一般管理費等		式	1		28,509,666				
工事価格		式	1		208,530,000				
消費税相当額		式	1		20,853,000				
工事費計		式	1		229,383,000				

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事（夜越川橋） (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
橋梁保全工事 （鹿嶋地区） 夜越川橋			式	1		372,380			
橋梁補修工			式	1		70,370			
亀裂補修工			式	1		70,370			
亀裂補修		TPYE-1		1					単-1号
			箇所	1	70,370	70,370			
仮設工									
			式	1		302,010			
足場工									
			式	1		81,650			
足場 (1)【夜間】		吊足場							単-2号
			m2	10	6,804	68,040			
足場 (2)【夜間】		両側朝顔							単-3号
			m2	10	1,149	11,490			
防護 【夜間】		シート足場							単-4号
			m2	10	212	2,120			
交通管理工									
			式	1		220,360			
交通誘導警備員 (1)【夜間】		誘導員A							単-5号
			人日	4	28,770	115,080			
交通誘導警備員 (2)【夜間】		誘導員B							単-6号
			人日	4	26,320	105,280			

設計内訳書

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事（夜越川橋） (当 初)					事業区分	道路維持・修繕		
						工事区分	橋梁保全工事		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
直接工事費			式	1		372,380			
共通仮設費			式	1		186,000			
共通仮設費			式	1		10,000			
現場環境改善費（率計上）			式	1		10,000			
共通仮設費（率計上）			式	1		176,000			
純工事費			式	1		558,380			
現場管理費			式	1		295,000			
工事原価			式	1		853,380			

一式当たり内訳書

[茨城県潮来市永山地先]

鉛対応環境対策資機材費
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
負圧集塵装置	基本料	台	1	30, 000	30, 000			
負圧集塵装置	賃料	月	4. 14	90, 000	372, 600			
一次フィルター	負圧集塵装置用	枚	11	1, 200	13, 200			
二次フィルター	負圧集塵装置用	枚	2	2, 400	4, 800			
HEPAフィルター	負圧集塵装置用	枚	1	75, 000	75, 000			
チャコールフィルター	負圧集塵装置用	枚	4	12, 500	50, 000			
ベクトクリアダクト	φ 250 吸込側 L=10m	本	1	20, 000	20, 000			
ダクトハンター	φ 250	個	1	1, 500	1, 500			
集塵専用掃除機	基本料	台	1	40, 000	40, 000			
集塵専用掃除機	賃料	月	4. 14	66, 000	273, 240			
一次フィルター	集塵専用掃除機用	枚	2	3, 600	7, 200			
HEPAフィルター	集塵専用掃除機用	枚	1	84, 000	84, 000			

一式当たり内訳書

[茨城県潮来市永山地先]

鉛対応環境対策資機材費
第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
チャコールフィルター	集塵専用掃除機用	枚	1	3, 000	3, 000			
セキュリティールーム		箇所	1	440, 000	440, 000			
セキュリティールーム用シート		箇所	1	112, 000	112, 000			
エアシャワー	基本料	台	1	60, 000	60, 000			
エアシャワー	賃料	月	4. 14	240, 000	993, 600			
一次フィルター	エアシャワー用	枚	2	4, 000	8, 000			
HEPAフィルター	エアシャワー用	枚	1	80, 000	80, 000			
チャコールフィルター	エアシャワー用	枚	2	35, 000	70, 000			
危険物容器	200L銅製オープンドラム	缶	4	20, 000	80, 000			
危険物容器	18L ペール缶	缶	2	5, 120	10, 240			
合 計					2, 828, 380			

一式当たり内訳書

鉛等呼吸用保護具等費用

第 2号内訳書

単価使用年月	2026. 1
歩掛使用年月	2026. 1
労務調整係数	1. 000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
電動ファン付呼吸用保護具		台	4	99,300	397,200			
呼吸用保護具フィルター		個	114	2,350	267,900			
CFカハークラス		袋	2	2,650	5,300			
使い捨て化学防護服	シューズカハークラス含む	着	114	2,000	228,000			
防護手袋	ニトリル	双	114	540	61,560			
合 計					959,960			

- 5 -

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	亀裂補修 (1)	TYPE-A1	単位	箇所	数量	1	単価	49,760
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
工場製作材料費（k g）			k g	7	1,340	9,380		
工場製作材料費（k g）			k g	6	1,120	6,720		
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）		S 1 0 T M 2 2 × 6 5	組	4	215.7	862.8		
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）		S 1 0 T M 2 2 × 8 5	組	2	241.2	482.4		
ジンクリッチ ペイント		有機厚膜	k g	0.023	1,650	37.95		
弱溶剤形変性球`キ樹脂下塗			k g	0.039	1,570	61.23		
弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料中塗り			k g	0.013	1,860	24.18		
弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料上塗り			k g	0.011	5,700	62.7		
【労務】								
素地調整		2種ケレン	m 2	0.245	20,400	4,998		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一1号	亀裂補修 (1)	TYPE-A1	単位	箇所	数量	1	単価	49,760
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場孔明			孔	4	1,434	5,736		
当て板取付			箇所	1	12,960	12,960		
ボルト締付			本	6	1,005	6,030		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し	m ²	0.123	1,072	131.85		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し	m ²	0.123	4,951	608.97		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 中塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	m ²	0.123	1,245	153.13		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 上塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	m ²	0.123	1,888	232.22		
現場塗装		RC-II	m ²	0.098	13,029	1,276.84		
計						49,758.27		
単価						49,760	円／箇所	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一2号	亀裂補修 (2)	TYPE-A2	単位	箇所	数量	1	単価	71,770
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
工場製作材料費（k g）			k g	15	1,340	20,100		
工場製作材料費（k g）			k g	9	1,120	10,080		
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）		S 1 0 T M 2 2 × 8 0	組	4	234.7	938.8		
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）		S 1 0 T M 2 2 × 8 5	組	4	241.2	964.8		
ジンクリッチ ペイント		有機厚膜	k g	0.047	1,650	77.55		
弱溶剤形変性球`キ樹脂下塗			k g	0.078	1,570	122.46		
弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料中塗り			k g	0.027	1,860	50.22		
弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料上塗り			k g	0.023	5,700	131.1		
【労務】								
素地調整		2種ケレン	m 2	0.414	20,400	8,445.6		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一2号	亀裂補修 (2)	TYPE-A2	単位	箇所	数量	1	単価	71,770
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場孔明			孔	4	1,434	5,736		
当て板取付			箇所	1	12,960	12,960		
ボルト締付			本	8	1,005	8,040		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し	m ²	0.169	1,072	181.16		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し	m ²	0.169	4,951	836.71		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 中塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	m ²	0.169	1,245	210.4		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 上塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	m ²	0.169	1,888	319.07		
現場塗装		RC-II	m ²	0.197	13,029	2,566.71		
計						71,760.58		
単価						71,770	円／箇所	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
単一3号	亀裂補修 (3)	TYPE-A3	単位	箇所	数量	1	単価	49, 580
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
工場製作材料費（k g）			k g	7	1, 340	9, 380		
工場製作材料費（k g）			k g	6	1, 120	6, 720		
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）		S 1 0 T M 2 2 × 6 5						
			組	4	215. 7	862. 8		
摩擦接合用高力ボルト（トルシア）		S 1 0 T M 2 2 × 8 0						
			組	2	234. 7	469. 4		
ジンクリッチ ペイント		有機厚膜						
			k g	0. 022	1, 650	36. 3		
弱溶剤形変性球`キ樹脂下塗								
			k g	0. 037	1, 570	58. 09		
弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料中塗り								
			k g	0. 013	1, 860	24. 18		
弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料上塗り								
			k g	0. 011	5, 700	62. 7		
【労務】								
素地調整		2種ケレン						
			m 2	0. 24	20, 400	4, 896		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一3号	亀裂補修 (3)	TYPE-A3	単位	箇所	数量	1	単価	49,580
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場孔明			孔	4	1,434	5,736		
当て板取付			箇所	1	12,960	12,960		
ボルト締付			本	6	1,005	6,030		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し	m ²	0.123	1,072	131.85		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し	m ²	0.123	4,951	608.97		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 中塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	m ²	0.123	1,245	153.13		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 上塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	m ²	0.123	1,888	232.22		
現場塗装		RC-II	m ²	0.093	13,029	1,211.69		
計						49,573.33		
単価						49,580	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一4号	亀裂補修 (4)	TYPE-B1	単位	箇所	数量	1	単価	106,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
工場製作材料費 (k g)			k g	15	1,340	20,100		
工場製作材料費 (k g)			k g	9	1,120	10,080		
摩擦接合用高力ボルト (六角)		F 1 0 T M 2 2 × 6 0	組	2	228.2	456.4		
摩擦接合用高力ボルト (六角)		F 1 0 T M 2 2 × 7 0	組	17	241.2	4,100.4		
ジンクリッチ ペイント		有機厚膜	k g	0.028	1,650	46.2		
弱溶剤形変性珪素樹脂下塗り			k g	0.047	1,570	73.79		
弱溶剤形珪素樹脂用塗料中塗り			k g	0.016	1,860	29.76		
弱溶剤形珪素樹脂用塗料上塗り			k g	0.014	5,700	79.8		
【労務】								
素地調整		2種ケレン	m 2	0.491	20,400	10,016.4		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
単一4号	亀裂補修 (4)	TYPE-B1	単位	箇所	数量	1	単価	106, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場孔明			孔	17	1, 434	24, 378		
当て板取付			箇所	1	12, 960	12, 960		
ボルト締付			本	19	1, 005	19, 095		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し	m 2	0. 373	1, 072	399. 85		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し	m 2	0. 373	4, 951	1, 846. 72		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 中塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	m 2	0. 373	1, 245	464. 38		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 上塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	m 2	0. 373	1, 888	704. 22		
現場塗装		RC-II	m 2	0. 118	13, 029	1, 537. 42		
計						106, 368. 34		
単価						106, 400	円／箇所	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
単一5号	亀裂補修 (5)	TYPE-B2	単位	箇所	数量	1	単価	133, 200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
工場製作材料費（k g）			k g	17	1, 340	22, 780		
工場製作材料費（k g）			k g	12	1, 120	13, 440		
摩擦接合用高力ボルト（六角）		F 1 0 T M 2 2 × 7 0	組	25	241. 2	6, 030		
ジンクリッチ ペイント		有機厚膜	k g	0. 03	1, 650	49. 5		
弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗り			k g	0. 05	1, 570	78. 5		
弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料中塗り			k g	0. 017	1, 860	31. 62		
弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料上塗り			k g	0. 015	5, 700	85. 5		
【労務】								
素地調整		2種ケレン	m 2	0. 55	20, 400	11, 220		
現場孔明			孔	25	1, 434	35, 850		

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一5号	亀裂補修 (5)	TYPE-B2	単位	箇所	数量	1	単価	133,200
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
当て板取付			箇所	1	12,960	12,960		
ボルト締付			本	25	1,005	25,125		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し	m ²	0.424	1,072	454.52		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し	m ²	0.424	4,951	2,099.22		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 中塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	m ²	0.424	1,245	527.88		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 上塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	m ²	0.424	1,888	800.51		
現場塗装		RC-II	m ²	0.126	13,029	1,641.65		
計						133,173.9		
単価						133,200	円／箇所	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一6号	亀裂補修 (6)	TYPE-B3	単位	箇所	数量	1	単価	106,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
工場製作材料費（k g）			k g	15	1,340	20,100		
工場製作材料費（k g）			k g	9	1,120	10,080		
摩擦接合用高力ボルト（六角）		F 1 0 T M 2 2 × 6 0	組	2	228.2	456.4		
摩擦接合用高力ボルト（六角）		F 1 0 T M 2 2 × 7 0	組	17	241.2	4,100.4		
ジンクリッチ ペイント		有機厚膜	k g	0.028	1,650	46.2		
弱溶剤形変性球`キ樹脂下塗			k g	0.047	1,570	73.79		
弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料中塗り			k g	0.016	1,860	29.76		
弱溶剤形ふっ素樹脂用塗料上塗り			k g	0.014	5,700	79.8		
【労務】								
素地調整		2種ケレン	m 2	0.491	20,400	10,016.4		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一6号	亀裂補修 (6)	TYPE-B3	単位	箇所	数量	1	単価	106,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
現場孔明			孔	17	1,434	24,378		
当て板取付			箇所	1	12,960	12,960		
ボルト締付			本	19	1,005	19,095		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し	m ²	0.373	1,072	399.85		
継手下塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し	m ²	0.373	4,951	1,846.72		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 中塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	m ²	0.373	1,245	464.38		
中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継手部現場塗装）		新橋継手部現場塗装 上塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	m ²	0.373	1,888	704.22		
現場塗装		RC-II	m ²	0.118	13,029	1,537.42		
計						106,368.34		
単価						106,400	円／箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
単一7号	低圧注入工法	25m未満 圧入機	単位	構造物	数量	1	単価	174, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ひび割れ補修工（低圧注入工法）		25m未満 0. 593kg 0. 535kg 12個	構造物	1	174, 000	174, 000		
計						174, 000		
単価						174, 000	円／構造物	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
単一8号	左官工法 (1)	0. 1m3未満 ポリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理 無	単位	構造物	数量	1	単価	286, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
断面修復工（左官工法）		無し 0. 1m3未満 0. 04m3	構造物	1	286, 400	286, 400		
計						286, 400		
単価						286, 400	円／構造物	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一9号	左官工法 (2)	0.1m3未満 ポリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理 有	単位	構造物	数量	1	単価	323,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
断面修復工（左官工法）		有り 0.1m3未満 0.002m3	構造物	1	323,100	323,100		
計						323,100		
単価						323,100	円／構造物	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一10号	コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)		単位	m3	数量	1	単価	7,576
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
コンクリート殻積込・運搬（断面修復工）		無し 14k m以下 良好	m 3	1	7,576	7,576		
計						7,576		
単価						7,576	円／m3	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一12号	塗替塗装	Rc-1	単位	m2	数量	1	単価	16,330
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
塗替塗装		素地調整 無し 無し 無し 1種ケレン(フラスト処理) 有り	m 2	1	11,190	11,190		
塗替塗装		下塗り 無し 無し 無し 有機ソノクリッチペイント(1層)スプレー	m 2	1	1,549	1,549		
塗替塗装		下塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形変性ポキシ樹脂塗料(2層)スプレー	m 2	1	1,610	1,610		
塗替塗装		中塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩	m 2	1	742.4	742.4		
塗替塗装		上塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩	m 2	1	1,230	1,230		
計						16,321.4		
単価						16,330	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一13号	プラスチック養生シート		単位	m2	数量	100	単価	994.7
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
建築工事用シート		3.6m×5.4m×0.4mm ポリエステル	枚	6.17	7,690	47,447.3		
【労務】								
プラスチック養生シート設置・撤去			m2	100	520.2	52,020		
計						99,467.3		
単価						994.7	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一14号	塗膜除去	塗膜剥離剤塗布(2回)塗膜除去	単位	m2	数量	1	単価	11,700
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【1回目塗布】								
塗膜剥離剤塗布・塗膜除去		無し 無し 板桁構造・箱桁構造 0.5kg/m2	m 2	1	5,848	5,848		
【2回目塗布】								
塗膜剥離剤塗布・塗膜除去		無し 無し 板桁構造・箱桁構造 0.5kg/m2	m 2	1	5,848	5,848		
計						11,696		
単価						11,700	円/m2	

單僱使用年月	2026. 1
步掛使用年月	2026. 1
勞務調整係數	1.000-00-00-2-0

[illegible]

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一16号	湿式塗膜剥離剤工用養生シート		単位	m2	数量	100	単価	881.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
建築工事用シート		3.6m×5.4m×0.32mm ポリエステル	枚	6.17	5,850	36,094.5		
【労務】								
湿式塗膜剥離剤工用養生シート設置・撤去			m 2	100	520.2	52,020		
計						88,114.5		
単価						881.2	円/m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一17号	足場 (1)	吊足場	単位	m2	数量	760	単価	9,045
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【P5～P6】								
足場工（床版補強工用）		桁高1.5m以上 6.6月	m 2	379.6	9,035	3,429,686		
【P6～A2】								
足場工（床版補強工用）		桁高1.5m以上 6.6月	m 2	381.2	9,035	3,444,142		
計						6,873,828		
単価						9,045	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一18号	足場 (2)	両側朝顔	単位	m2	数量	760	単価	1,094
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【P5～P6】								
朝顔（床版補強工用）		両側朝顔 6.6月	m 2	379.6	1,092	414,523.2		
【P6～A2】								
朝顔（床版補強工用）		両側朝顔 6.6月	m 2	381.2	1,092	416,270.4		
計						830,793.6		
単価						1,094	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一19号	防護	シート防護	単位	m2	数量	760	単価	415.5
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【P5～P6】								
防護工（床版補強工用）		両側朝顔 シート張防護 6.6月	m 2	379.6	415	157,534		
【P6～A2】								
防護工（床版補強工用）		両側朝顔 シート張防護 6.6月	m 2	381.2	415	158,198		
計						315,732		
単価						415.5	円／m2	

1 次単価表

[illegible]

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	工場製作材料費（k g）		単位	k g	数量	1	単価	1,340
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
当て板		SM400A 工場塗装含む	k g	1	1,340	1,340		
計						1,340		
単価						1,340	円／k g	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	工場製作材料費（k g）		単位	k g	数量	1	単価	1,120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
当て板		SS400 工場塗装含む	k g	1	1,120	1,120		
計						1,120		
単価						1,120	円／k g	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	素地調整	2種ケレン	単位	m ²	数量	10	単価	20,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう塗装工			人	5.26	35,598	187,245		
諸雑費（率＋まるめ） 9%			式	1		16,755		
計						204,000		
単価						20,400	円／m ²	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	現場孔明		単位	孔	数量	100	単価	1,434
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	0.68	39,780	27,050		
橋りょう特殊工			人	2.03	34,680	70,400		
普通作業員			人	0.68	25,398	17,270		
諸雑費（率＋まるめ） 25%			式	1		28,680		
計						143,400		
単価						1,434	円／孔	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
当て板取付			単位	箇所	数量	10	単価	12,960
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
橋りょう世話役		人	0.63	39,780	25,061			
橋りょう特殊工		人	1.88	34,680	65,198			
普通作業員		人	0.63	25,398	16,000			
諸雑費（率＋まるめ） 22%		式	1		23,341			
計					129,600			
単価					12,960	円／箇所		

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数		2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	ボルト締付		単位	本	数量	100	単価	1,005	
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要		
橋りょう世話役			人	0.51	39,780	20,287			
橋りょう特殊工			人	1.52	34,680	52,713			
普通作業員			人	0.51	25,398	12,952			
諸雑費（率＋まるめ） 17%			式	1		14,548			
計						100,500			
単価						1,005	円／本		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	継手部下塗り（新橋現場・新橋継手 部現場塗装）	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し 無し	単位	m ²	数量	100	単価	1,072
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 下塗り		昼間 ミストコート 変性エポキシ樹脂(1層) 制約無	m ²	100	1,071.89	107,189		
諸雑費（まるめ）			式	1		11		
計						107,200		
単価						1,072	円／m ²	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	継手部下塗り（新橋現場・新橋継手 部現場塗装）	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し 無し	単位	m ²	数量	100	単価	4,951
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 下塗り		昼間 超厚膜形エポキシ(2回塗り/層) 制約無	m ²	100	4,950.77	495,077		
諸雑費（まるめ）			式	1		23		
計						495,100		
単価						4,951	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継 手部現場塗装）	新橋継手部現場塗装 中塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	単位	m 2	数量	100	単価	1,245
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 中塗り		昼間 ふっ素樹脂塗料用 淡彩 制約無	m 2	100	1,244.96	124,496		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						124,500		
単価						1,245	円／m 2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	中塗り・上塗り（新橋現場・新橋継 手部現場塗装）	新橋継手部現場塗装 上塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	単位	m 2	数量	100	単価	1,888
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 上塗り		昼間 ふっ素樹脂 淡彩 制約無	m 2	100	1,887.81	188,781		
諸雑費（まるめ）			式	1		19		
計						188,800		
単価						1,888	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	素地調整	2種ケレン	単位	m ²	数量	10	単価	20,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう塗装工			人	5.26	35,598	187,245		
諸雑費（率＋まるめ） 9%			式	1		16,755		
計						204,000		
単価						20,400	円／m ²	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
ボルト締付			単位	本	数量	100	単価	1,005
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
橋りょう世話役		人	0.51	39,780	20,287			
橋りょう特殊工		人	1.52	34,680	52,713			
普通作業員		人	0.51	25,398	12,952			
諸雑費（率＋まるめ） 17%		式	1		14,548			
計					100,500			
単価					1,005	円／本		

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	素地調整	2種ケレン	単位	m ²	数量	10	単価	20,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう塗装工			人	5.26	35,598	187,245		
諸雑費（率＋まるめ） 9%			式	1		16,755		
計						204,000		
単価						20,400	円／m ²	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	素地調整	2種ケレン	単位	m ²	数量	10	単価	20,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう塗装工			人	5.26	35,598	187,245		
諸雑費（率＋まるめ） 9%			式	1		16,755		
計						204,000		
単価						20,400	円／m ²	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	現場孔明		単位	孔	数量	100	単価	1,434
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	0.68	39,780	27,050		
橋りょう特殊工			人	2.03	34,680	70,400		
普通作業員			人	0.68	25,398	17,270		
諸雑費（率＋まるめ） 25%			式	1		28,680		
計						143,400		
単価						1,434	円／孔	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
ボルト締付			単位	本	数量	100	単価	1,005
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
橋りょう世話役		人	0.51	39,780	20,287			
橋りょう特殊工		人	1.52	34,680	52,713			
普通作業員		人	0.51	25,398	12,952			
諸雑費（率＋まるめ） 17%		式	1		14,548			
計					100,500			
単価					1,005	円／本		

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	素地調整	2種ケレン	単位	m 2	数量	10	単価	20,400
名 称		規 格	単位	数量	単価	金 額	摘 要	
橋りょう塗装工			人	5.26	35,598	187,245		
諸雑費（率＋まるめ） 9%			式	1		16,755		
計						204,000		
単価						20,400	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	現場孔明		単位	孔	数量	100	単価	1,434
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	0.68	39,780	27,050		
橋りょう特殊工			人	2.03	34,680	70,400		
普通作業員			人	0.68	25,398	17,270		
諸雑費（率＋まるめ） 25%			式	1		28,680		
計						143,400		
単価						1,434	円／孔	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
ボルト締付			単位	本	数量	100	単価	1,005
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
橋りょう世話役		人	0.51	39,780	20,287			
橋りょう特殊工		人	1.52	34,680	52,713			
普通作業員		人	0.51	25,398	12,952			
諸雑費（率＋まるめ） 17%		式	1		14,548			
計					100,500			
単価					1,005	円／本		

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
	ひび割れ補修工（低圧注入工法）	25m未満 0. 593kg 0. 535kg 12個	単位	構造物	数量	1	単価	174, 000
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	1. 5	30, 600	45, 900		
特殊作業員			人	2. 4	26, 724	64, 137		
普通作業員			人	1. 8	25, 398	45, 716		
注入材		ポ ン	k g	0. 593	3, 400	2, 016		
シーリング材		ポ ン	k g	0. 733	2, 630	1, 927		
低圧注入器			個	12	420	5, 040		
諸雑費（率＋まるめ） 6%			式	1		9, 264		
計						174, 000		
単価						174, 000	円／構造物	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	断面修復工（左官工法）	無し 0.1m3未満 0.04m3	単位	構造物	数量	1	単価	286,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2.4	30,600	73,440		
特殊作業員			人	4.5	26,724	120,258		
普通作業員			人	2.3	25,398	58,415		
ポリマーセメントモルタル			m ³	0.047	409,000	19,223		
諸雑費（率＋まるめ） 6%			式	1		15,064		
計						286,400		
単価						286,400	円／構造物	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	断面修復工（左官工法）	有り 0.1m3未満 0.002m3	単位	構造物	数量	1	単価	323,100
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
土木一般世話役			人	2.8	30,600	85,680		
特殊作業員			人	5.3	26,724	141,637		
普通作業員			人	2.8	25,398	71,114		
ポリマーセメントモルタル			m 3	0.002	409,000	818		
諸雑費（率＋まるめ） 8%			式	1		23,851		
計						323,100		
単価						323,100	円／構造物	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	コンクリート殻積込・運搬（断面修復工）	無し 14k m以下 良好	単位	m 3	数量	10	単価	7,576
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1.299	25,398	32,992		
ダンプトラック運転		良好	日	1.28	33,410	42,764		
諸雑費（まるめ）			式	1		4		
計						75,760		
単価						7,576	円／m 3	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
処分費（m ³ ）		単位	m ³	数量		100	単価	2,820
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
処分費(Co設(無筋))	片野建設㈱ 佐原エコロジーセンター	m ³	100	2,820	282,000			
計					282,000			
単価					2,820	円／m ³		

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
	塗替塗装	素地調整 無し 無し 無し 1種ケレン(プラスチック処理) 有り	単位	m 2	数量	100	単価	11, 190
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 塗替塗装		昼間 素地調整 1種ケレン 制約無	m 2	100	7, 160. 9	716, 090		
橋梁塗装工 塗替塗装		昼間 素地調整研削材及びケレンかす 制約無	m 2	100	4, 027. 88	402, 788		
諸雑費（まるめ）			式	1		122		
計						1, 119, 000		
単価						11, 190	円／m 2	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	塗替塗装	下塗り 無し 無し 無し 有機シンクリッチベント(1層)スプレー	単位	m ²	数量	100	単価	1,549
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 塗替塗装 下塗り		昼間 有機シンクリッチ(1層) スプレー 制約無	m ²	100	1,548.33	154,833		
諸雑費（まるめ）			式	1		67		
計						154,900		
単価						1,549	円／m ²	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	塗替塗装	下塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形変性ポキシ樹脂塗料(2層)スプレー	単位	m ²	数量	100	単価	1,610
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 塗替塗装 下塗り		昼間 弱溶剤形変性ポキシ(2層) スプレー 制約無	m ²	100	1,609.94	160,994		
諸雑費（まるめ）			式	1		6		
計						161,000		
単価						1,610	円／m ²	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	塗替塗装	中塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用 スプレー 淡彩	単位	m 2	数量	100	単価	742. 4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 塗替塗装 中塗り		昼間 弱溶剤形ふっ素 スプレー淡彩 制約無	m 2	100	742. 35	74, 235		
諸雑費（まるめ）			式	1		5		
計						74, 240		
単価						742. 4	円／m 2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	塗替塗装	上塗り 無し 無し 無し 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料 スプレー 淡彩	単位	m 2	数量	100	単価	1, 230
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 塗替塗装 上塗り		昼間 弱溶剤形ふっ素 スプレー淡彩 制約無	m 2	100	1, 229. 17	122, 917		
諸雑費（まるめ）			式	1		83		
計						123, 000		
単価						1, 230	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	ﾌﾟﾗｽﾄ養生ｼｰﾄ設置・撤去		単位	m 2	数量	100	単価	520.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	1.5	34,680	52,020		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						52,020		
単価						520.2	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0
	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	無し 無し 鈹桁構造・箱桁構造 0.5kg/m2	単位	m 2	数量	1	単価 5,848
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去 昼間	鈹桁構造・箱桁構造 時間制約無	m 2	1	4,784.82	4,784	
	塗膜剥離剤	水系塗膜剥離材	k g	0.535	1,990	1,064	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					5,848	
	単価					5,848	円／m 2

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	廃材の回収・積込	無し 無し	単位	m 2	数量	1	単価	2,317
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
廃材の回収・積込 昼間		時間制約無	m 2	1	2,317.44	2,317		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						2,317		
単価						2,317	円／m 2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	湿式塗膜剥離剤工用養生シート設置・撤去		単位	m 2	数量	100	単価	520.2
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	1.5	34,680	52,020		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						52,020		
単価						520.2	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	足場工（床版補強工用）	桁高1.5m以上 6.6月	単位	m ²	数量	1	単価	9,035
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.153	34,680	5,306		
足場材損料			月	6.6	565	3,729		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						9,035		
単価						9,035	円／m ²	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	朝顔（床版補強工用）	両側朝顔 6.6月	単位	m 2	数量	1	単価	1,092
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.022	34,680	762		
足場材損料			月	6.6	50	330		
諸雑費（まるめ）			式	1		0		
計						1,092		
単価						1,092	円／m 2	

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0
	防護工（床版補強工用）	両側朝顔 シート張防護 6.6月	単位	m 2	数量	1	単価 415
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	橋りょう特殊工		人	0.004	34,680	138	
	シート張防護材損料		月	6.6	42	277	
	諸雑費（まるめ）		式	1		0	
	計					415	
	単価					415	円／m 2

参考資料（１）

参考資料（１）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
	登り栈橋工（箇所）	設置・撤去・損料 6. 7月 4. 926m	単位	箇所	数量	1	単価	260, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	4. 015	34, 680	139, 240		
登り栈橋損料			月	6. 7	18, 130. 54	121, 474		
諸雑費（まるめ）			式	1		86		
計						260, 800		
単価						260, 800	円／箇所	

参考資料（１）

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	道路施設基本データ作成費用		単位	式	数量	1	単価	63,175
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	技術員		人	1.75	36,100	63,175		
	計					63,175		
	単価					63,175	円／式	

参考資料（２）

参考資料（２）						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0
	ダンプトラック運転	良好	単位	日	数量	1	単価 33,410
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）		人	0.89	24,888	22,150		
軽油		L	19.2	131	2,515		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	供用日	1.02	8,310	8,476		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.02	261	266		
諸雑費（まるめ）		式	1		3		
計					33,410		
単価					33,410	円／日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
単一1号	亀裂補修	TPYE-1	単位	箇所	数量	1	単価	70, 370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
【材料】								
工場製作材料費 (k g)			k g	14	1, 340	18, 760		
工場製作材料費 (k g)			k g	6	1, 120	6, 720		
注入材		エポキシ	k g	1. 717	3, 400	5, 837. 8		
摩擦接合用高力ボルト (六角)		F 1 0 T M 2 2 × 8 0	組	4	254. 5	1, 018		
摩擦接合用高力ボルト (六角)		F 1 0 T M 2 2 × 9 0	組	6	267. 2	1, 603. 2		
【労務】								
素地調整		2種ケレン	m 2	0. 128	20, 400	2, 611. 2		
現場孔明			孔	6	1, 434	8, 604		
当て板取付			箇所	1	12, 960	12, 960		
ボルト締付			本	10	1, 005	10, 050		

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
単一1号	亀裂補修	TPYE-1	単位	箇所	数量	1	単価	70,370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
継手下塗り (新橋現場・新橋継手部現場塗装)		ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し 無し	m ²	0.24	1,072	257.28		
継手下塗り (新橋現場・新橋継手部現場塗装)		超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し 無し	m ²	0.24	4,951	1,188.24		
中塗り・上塗り (新橋現場・新橋継手部現場塗装)		新橋継手部現場塗装 中塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	m ²	0.24	1,245	298.8		
中塗り・上塗り (新橋現場・新橋継手部現場塗装)		新橋継手部現場塗装 上塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	m ²	0.24	1,888	453.12		
計						70,361.64		
単価						70,370	円/箇所	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-50	
単一2号	足場 (1)【夜間】	吊足場	単位	m2	数量	1	単価	6,804
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
足場工 (床版補強工用)		桁高1.5m未満 0.1月	m 2	1	6,804	6,804		
計						6,804		
単価						6,804	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-50	
単一3号	足場 (2)【夜間】	両側朝顔	単位	m2	数量	1	単価	1,149
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
朝顔 (床版補強工用)		両側朝顔 0.1月	m 2	1	1,149	1,149		
計						1,149		
単価						1,149	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-50	
単一4号	防護 【夜間】	シート足場	単位	m2	数量	1	単価	212
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
防護工 (床版補強工用)		両側朝顔 シート張防護 0.1月	m 2	1	212	212		
計						212		
単価						212	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-50	
単一5号	交通誘導警備員 (1) 【夜間】	誘導員A	単位	人日	数量	1	単価	28,770
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1	28,770	28,770		
計						28,770		
単価						28,770	円／人日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-50	
単一6号	交通誘導警備員 (2)【夜間】	誘導員B	単位	人日	数量	1	単価	26,320
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1	26,320	26,320		
計						26,320		
単価						26,320	円／人日	

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
	工場製作材料費 (k g)		単位	k g	数量	1	単価	1, 340
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
当て板		SM400A 工場塗装含む	k g	1	1, 340	1, 340		
計						1, 340		
単価						1, 340	円 / k g	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
	工場製作材料費 (k g)		単位	k g	数量	1	単価	1, 120
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
当て板		SS400 工場塗装含む	k g	1	1, 120	1, 120		
計						1, 120		
単価						1, 120	円 / k g	

参考資料 (1)

参考資料 (1)						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
	素地調整	2種ケレン	単位	m 2	数量	10	単価	20, 400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう塗装工			人	5. 26	35, 598	187, 245		
諸雑費 (率+まるめ) 9%			式	1		16, 755		
計						204, 000		
単価						20, 400	円／m 2	

参考資料 (1)

参考資料 (1)						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
	現場孔明		単位	孔	数量	100	単価	1, 434
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	0. 68	39, 780	27, 050		
橋りょう特殊工			人	2. 03	34, 680	70, 400		
普通作業員			人	0. 68	25, 398	17, 270		
諸雑費 (率十まるめ) 25%			式	1		28, 680		
計						143, 400		
単価						1, 434	円／孔	

参考資料 (1)

参考資料 (1)						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
当て板取付			単位	箇所	数量	10	単価	12, 960
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
橋りょう世話役		人	0. 63	39, 780	25, 061			
橋りょう特殊工		人	1. 88	34, 680	65, 198			
普通作業員		人	0. 63	25, 398	16, 000			
諸雑費 (率十まるめ) 22%		式	1		23, 341			
計					129, 600			
単価					12, 960	円／箇所		

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-0	
	ポルト締付		単位	本	数量	100	単価	1, 005
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう世話役			人	0. 51	39, 780	20, 287		
橋りょう特殊工			人	1. 52	34, 680	52, 713		
普通作業員			人	0. 51	25, 398	12, 952		
諸雑費 (率+まるめ) 17%			式	1		14, 548		
計						100, 500		
単価						1, 005	円／本	

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	継手部下塗り (新橋現場・新橋継手 部現場塗装)	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層) 無し 無し	単位	m ²	数量	100	単価	1,072
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 下塗り		昼間 ミストコート 変性エポキシ樹脂(1層) 制約無	m ²	100	1,071.89	107,189		
諸雑費 (まるめ)			式	1		11		
計						107,200		
単価						1,072	円/m ²	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	継手部下塗り (新橋現場・新橋継手 部現場塗装)	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回塗り/層) 無し 無し	単位	m ²	数量	100	単価	4,951
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 下塗り		昼間 超厚膜形エポキシ (2回塗り/層) 制約無	m ²	100	4,950.77	495,077		
諸雑費 (まるめ)			式	1		23		
計						495,100		
単価						4,951	円/m ²	

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	中塗り・上塗り (新橋現場・新橋継 手部現場塗装)	新橋継手部現場塗装 中塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料用 淡彩	単位	m 2	数量	100	単価	1,245
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 中塗り		昼間 ふっ素樹脂塗料用 淡彩 制約無	m 2	100	1,244.96	124,496		
諸雑費 (まるめ)			式	1		4		
計						124,500		
単価						1,245	円/m 2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-0	
	中塗り・上塗り (新橋現場・新橋継 手部現場塗装)	新橋継手部現場塗装 上塗り 無し 無し ふっ素樹脂塗料 淡彩	単位	m 2	数量	100	単価	1,888
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋梁塗装工 新橋塗装 上塗り		昼間 ふっ素樹脂 淡彩 制約無	m 2	100	1,887.81	188,781		
諸雑費 (まるめ)			式	1		19		
計						188,800		
単価						1,888	円/m 2	

参考資料 (1)

参考資料 (1)						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1. 000-00-00-2-50	
	足場工 (床版補強工用)	桁高1.5m未満 0.1月	単位	m 2	数量	1	単価	6,804
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.13	52,020	6,762		
足場材損料			月	0.1	425	42		
諸雑費 (まるめ)			式	1		0		
計						6,804		
単価						6,804	円／m 2	

参考資料 (1)

参考資料 (1)						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-50	
	朝顔 (床版補強工用)	両側朝顔 0.1月	単位	m 2	数量	1	単価	1,149
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.022	52,020	1,144		
足場材損料			月	0.1	50	5		
諸雑費 (まるめ)			式	1		0		
計						1,149		
単価						1,149	円／m 2	

参考資料 (1)

参考資料 (1)						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-50	
	防護工 (床版補強工用)	両側朝顔 シート張防護 0.1月	単位	m 2	数量	1	単価	212
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
橋りょう特殊工			人	0.004	52,020	208		
シート張防護材損料			月	0.1	42	4		
諸雑費 (まるめ)			式	1		0		
計						212		
単価						212	円／m 2	

参考資料 (1)

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-50	
	交通誘導警備員 A		単位	人日	数量	1	単価	28,770
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 A			人	1	28,764	28,764		
諸雑費 (まるめ)			式	1		6		
計						28,770		
単価						28,770	円／人日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 1 2026. 1 1.000-00-00-2-50	
	交通誘導警備員 B		単位	人日	数量	1	単価	26,320
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員 B			人	1	26,316	26,316		
諸雑費 (まるめ)			式	1		4		
計						26,320		
単価						26,320	円／人日	

R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	114, 128, 199
(2)共通仮設費	17, 636, 135
(3)純工事費	131, 764, 334

(1)+(2)

(4)現場管理費	48, 256, 000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	180, 020, 334
----------	---------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	28, 509, 666
(8')その他費目計	0
(9)業務委託料等	0

(10)工事価格	208, 530, 000
----------	---------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	20, 853, 000
------------	--------------

(12)請負工事価格	229, 383, 000
------------	---------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	208, 530, 000
-------------	---------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	208, 329, 000
------------	---------------

(15)調査基準価格の100/110	189, 390, 000
--------------------	---------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	28, 519, 395
------------------	--------------

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 鋼橋架設工事			合算工事： 0			
対象工事費	114, 128, 199	直接工事費	114, 128, 199	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	112	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		796, 160				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		796, 160	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 %または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		113, 332, 039		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		113, 331, 927			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		13. 3 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		13. 57 %	（13. 3 % × 週休1. 02）			
計上額		15, 379, 000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	113,331,927	直接工事費	114,128,199		
非対象額計（一）	796,272				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7	0	（工場原価）			
管理費区分5	796,160	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	112	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	113,331,927	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.96 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.96 %				
計上額	1,087,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,023,135				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	959,960	役務費	0	技術管理費	63,175
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					17,489,135

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 鋼橋架設工事			合算工事： 0			
対象工事費	113,755,819	直接工事費	113,755,819	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	112	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（一）		770,680				
管理費区分1		0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2、7		0	（工場原価）			
管理費区分5		770,680	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分T		0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（+）		0				
無償貸付機械評価額（+）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		112,985,139		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		112,985,027			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		13.31 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT施工補正	1		
率（補正後）		13.58 %	（13.31% × 週休1.02）			
計上額		15,343,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	112,985,027	直接工事費	113,755,819		
非対象額計（一）	770,792				
管理費区分1	0	（橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	770,680	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	112	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支給品（+）	0				
無償貸付機械評価額（+）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	112,985,027	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0.96 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	0.96 %				
計上額	1,084,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	1,023,135				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	959,960	役務費	0	技術管理費	63,175
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					17,450,135

共通仮設費

主たる工種						
単独 (追加工事) : 鋼橋架設工事			合算工事 : 0			
対象工事費	372,380	直接工事費	372,380	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独 (追加工事)	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計 (一)		25,480				
管理費区分1		0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7		0	(工場原価)			
管理費区分5		25,480	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9		0	(間接費非対象額)			
管理費区分T		0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支給品 (+)		0				
無償貸付機械評価額 (+)		0				
共通仮設費対象額						
単独 (追加工事)		346,900	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		346,900		0		0
共通仮設費 (率分)						
率 (補正前)		38.36 %		0 %		
施工地域等補正		1.3	ICT施工補正	1		
率 (補正後)		50.87 %	(49.87% × 週休1.02)			
計上額		176,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	346,900	直接工事費	372,380		
非対象額計 (一)	25,480				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	25,480	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品 (+)	0				
無償貸付機械評価額 (+)	0				
現場環境改善費対象額 (P i)					
単独 (追加工事)	346,900	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率 (補正前)	3.07 %		0 %		0 %
施工地域等補正	市街地以外				
率 (補正後)	3.07 %				
計上額	10,000		0		0
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費 (積上分)	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					186,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	131,617,334	単独（追加工事）直接工事費	114,128,199	単独（追加工事）共通仮設費	17,489,135
非対象額計（－）	796,160				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	796,160	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	130,821,174	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	130,821,062		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	35.69％		0％		0％
施工地域等補正	0％				
施工時期補正	0％	熱中症補正	0％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0％				
砂防・地すべり補正	0％		0％		
率（補正後）	36.76％（35.69％×週休1.03）		0％		
計上額	48,089,000		0		0
			5,797,134（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	131,205,954	単独（追加工事）直接工事費	113,755,819	単独（追加工事）共通仮設費	17,450,135
非対象額計（－）	770,680				
管理費区分2，7	0	（工場原価）			
管理費区分5	770,680	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
対象額　支　給　品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	130,435,274	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	130,435,162		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	35.7　％		0　％		0　％
施工地域等補正	0　％				
施工時期補正	0　％	熱中症補正	0　％	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0　％				
砂防・地すべり補正	0　％		0　％		
率（補正後）	36.77　％（35.7　％ × 週休1.03）		0　％		
計上額	47,961,000		0		0
				（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

現場管理費

単独 (追加工事) 純工事費	558,380	単独 (追加工事) 直接工事費	372,380	単独 (追加工事) 共通仮設費	186,000
非対象額計 (一)	25,480				
管理費区分 2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分 5	25,480	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分 9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分 T	0	(全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額)			
対象額 支 給 品 (+)	0				
無償貸付機械等評価額 (+)	0				
現場管理費対象純工事費					
単独 (追加工事)	532,900	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	532,900		0		0
現場管理費対象純工事費 (調整工事入力で使用)					
率 (補正前)	48.86 %		0 %		0 %
施工地域等補正	1.1				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率 (補正後)	55.36 % (53.75% × 週休1.03)		0 %		
計上額	295,000		0		0
				(工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額)	
比較結果 当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名 常陸河川国道事務所 道路管理第二課

工事番号 2025110018

第 0 回変更

発注年月 令和07年11月

契約区分

単年度（繰越を含む）の分任官

主工種

鋼橋架設工事

工事原価	179,706,334				
純工事費	131,617,334	現場管理費	48,089,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3％または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	179,706,334	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	179,706,222	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	179,706,334				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	15.83 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	28,509,666				
業務委託料等	0				
調査基準価格	208,329,000				
調査基準価格の100/110	189,390,000	（ 90.82 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事

国土交通省 関東地方整備局
常陸河川国道事務所 道路管理第二課

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
橋梁保全工事 (鹿嶋地区) 北利根橋		式		1		
橋梁補修工		式		1		
亀裂補修工		式		1		
亀裂補修 (1)	TYPE-A1	箇所		11		
亀裂補修 (2)	TYPE-A2	箇所		5		
亀裂補修 (3)	TYPE-A3	箇所		8		
亀裂補修 (4)	TYPE-B1	箇所		7		
亀裂補修 (5)	TYPE-B2	箇所		2		
亀裂補修 (6)	TYPE-B3	箇所		1		
ひび割れ補修工		式		1		
低圧注入工法	25m未満 エボキシ	構造物		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
断面修復工		式		1		
左官工法 (1)	0.1m3未満 ホﾟリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理無	構造物		1		
左官工法 (2)	0.1m3未満 ホﾟリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理有	構造物		1		
コンクリート殻積込・運搬(断面修復工)		m3		0.04		
殻処分	コンクリート殻(無筋)	m3		0.04		
現場塗装工		式		1		
橋梁塗装工		式		1		
塗替塗装	Re-1	m2		3,000		
プラスト養生シート		m2		760		
塗膜除去工		式		1		
塗膜除去	塗膜剥離剤塗布(2回)塗膜除去	m2		3,000		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
廃材の回収・積込		m2		6,010		
湿式塗膜剥離剤工用養生シート		m2		760		
仮設工		式		1		
足場工		式		1		
足場 (1)	吊足場	m2		760		
足場 (2)	両側朝顔	m2		760		
防護	シート防護	m2		760		
登り栈橋		箇所		1		
ばく露防止対策工		式		1		
鉛対応環境対策資機材費		式		1		
直接工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
安全費		式		1		
鉛等呼吸用保護具等費用		式		1		
技術管理費		式		1		
道路施設基本データ作成費用		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事					
(当 初)						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事（夜越川橋） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
橋梁保全工事 （鹿嶋地区） 夜越川橋		式		1		
橋梁補修工		式		1		
亀裂補修工		式		1		
亀裂補修	TPYE-1	箇所		1		
仮設工		式		1		
足場工		式		1		
足場 （1）【夜間】	吊足場	m2		10		
足場 （2）【夜間】	両側朝顔	m2		10		
防護 【夜間】	ｼｰﾄ足場	m2		10		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員 （1）【夜間】	誘導員A	式		1		

工事数量総括表

工事名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事（夜越川橋） （ 当 初 ）					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量（前回）	数量（今回）	数量増減	摘要
交通誘導警備員 (2)【夜間】	誘導員B	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費（率計上）		式		1		
共通仮設費（率計上）		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		

R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事

特 記 仕 様 書

令和 7 年 1 1 月

国土交通省関東地方整備局

常陸河川国道事務所

道路管理第二課

■ 第 1 編 共通編

第 1 章 総則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局土木工事共通仕様書（令和 7 年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

第 2 条 主任技術者等

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

第 3 条 主任技術者等の専任期間

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限り、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「完成通知書」等における日付）とする。
4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第 4 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。
 - （１）建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
 - （２）監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
 - （３）監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (4) 同一の専任特例2号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。なお、専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事は茨城県内の工事ではない。
 - (6) 専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 2. 現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。
 - 3. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - 1) 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - 2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））
 - 3) 専任特例2号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類（CORINSの写し）
 - 4. 本工事の監理技術者が専任特例2号の場合の監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(5)～(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。
 - 5. 本工事において、専任特例2号の場合の監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ（CORINS）への登録・修正を適切に行うこと。

第5条 コリンズ（CORINS）への登録

- 1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への登録」によるものとする。
- 2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。
- 3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。（余裕期間を含まないことに留意するものとする。）

第6条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点 茨城県潮来市永山 緯度 35° 57' 33" 経度 140° 30' 27"
終点 茨城県潮来市永山 緯度 35° 57' 40" 経度 140° 30' 33"

第7条 コリنزへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、国道51号北利根橋の塗装塗替工事及び、国道51号夜越川橋の補修工事を行うものである。

主な工種は現場塗装工であり橋梁塗装工約3,000m²、塗膜除去工約3,000m²、亀裂補修工一式他を予定している。

第8条 コリنزへの設計業務名およびテクリス番号の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、設計業務名およびテクリス番号を登録すること。設計業務名およびテクリス番号については以下のとおりとする。

記載例) ※2

コリنزへ登録する業務名およびテクリス番号

業務名	テクリス番号
R 5 常陸河川国道管内橋梁補修設計業務	4054120857

第9条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2006年度 ★ 優 国土交通省 工事成績優秀企業 ○○地方整備局

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第10条 調査・試験に対する協力(低入札価格調査制度調査対象工事について)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。
2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。
 - 1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
 - 2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
 - 3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は常陸河川国道事務所のホームページにより公表する。
 - 4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

※別紙様式－00参照

第11条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第12条 不可視部分の出来形管理について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、以下に示す工種の不可視部分について、ビデオカメラを用いた出来形管理を

行うこととし、撮影した映像については監督職員に提出するものとする。

全ての工種

第13条 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第14条 工事書類の作成について

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係電子書類一覧表」（別紙様式-15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第15条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第16条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和7年3月版）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.7）令和7年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ①情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ②サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若し

くは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨

5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第17条 設計・施工技術連絡会議(三者会議)の設置

本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として、発注者、設計者、施工者（工事受注者）の三者が工事着手前等において一堂に会して、事業目的、設計思想・条件等の情報の共有及び施工上の課題、新たな技術提案に対する意見交換等を行う「設計・施工技術連絡会議（三者会議）」（以下、「三者会議」という。）の設置対象工事であり、工事着手前に1回以上開催するものとする。

「三者会議」の運用にあたっては、「設計・施工技術連絡会議（「三者会議」）運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第18条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第19条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第20条 ワンデーレスポンスについて

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。

2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレス

ポンス実施の手引き（令和５年１２月）に基づき、取り組むものとする。

- ５．効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第２１条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- １．本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ２．受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第２２条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第１８条から第２５条及び共通仕様書共通編１－１－１－１６から１－１－１－１８に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和７年３月」によることとする。

第２３条 スライド条項

工事請負契約書第２６条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不適当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不適当となった場合には、相手方に対して請負代金の変更を請求することができる。

第２４条 公共建設工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領（土木）

１．特定建設資材の分別解体等の再資源化等

- ① 本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成１２年法律第１０４号 最終改正令和４年６月１７日法律第６８号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「８ 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は監督職員と協議するものとする。

（１）分別解体等の方法

工 程 ご	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

との作業内容及び解体方法	②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

1) コンクリート塊の搬出については以下のとおりとする。

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	摘要
コンクリート無筋殻	片野建設(株)佐倉エコロジーセンター	千葉県香取市与倉309の一部他	L=12.9km(北利根橋DID無し)	

※上記の処理施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項については、監督職員と協議の上、契約変更の対象とすることができる。

2) 受入時間

片野建設(株)佐倉エコロジーセンター：8時00分～17時00分

② 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書（実施書）〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書（実施書）〕を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

2. その他

工事発注後に明らかになった事情により予定していた条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第25条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第26条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。
また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品－検査方法通則）により実施しなければならない。
なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3－3－3 配合」に従うものとする。

第27条 工事完成図等の作成について

本工事は、道路工事完成図等作成要領（第2版）（国土技術政策総合研究所資料、平成20年12月）に基づく電子納品の対象工事である。

http://www.nilim-cdrw.jp/dl_std.html

第28条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第29条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1. から4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/>」）

cryptrec.go.jp/list.html」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア，（一社）施工管理ソフトウェア産業協会，〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(令和5年3月)（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会
〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第30条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内 容

受注者は、現場に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （1）洋式（洋風）便器
- （2）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- （3）臭い逆流防止機能

- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1 の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】（1）～

（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基/工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基/工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費（率）を充当することができる。現場環境改善費（率）の充当を希望する場合は、上記 2. の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。

なお、現場環境改善費（率）を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第 31 条 BIM/CIM 活用工事

本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指定型）である。

少なくとも以下に示す義務項目について、BIM/CIM を適用する。さらに、発注者が示す課題や効率化等を求める内容を踏まえ、BIM/CIM 取扱要領「附属資料 1 推奨項目一覧」や過去の取組事例等を参考にして、受発注者で実施内容や納品方法について協議し決定する。

受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。

BIM/CIM 適用工事に要する費用については、当初は計上していない。3次元モデルを作成または加工する場合は、受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。

(例)

活用内容	活用内容の詳細
〔義務項目〕	
施工計画の検討補助	詳細設計等で作成された 3 次元モデルを閲覧し、施工計画を検討する際の参考にする。
2 次元図面の理解補助	詳細設計等で作成された 3 次元モデルを閲覧し、2 次元図面を理解する際の参考にする。
現場作業員等への説明	詳細設計等で作成された 3 次元モデルを用いて、現場作業員等に工事の完成イメージ等を説明し、現場作業員等の理解促進を図る。
〔推奨項目〕	
重ね合わせによる確認	3 次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 (例) 本工事では、建築限界及び構造物等と官民境界の位置を確認する。
現場条件の確認	3 次元モデルに建機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。 (例) 本工事では、建機の搬出入経路及び旋回範囲を確認する。
施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの 3 次元モデルで施工可能かどうかを確認する。 (例) 本工事では、交通規制を伴う部分の切り替え、作業スペース等を確認する。 (例) 本工事では、工事進捗に伴い変化する仮設及び建機等の作業スペース等を確認する。
施工管理での活用	3 次元モデル上で施工手順等を区分し、施工範囲の明確化や進捗管理等に活用する。 (例) 本工事では、護岸工の打設日毎に色分けをし、進捗確認を行う。
〔3 次元モデル作成の目安〕	
詳細度	200～300 程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状がわかるモデル
属性情報※2 ※2 部材等の名称、規格、仕様等の情報	3 次元形状データが何を表すかを識別する情報をオブジェクトごとに属性情報として設定する。(BIM/CIM 取扱要領「附属資料 2 オブジェクト分類」を参照)

1. BIM/CIM 実施計画書の作成

受発注者において、BIM/CIM の実施内容や、納品方法等を協議し決定した結

果を「BIM/CIM 実施計画書」として整理し、提出する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施（変更）計画書を作成する。

また、作成した BIM/CIM 実施計画書（変更含む）に基づき、本工事を実施する。

- 1) 工事概要
- 2) 整理すべき課題
- 3) BIM/CIM の実施内容（3次元モデルの活用内容、期待する効果等）
- 4) 3次元モデルの作成仕様（作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの仕様等）
- 5) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類
- 6) 3次元モデルの閲覧、データ共有ができるソフトウェアの種類、成果物の納品ファイル形式
- 7) 3次元モデルの作成担当者
- 8) 3次元モデルの作成・活用に要する費用

2. BIM/CIM 実施報告書の作成

BIM/CIM 実施計画書に基づき実施した内容について、BIM/CIM 実施報告書を作成する。以下の内容を BIM/CIM 実施計画書に追記して作成する。

- 1) 後段階への引継事項（データ活用時の留意点、更なる検討が必要な内容、2次元図面との整合等）
- 2) 省人化の効果（前段階から引き継いだデータの活用により省人化した効果、3次元での検討により省人化した効果等）

3. 成果の納品

以下の内容を納品する。様式については別添資料を参照すること。

- 1) BIM/CIM 実施計画書・見積書（変更含む）
- 2) BIM/CIM 実施報告書（3次元モデル作成引継書シート、3次元モデル照査時チェックシートを含む）
- 3) 作成した3次元モデル（オリジナルデータ、標準的なデータ形式（J-Lan dXML 形式、IFC 形式）、統合モデル、動画等）

4. その他

最新の情報は BIM/CIM ポータルサイト (<https://www.nilim.go.jp/lab/qbg/bimcim/bimcimindex.html>) で提供されているので、適宜参照すること。

第32条 DXデータセンターの使用

本工事は DX データセンターを使用することで、VDI による専用ソフトの利用及び受発注者間のデータ共有の円滑化を図る工事である。

3次元モデルを活用するにあたり、受注者が希望する場合、国土技術政策総合研究所が運用する DX データセンターにインストールされている専用ソフトウェアを使用することができる。

DXデータセンター内の有償ソフトウェアを使用する場合は、受注者が有償ソフトウェアの使用契約手続きを行うものとする。

なお、DXデータセンターの詳細については、DXデータセンターの参考資料 (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym/reference>) 及びポータルサイト (<https://dxportal.nilim.go.jp/exonym>) を参照すること。

第33条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について

て留意し、工事事故の防止を図らなければならない。なお、令和7年度における重点安全対策項目は以下の7項目である。

- I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
- II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
- III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
- IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
- V. 地下埋設物の損傷事故防止
- VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
- VII. 事故防止

2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。

- I 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
- II 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
- III 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について、「道路工事保安施設設置基準（令和元年5月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。

4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については監督職員の承諾を得るものとする。

5. 工事期間中は、夜間における安全確保のため保安要員を巡回させ、道路灯、バリケード等保安施設の保安点検を行うものとする。

6. 工事期間中に配置する交通誘導警備員は、以下のとおり計上するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

施工箇所	作業区分	交通誘導警備員	備考
鹿嶋地区（夜越川橋）	夜間作業	8人（うち有資格誘導員 4人）	（交代要員含む）

7. 交通規制の認識対策

路上工事で、交通規制を行う場合、保安施設の設置、撤去に先がけ、発煙筒を使用するなど、規制帯内への一般車の飛び込み事故の防止に努めること。（参考図参照）

8. UAV等を使用する際の安全面への配慮について

受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として下記URLに基づいてUAV等を使用すること。

URL <https://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/sokuryosidou41042.html>

第34条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

①環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。

②気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を真夏日とする。

③夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}※$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第35条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事

現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成后、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第36条 交通誘導警備員の資格

交通誘導警備員については、資格者（警備業法第23条に規定する都・県公安委員会の行う1級又は2級検定に合格した者）1名以上を充て、他は経験1年以上の者を配置すること。

なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第37条 路上工事の縮減等

受注者は、路上工事による交通への影響の緩和を図るため、施工方法・規制時間帯・施工日数の短縮等の検討を行い、監督職員に提出するとともに工事完了時に実施結果を提出するものとし、路上工事の縮減等に努めるものとする。

第38条 交通規制日数の報告

現道上での（改築・維持修繕）工事等により交通規制を実施した場合には、月毎に実交通規制日数を監督職員へ提出するものとする。

第39条 環境対策

受注者は、工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、下記によらなければならない。

1. 工種

橋梁補修工

仮設工

2. 建設機械・設備

低騒音・低振動認定機械

騒音防止を施した機械

3. 施工にあたり現地状況を十分把握し、安全性、経済性等の検討を行い、施工方

法に変更が生じた場合、又は上記により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。

第40条 環境対策(特定調達品目の調達実績の調査について)

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目(以下、「特定調達品目」という)の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第41条 環境対策(建設機械の使用)

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号、最終改正 平成13年国土交通省告示487号)に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第42条 交通安全管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第43条 工事現場の現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。

(1)仮設備関係

昇降設備の充実を実施するものとする。

(2)営繕関係

現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)を実施するものとする。

現場休憩所の快適化

(3)安全関係

工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)を実施するものとする。

(4)地域連携

社会貢献を実施するものとする。

2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費（率）の50%を上限として設計変更の対象とする。

第44条 工期変更

1. 工期は、雨天、休日等45日を見込み、契約の翌日から令和8年8月31日までとする。

なお、休日には、日曜日、祝日、年末年始及び夏季休暇の他、作業期間内の全ての土曜日を含んでいる。

工期には、施工に必要な日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	60日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率 (実働工期日数に休日と悪天候により作業が 出来ない日数を見込むための係数 実働日数×係数)	0.76 ※茨城県：猛暑日補正有り
④ 余裕期間	任意で設定可能

雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。

(当該工事の作業不能日ではない。)

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：28日間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：5日間

(少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数)

過去5か年（2020年～2024年）の気象庁（水戸観測所）及び環境省（水戸地点）のデータより年間の平均発生日数を算出（雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日）

2. 著しい悪天候や気象状況より工程（官積算）で見込んでいる「天候等による作業不能日」以上に作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
3. 後片付け期間に検査に要する各種電子データの作成を行うことを想定しているが、更なる期間が必要な場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
4. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、主任技術者または監理技術者を設定することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の翌日から令和8年8月31日まで

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協

議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第45条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図書等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合
- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第46条 工事工程表の開示試行工事

1. 本工事は、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続きなどの進捗状況を踏まえた工事工程表を開示するとともに、設計審査会等において工事工程クリティカルパスの共有や発注者が作成する工程と受注者が作成する工事工程の照合（クロスチェック）を行うことにより、適切な工期設定の取組を行う「工事工程表の開示試行工事」である。
2. 工事契約後、設計審査会等において、「前条 工事工程クリティカルパスの共有」により作成した工事工程表を確認し、受注者・発注者間でクリティカルパスの共有を行うものとする。
3. 設計審査会等において、発注者が開示した工事工程表（別紙－5）との照合（クロスチェック）を実施し、必要に応じて工期延伸の判断について審査を行うなど、適正な工事工程の確保に努めるものとする。
4. 本試行に関するアンケート調査を実施する場合は、これに協力すること。

第47条 週休2日制適用工事

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

1) 週休2日

①完全週休2日（土日）

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同

一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

3）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

3. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。

- ①施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
- ②週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
- ③官公庁の休日の場合

完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。

また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。

5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。

7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合には、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第48条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工事の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、龍ヶ崎観測所（気象庁のデータ）における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. 本試行のアンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第49条 施工時期及び施工時間の変更（作業区分）

本工事の作業区分は下記によるものとする。

作業区分	施工区分	標準作業時間
昼間作業	下記を除くすべての工事	8:00 ～ 17:00
夜間作業	（鹿嶋地区）夜越川橋 足場(1)、足場(2)、防護	20:00 ～ 5:00

上記については、積算上の条件明示であり、作業時間を指定するものではない。
各々の標準作業時間には、日々の作業準備、後片付け、KY等安全活動なども含まれる。
ただし、上記区分に変更を要する場合は監督職員と協議するものとする。

第50条 施工時期及び施工時間の変更（他機関との協議）

本工事は下記に示す内容等について関係機関と協議が必要である。

1. 協議機関
国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所
茨城県潮来土木事務所
2. 協議箇所（協議内容）
北利根橋（仮設足場の設置）

夜越川橋（仮設足場の設置）

3. 制約を受ける施工内容

北利根橋（全ての作業）

夜越川橋（全ての作業）

仮設工及び施工ヤードに関する占有協議が必要であるため、占有協議に必要な仮設計画を監督職員へ提出するものとする。

第51条 他工事との調整

1. 下記工事の請負業者とは、現場が連続し施工が輻輳することから、施工手順・工程については十分な打ち合わせを行い、工事の円滑な進捗に努めるものとする。

2. 本工事との調整工事は以下のとおりとする。

工事名	施工範囲	工期（予定）
R 7・R 8 鹿嶋国道管内維持工事	鹿嶋国道出張所管内	令和7年4月～令和9年3月
R 7・R 8 鹿嶋国道管内緑地管理工事	鹿嶋国道出張所管内	令和7年4月～令和9年2月

第52条 工事支障物件

本工事区間においては、工事支障物件を見込んでいない。なお、施工条件に変更を要する場合には、監督職員と協議するものとする。

第53条 概算・概略数量

1. 北利根橋亀裂補修詳細図(1)～(5)の亀裂補修数量については、塗膜割れ発生箇所の数量であり、発注時の亀裂補修数量については亀裂補修が必要と想定した概算数量で計上している。施工数量については、現地を確認し、監督職員と施工数量を協議するものとする。

2. 現地調査後、補修対象箇所以外に損傷や腐食の著しい箇所及び腐食の原因となる要素等が発見された場合には、監督職員に報告するものとする。

上記について、本工事での補修の有無について監督職員と協議するものとし、補修を行う場合は設計変更の対象とする。なお、補修方法については監督職員と協議の上決定するものとする。

第54条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術

URL <http://www.netis.ml.it.go.jp>

2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術

3) 新技術導入促進(Ⅱ)型により活用する技術

4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術

対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。

なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第55条 新技術の活用

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において第54条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す1)~4)の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第54条 新技術の活用「新技術の定義」に示す1)~4)のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない。
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-V E」以外のNETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第56条 建設現場の遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用する PC にて遠隔臨場の映像（実施状況）を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム（ASP）等に登録して保管する。（従来の立会資料の管理と同様とする。）

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」（カメラを手に持って歩きながら撮影）での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19 を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事实施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 5 年 3 月 3 日（国不建第 578 号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

(8) 通信環境

遠隔臨場の実施にあたり、現場の通信環境が不良と確認された場合は、対応

策を検討の上、監督職員と協議を行うものとする。

第57条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）とWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

凡例 ○：遠隔臨場による工事検査の対象

	工事実施 状況	出来形		品質		出来ばえ	
	書類	書類	実施	書類	実施	書類	実施
完成検査	○	○	○	○	○	○	○
中間技術検査	○	○	○	○	○	○	○
既済部分検査	○	○	○	○	○	○	○
完済部分検査	○	○	○	○	○	○	○

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

(1) 技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

(3) 遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、

事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

(4) 効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(5) 費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

(6) 不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和3年9月30日（国不建第273号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第58条 契約後VE方式

1. 定義について

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲について

- 1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- 2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - 1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - 2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - 3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出について

- 1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式－01～04）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - 1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - 2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - 3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - 4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - 5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - 6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査について

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判

断されるものについては、V E 提案として採用されることを原則として審議を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. V E 提案の採否について

V E 提案の採否について、原則として、V E 提案の受領後 1 4 日以内に書面（別紙様式－0 5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、V E 提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. V E 提案を採用した場合の設計変更等について

- 1) V E 提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、V E 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 1 0 分の 5 に相当する金額（以下「V E 管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) V E 提案を採用した後、契約書第 18 条の条件変更が生じた場合、発注者が V E 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、V E 管理費については、原則として変更しないものとする。

7. V E 提案の保護について

評定の結果、当該 V E 提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者が V E 提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、V E 提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第 5 9 条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第 5 4 条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第 6 0 条 出来高部分払方式

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円

滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」〔国土交通省 HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照〕に基づき行うものとする。

第61条 施工箇所が点在する工事の適用

本工事は、施工箇所が点在する工事であり、鹿嶋地区（北利根橋）、鹿嶋地区（夜越川橋）で施工を行う工事である。

第62条 情報管理体制の確保

受注者は、本工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報であって、発注者が保護を要さないことを同意していない一切の非公表情報（以下「要保護情報」という。）を取り扱う場合は、当該情報を適切に管理するため、土木工事共通仕様書 1-1-1-6 に基づく施工計画書の現場組織表において、別紙様式－18を参考に、情報取扱者名簿及び情報管理体制図を記載し、発注者の同意を得なければならない。また、記載内容に変更が生じた場合も、同様に作成の上、あらかじめ発注者の同意を得なければならない。

- ・受注者は、要保護情報を情報取扱者以外には秘密とし、また、本工事の施工以外の目的に使用してはならない。
- ・受注者は、要保護情報を本工事の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- ・要保護情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
- ・受注者は、本工事完了時に、要保護情報について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
- ・受注者は、要保護情報の外部への漏えい若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告すること。なお、報告がない場合でも、情報の漏えい等の懸念がある場合は、発注者が行う報告徴収や調査に応じること。

第2章 個人情報情報の取り扱いについて

第63条 基本的事項

受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第64条 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第65条 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的

の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

第66条 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第67条 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第68条 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

第69条 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

第70条 資料等の返却等

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙-2）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

第71条 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

第72条 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

第73条 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

■ 第2編 土木工事共通編

第1章 総則

第74条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務を関東建設マネジメント株式会社に委託している。

第75条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を関東建設マネジメント株式会社に委託している。また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ASP）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ASP）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第76条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和6年12月13日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ASP）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第1回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第77条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式－12によるものとする。

第 78 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月)」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。
オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。
なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 79 条 技術検査

1. 本工事は、中間技術検査対象工事とし、実施回数は 2 回以上を原則とする。なお、工事成績優秀企業の適用工事にあたっては、減免することが出来るものとする。但し、低入札価格調査制度対象工事となった工事及び監督強化価格対象工事については、減免の適用の対象外とする。
2. 中間技術検査の実施時期は、完成、既済部分(完済を含む)の検査時期及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点で行うことを原則とする。実施時期は、監督職員が選定するものとし、監督職員は、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。
3. 中間技術検査は、上記を標準として実施することとするが、中間技術検査の主旨を踏まえ、現場条件、工事規模、内容、工期等を考慮して、実施時期、実施回数を変更することが出来る。

第 80 条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の 10 書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳(下請引取検査書類を含む)	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿(提出)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(承諾)	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第81条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 一般施工

第82条 仮設工

図面等で指定している仮設工は、その標準を示したものであり、現地の状況を十分把握し安全性、細部構造等の検討を行い、工事の施工については、受注者の責任において実施しなければならない。なお、現地の状況に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第83条 廃棄物の処理について

塗膜剥離剤、ケレン等の廃材の運搬処分は当初計上していないため、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

第84条 高架橋下への搬入

運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と協議し、補修しなければならない。なお、補修は設計変更の対象とする。

■ 第3編 道路編

第1章 道路修繕

第85条 橋梁塗装工

塗装の種類、塗装回数及び各層毎の標準使用量は下表のとおりとする。

外面 塗装仕様（Rc-I 塗装系）

塗装区分	工 程	塗料種類	塗装回数	標準使用量 標準膜厚	摘 要
前処理	素地調整	1種ケレン	-	-	
現場塗装	下塗り	有機ゾンクリッチペイント 下塗り	1回	600g/m ² 75 μm	スプレー
	下塗り	弱溶剤形変性エポキシ	1回	240g/m ²	スプレー

	(第1層)	樹脂塗料下塗		60 μ m	
	下塗り (第2層)	弱溶剤形変性エポキシ 樹脂塗料下塗	1回	240g/m ² 60 μ m	スプレー
	中塗り	弱溶剤形ふっ素 樹脂塗料用中塗	1回	170g/m ² 30 μ m	スプレー
	上塗り	弱溶剤形ふっ素 樹脂塗料上塗	1回	140g/m ² 25 μ m	スプレー

外面 塗装仕様 (Rc-II 塗装系)

北利根橋：亀裂補修工

塗装区分	工 程	塗料種類	塗装 回数	標準使用量	摘 要
橋梁塗装	素地調整	2 種ケレン	－	－	
	防食下地	有機ジンクリッチペ イント	1回	600g/m ²	スプレー
	下塗り	弱溶剤形変性エポキシ 樹脂塗料	2回	240g/m ² 240g/m ²	スプレー
	中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂 塗料	1回	170g/m ²	スプレー
	上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂 塗料	1回	140g/m ²	スプレー

第86条 塗膜剥離

1. 塗装の剥離作業

当該塗料の成分について鉛等の有害物質が確認された場合は、当該塗料の剥離等作業を行う業者は、鉛中毒障害予防規則等関係法令に従い、湿式による作業の実施、作業主任者の選任と適切な作業指揮の実施、有効な保護具の着用等を実施すること。

2. 剥離作業における近隣環境への措置

- 1) 剥離等作業は必ず湿潤化して行う。
- 2) 隔離区域等内作業場に粉塵する集塵するため適切な除塵機能を有する集塵排気装置を設ける。
- 3) 隔離区域等内作業場に粉塵を外部に持ち出さないよう洗身や作業衣等の洗浄等を徹底する。
- 4) 隔離区域等内作業場については、関係者以外の立ち入りを禁じ、区域内で作業や監視を行う労働者について、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する作業マスクを着用する。

5) 呼吸用保護具については、隔離区域等内作業場より離れる都度、付着した粉塵を十分に払い、隔離区域等内作業場とは離れた汚染されていない場所に保管する。

6) 隔離区域等内作業場の粉塵を運搬し、又は貯蔵する時は、当該粉塵が発散するおそれがないよう堅固な容器を使用し、又は確実な包装をする。また、保管については、一定の場所を定めておく。

3. 塗膜剥離技術

新技術活用システムの活用方式「テーマ設定型（技術公募）」により試験を実施した、「土木鋼構造物用塗膜剥離技術」より選定を行うこととする。また、橋梁塗膜剥離剤の選定にあたっては、上記技術の中から現場適用条件や現場試験等の結果により選定することとする。

塗膜剥離技術は「バイオハクリ X-WB 工法（NETIS 番号：KK-160043-A）」を見込んでいるが、選定した塗膜剥離技術は設計変更の対象とするため、監督職員と協議し承諾を得るものとする。

第 87 条 色彩

塗装色については、淡彩系を標準とする。これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 88 条 鉛対応環境対策機材費

鉛対応環境対策機材費の数量は下表のとおりとする。

（北利根橋）

名 称	規 格	単 位	数 量
負圧集塵装置	基本料 最大風量5/7m3/min	台	1
負圧集塵装置	賃料	月	4.14
一次フィルター	負圧集塵装置用	枚	11
二次フィルター	負圧集塵装置用	枚	2
H E P A フィルター	負圧集塵装置用	枚	1
チャコールフィルター	負圧集塵装置用	枚	4
ペットクリアダクト	φ 250 吸込側 L=10m	本	1
ダクトバンド	φ 250	個	1
集塵専用掃除機	基本料	台	1
集塵専用掃除機	賃料	月	4.14
一次フィルター	集塵専用掃除用	枚	2
H E P A フィルター	集塵専用掃除用	枚	1
チャコールフィルター	集塵専用掃除用	枚	1
セキュリティルーム	W1500×L4500×H2000	箇所	1
セキュリティルーム用シート		箇所	1
エアシャワー	基本料	台	1
エアシャワー	賃料	月	4.14
一次フィルター	エアシャワー用	枚	2
H E P A フィルター	エアシャワー用	枚	1
チャコールフィルター	エアシャワー用	枚	2
危険物容器	200L鋼製オープンドラム	缶	4
危険物容器	18Lペーパー缶	缶	2

これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとし、数量については設計変更の対象とする。

第 89 条 安全費

鉛等呼吸用保護具等費用の数量は下表のとおりとする。

(北利根橋)

名 称	規 格	単 位	数 量
電動ファン付呼吸用保護具		台	4
呼吸用保護具フィルター		個	114
C F カバーガラス	1袋当たり5枚入り	袋	2
使い捨て化学防護服	シューズカバー含む	着	114
防護手袋	ニトリル	双	114

これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとし、数量については設計変更の対象とする。

第 90 条 塗装塗膜性状調査

施工に先立ち、塗装塗膜性状調査（溶出試験、含有試験）を実施し、有害物質の含有を確認すること。塗装塗膜性状調査は設計変更の対象とする。

第 91 条 橋梁補修に伴う資材及び歩掛

下記に記載の資材及び歩掛に関して、本工事にて施工するものとするが、当初計上していないため、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

【北利根橋】

資材 亀裂補修工における金属パテ、高欄の F R P シート設置工に使用する資材

歩掛 高欄の F R P シート設置工

【夜越川橋】

資材 該当なし

歩掛 既設ボルト撤去

第 3 章 その他

第 92 条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全処置等を講ずるものとする。
3. 工事箇所において震度 4 以上の地震が発生した場合は、土・日曜日、祭日及び天候等による休工日に係わらず、ただちに現場及び工事関連施設の状況確認を行い、概ね 1 時間以内に異常の有無を監督職員に報告するものとする。

第 93 条 道路施設基本データの作成

本工事完成時には、以下に示す『道路施設基本データ』を作成し、監督職員に提出するものとする。ただし、本工事に該当しない施設の基本データは作成しないものとする。

なお、完成後でも、発注者は受注者に対して、『道路施設基本データ』の内容について、説明を求めることがある。

1. 道路施設基本データの種類

区分	施設番号	施設名	区分	施設番号	施設名
道路構造	C020	縦断勾配	付 属 物 お よ び 付 属 施 設	E060	道路情報板
	C030	平面線形		E070	交通遮断機
	C050	舗装		E080	I . T . V
	C060	道路交差点		E090	車両感知器
	C070	鉄道交差点		E100	車両諸元計測施設
	C080	歩道及び自転車歩行車道		E110	気象観測施設
	C090	独立専用自歩道		E120	災害予知装置
	C100	中央帯		E130	自転車駐車場等
	C110	環境施設帯		E140	自転車駐車場
構造物	D010	橋梁		E150	雪崩防止施設
	D020	橋側歩道橋		E160	落石防止施設
	D030	横断歩道橋		E170	消雪パイプ
	D040	トンネル		E180	ロードヒーティング
	D050	洞門		E190	除雪ステーション
	D060	スノーシェッド		E200	防災備蓄
	D070	地下横断歩道		E210	共同溝
	D080	道路BOX等		E220	C A B 電線共同溝
	D090	横断BOX等		E230	植栽
	D100	パイプカルバート		E240	遮音施設
	D120	擁壁		E250	遮光フェンス
	D130	スノーシェルター		E270	流雪溝
	E010	防護柵		E310	防雪林
	E020	道路照明		E320	路側放送
	E030	視線誘導標（反射式）		E330	光ケーブル施設
	E040	視線誘導標（自光式）		E340	道路反射鏡
	E050	道路標識		E350	ビーコン

2. 道路施設基本データの作成は、別に定める『道路管理データベースデータ作成マニュアル（案）』によるものとする。

3. 道路施設基本データは、『道路施設基本データ作成システム』で作成する。

4. 道路施設基本データ作成にあたって工事番号は、C O R I N S 登録時の「工事契約コード番号」とする。

5. 道路施設基本データに係わる以下のものを電子データにて提出すること。

- ①道路施設台長作成総括表
- ②道路施設基本データ総括表
- ③道路施設基本データ一覧表
- ④道路施設台帳チェックシート
- ⑤「道路工事完成図等チェックプログラム」によるチェック結果
- ⑥「電子納品チェックプログラム」によるチェック結果

⑦工事数量総括表

第94条 道路橋維持管理資料の作成

1. 本工事において施工した橋梁について、施工に関する記録などを保存するため「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき電子媒体を作成し、監督職員に提出すること。
2. 本工事において作成する資料の対象は、「道路橋関連資料の保存要領（案）」に基づき監督職員の指示によるものとする。なお、作成に要する費用については、当初は計上していないため、設計変更の対象とする。

第95条 全国道路施設点検データベース（道路橋）への登録について

1. 受注者は、必要に応じ管理運営団体の定める方法によりユーザー登録を行った上で、施工結果等のデータを、全国道路施設点検データベース（道路橋）（以下「点検DB（道路橋）」）に登録する。
登録するデータは以下の通りとし、事前に監督職員と協議しなければならない。登録するデータに係る権利は、第96条に定めるとおりとする。なお、点検DB（道路橋）の管理運営団体に支払う登録料については設計変更の対象とする。
【全国道路施設点検データベース（道路橋）への登録データ】
「補修・補強工事調書の記入要領（案）」に示される補修・補強工事調書データ、および「道路管理データベース データ作成マニュアル（案）」の塗装歴（D019）、補修歴（D01A）データ
2. 受注者は、状況写真や地形図を含む一般図などの画像データ等において、個人情報が表示されないよう加工を施したものを使用するとともに、点検DB（道路橋）へ登録するデータに個人情報が含まれないことを確認しなければならない。また、登録するデータに個人情報が含まれないことを確認する手法について施工計画書に明記し、個人情報が含まれないことを確認した書類として「別紙ー7」に示すチェックリストを提出すること。
なお、受注者と発注者の双方がチェックリストにより、個人情報が含まれないことを確認した後でなければ、データ登録を行ってはならない。

第96条 登録するデータに係る権利について

1. 本工事の成果として点検DB（道路橋）へ登録されるデータ及びこれに係る特許、実用新案登録、意匠登録等を受ける権利及び当該権利に基づき取得する産業財産権並びに著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）その他の知的財産権（ノウハウ等に関する権利を含む。）は、すべて登録・確定と同時に発注者に帰属する。
2. 点検DB（道路橋）へ登録されるデータに係る知的財産権のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた知的財産権が含まれる場合、受注者は、発注者、発注者が指定する者及び点検DB（道路橋）を利用する者（以下「発注者等」という。）に対し、当該知的財産権の利用を許諾し、又は許諾させるものとする。
3. 受注者は、自ら（受注者に所属する者を含む。）又は第三者をして、発注者等に対し、点検DB（道路橋）へ登録されるデータを構成する著作物に係る著作権人格権を行使せず又は行使させない。
4. 前三項の場合において、受注者は、発注者に知的財産権を帰属させ若しくは発注者が適法に知的財産権を行使するため、又は発注者等による点検DB（道路橋）の運用及び利用のために必要となる一切の手続（第三者からの許諾取得を含む。）を

履践するものとする。

5. 発注者及び受注者は、前四項に定める権利の帰属及び不行使並びに手続履践の対価が委託料に含まれることを相互に確認する。

6. 受注者は、点検 DB（道路橋）へ登録されるデータが知的財産権を含む第三者の権利を侵害しないことを表明及び保証し、受注者がかかる表明保証に違反したことにより発注者が第三者から訴訟を提起され又は権利を主張される等の紛争が生じた場合には当該紛争の解決に協力するとともに、発注者に生じた損害、損失及び費用（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）について、発注者に対してこれを補償するものとする。

第 97 条 「問合せ番号」及び「路上規制情報システム」

受注者は、「路上規制情報提供システム」への入力を行うものとし、別途監督職員が通知する「問合せ番号」を工事情報看板及び工事説明看板に掲示するものとする。

なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

第 98 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。（別紙様式－17）

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 ■ 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 ■ 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。	第 4 9 条 第 5 0 条 第 4 4 条 第 4 4 条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第 3 9 条
工事用道路関係	■ 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容。	第 8 4 条
建設副産物関係	■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所距離、時間等の処分条件。	第 2 4 条 第 8 3 条
工事支障物件等	■ 地上、地下等の占有物件の有無及び占有物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。	第 5 2 条

概略工事工程表

工事名： R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事

工 種	単位	数量	令和 7 年度		令和 8 年度					備考
			2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
準備	式	1	余裕 期間 ※任意 で設 定可 能							・ 60日間
【北利根橋】										
橋梁補修工	式	1								亀裂補修工、ひび割れ補修工、断面修復工、 各々(1Pt)
現場塗装工	式	1								橋梁塗装工(1Pt)、塗膜除去工(1Pt)
仮設工	式	1								足場工(1Pt)、ばく露防止対策工(1Pt)
【夜越川橋】										
橋梁補修工	式	1								亀裂補修工(1Pt)
仮設工	式	1								足場工(1Pt)
後片付け	式	1								・ 20日間
制 約 条 件	お盆	－								・ 8月中旬
	関係機関協議	－								・ 3月 河川管理者 交通管理者
	路上工事抑制	－								・ 3月
雨休率の適用		準備・後片付けを除く、雨休率（猛暑日補正有り）を適用								

全国道路施設点検データベースにおける個人情報掲載のチェックリスト

1. 業務等名称

2. 受注者名

3. 個人情報掲載の確認結果【受注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

4. 発注担当課

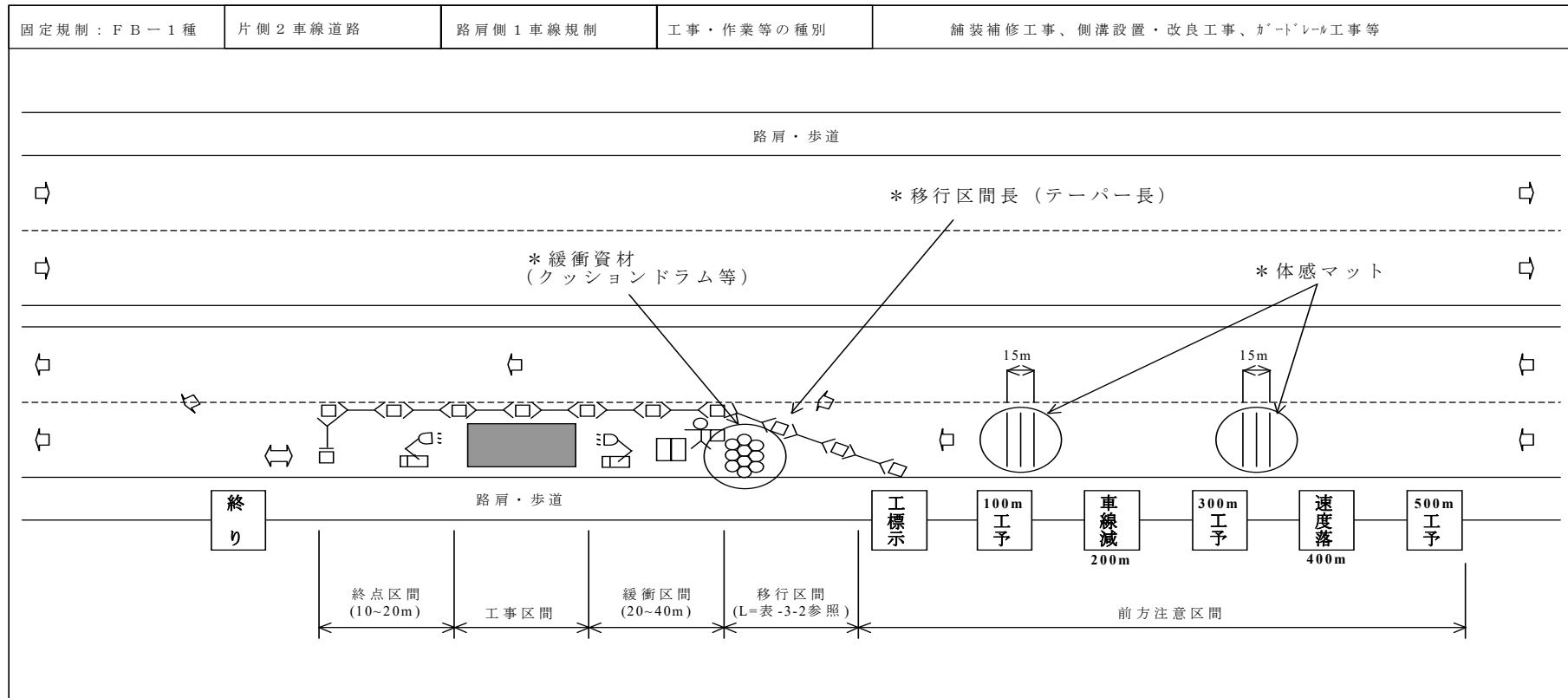
5. 個人情報掲載の確認結果【発注者】

☐ 個人情報の掲載がないこと／記載された個人情報のすべての削除を確認済

〇〇〇〇工事説明書

工 事 名	〇〇〇〇工事
発注者名	国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所
請負者名	株式会社 △△建設
工 期	令和〇年〇月〇日～ 令和〇年〇月〇日
事 業 名	〇〇整備事業
事業の概要及び整備効果	
当該事業は、・・・を目的に、・・・・・・	
工事内容	
当該工事は、上記〇〇整備事業（延長〇〇ｋｍ）の内、〇〇ｋｍを整備する工事であり、主な工事内容としては、・・・・・・ なお、〇〇工の施工においては、〇時～〇時まで片側１車線規制により・・・	
連絡先	
発 注 者	受 注 者
関東地方整備局 常陸河川国道事務所 道路管理第二課 TEL：０２９－２４０－４０７３	株式会社 △△建設 〇〇現場事務所 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

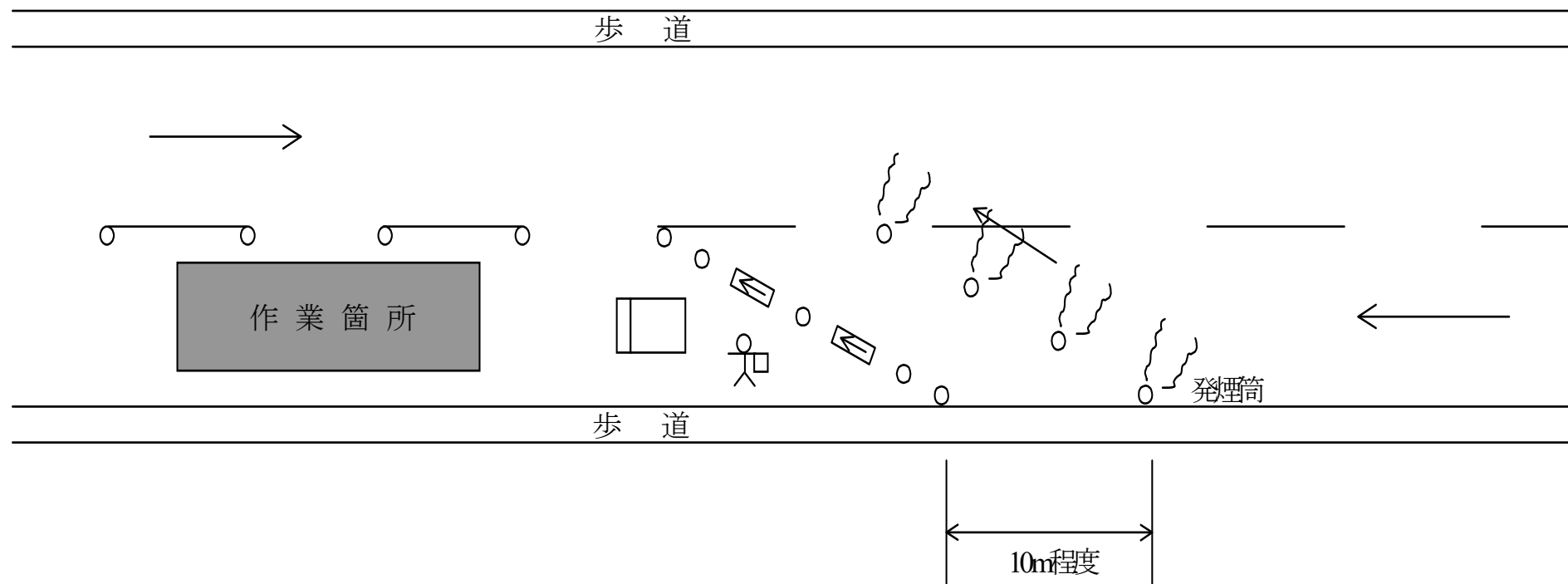
保安施設設置標準図：参考例



- ※ 1 「交通誘導ロボット」、「標識車の追加」については必要に応じ設置する。
- ※ 2 「道路工事の安全施設設置要領(案)平成 8 年 3 月(財)道路保全技術センター」より抜粋

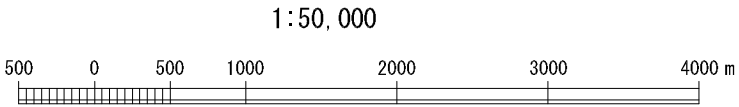
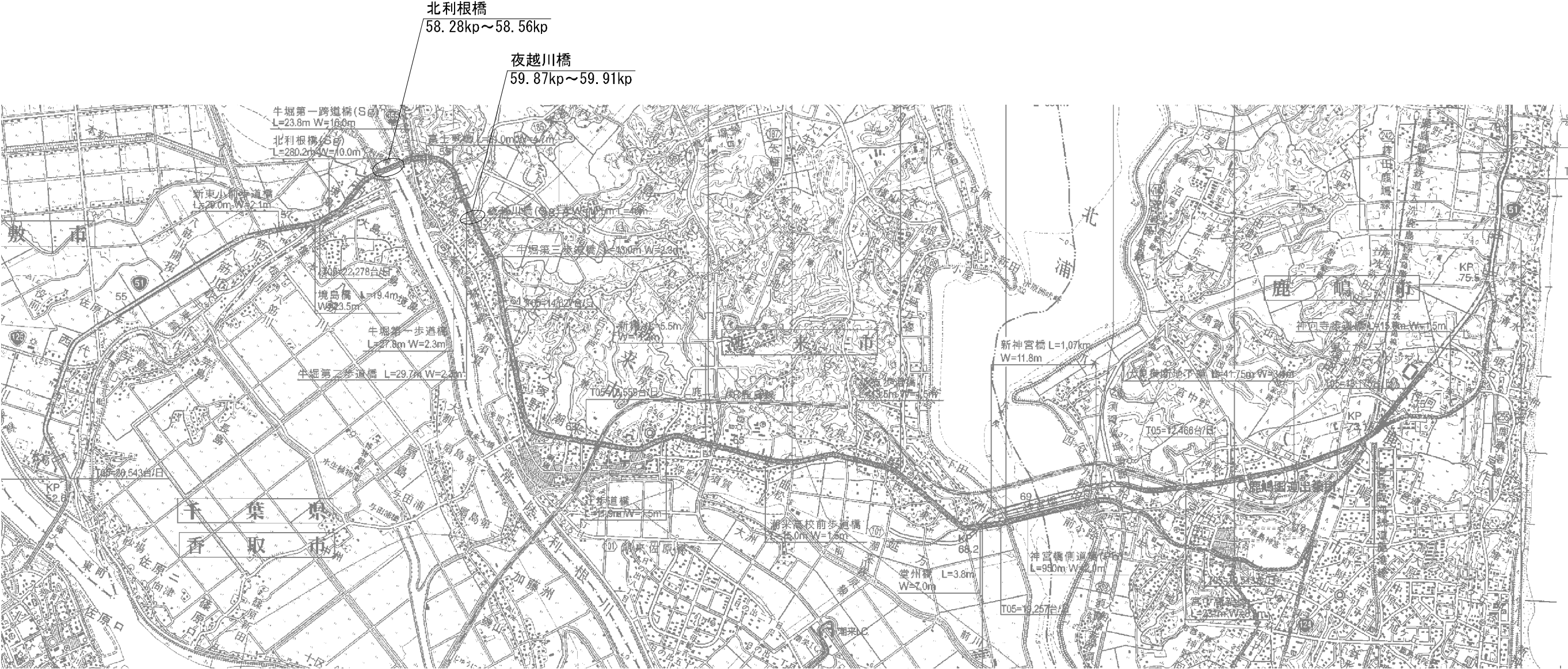
参考図

規制区間と発煙筒との関係



位置図

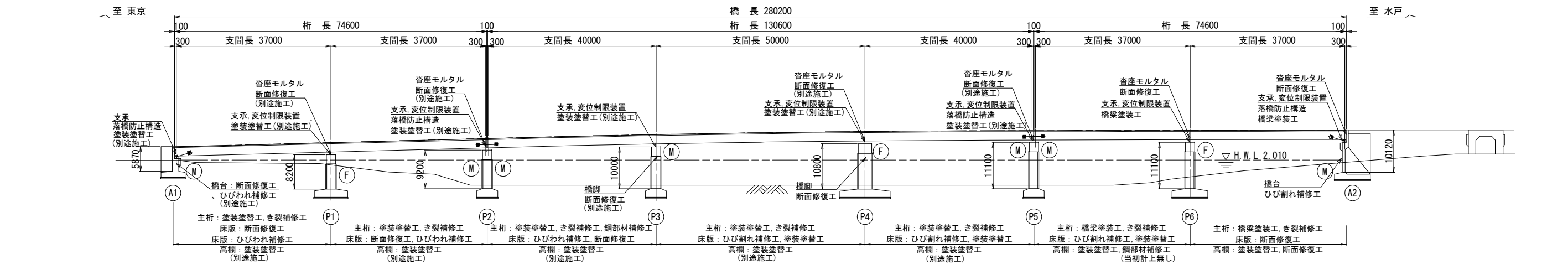
S=1/50,000



工 事 名			R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事							
図 面 名			位置図							
縮 尺			S=1:50,000		図面番号		20 の 1			
年 月 日			令和 7 年 11 月 日							
設計会社名			株式会社エイト日本技術開発							
所		副		課		保		係		担
長		所		長		全		長		当
事務所名			国土交通省 常陸河川国道事務所							

北利根橋補修一般図 S=1:500

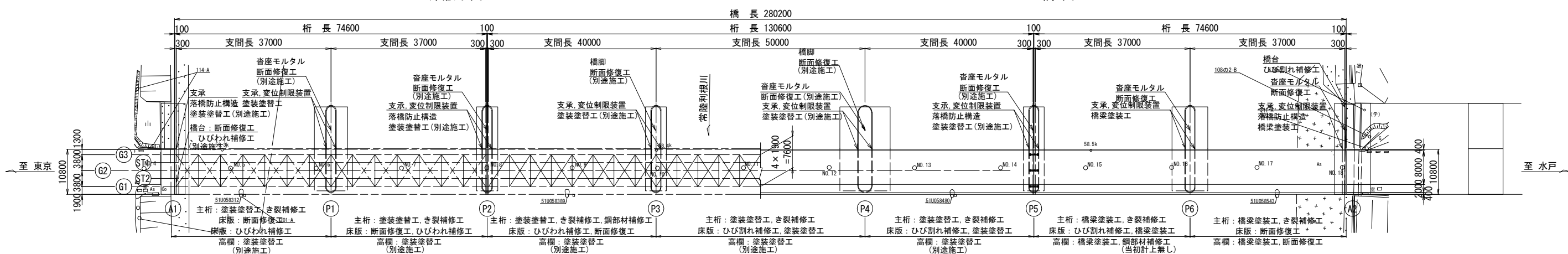
側面図



床版下面

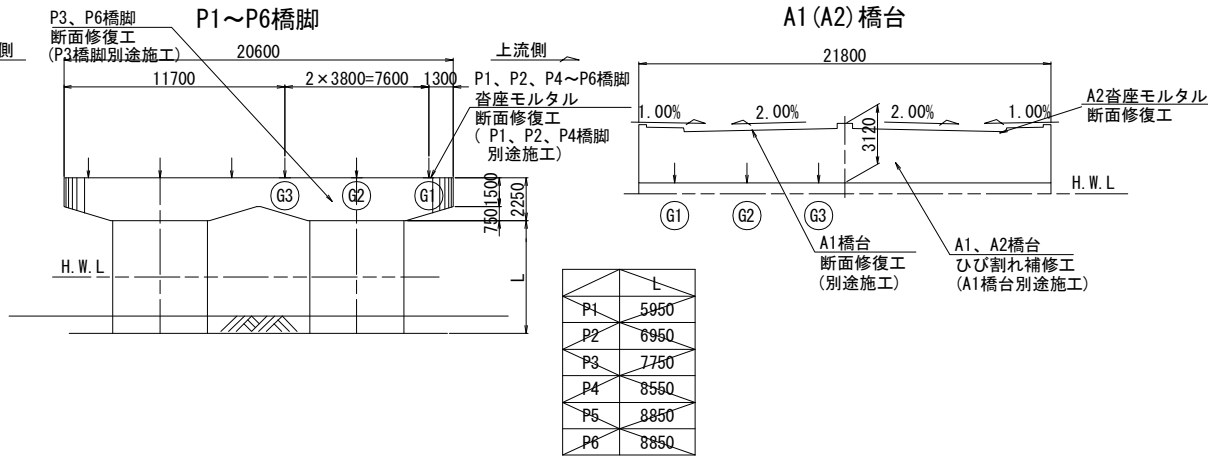
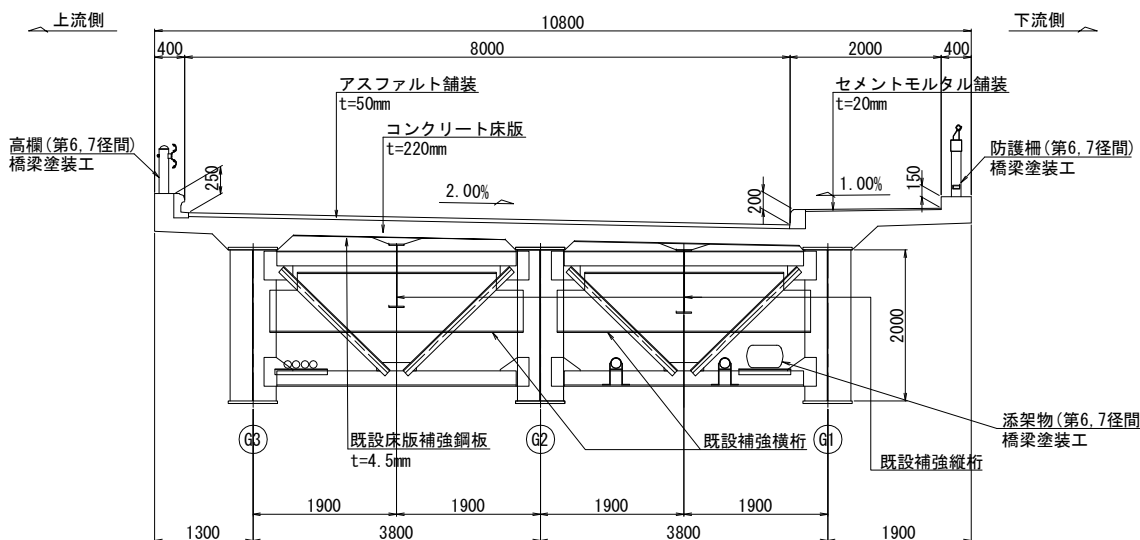
平面図

橋面



上部工標準断面図 S=1:50

下部工正面図 S=1:200



- 注記：
1. 本図は平成14年度の「H14管内橋梁補修設計(その2)業務委託」及び平成23年度の「H23管内橋梁補修設計(その2)」を元に復元した。
 2. 本図の地形平面図は令和4年度に調査された管理用平面図である。
 3. 補修箇所は、必ず現場実測確認の上で施工を行うこと。
 4. 施工に際しては、必ず現地にて補修箇所及び寸法・数量を確認の上行うこと。
 5. 本図に示した箇所以外で同様の損傷が確認された場合、監督職員と協議の上同様の対策を実施すること。

橋梁諸元

路線名	一般国道 51号 現道
上部構造形式	主橋部：2径間連続非合成板桁橋×2+3径間連続非合成板桁橋
橋 長	L=280.20m
全幅員	B=10.80m
有効幅員	B=10.00m
地覆幅	B=0.40m
歩道幅	B=2.00m
下部構造形式	橋台：逆T式橋台、控え壁式橋台 橋脚：T型橋脚(RC)6基
基礎形式	橋台：既製鋼ぐい2基 橋脚：既製鋼ぐい6基
適用示方書	昭和39年 鋼道路橋設計示方書(改訂)

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

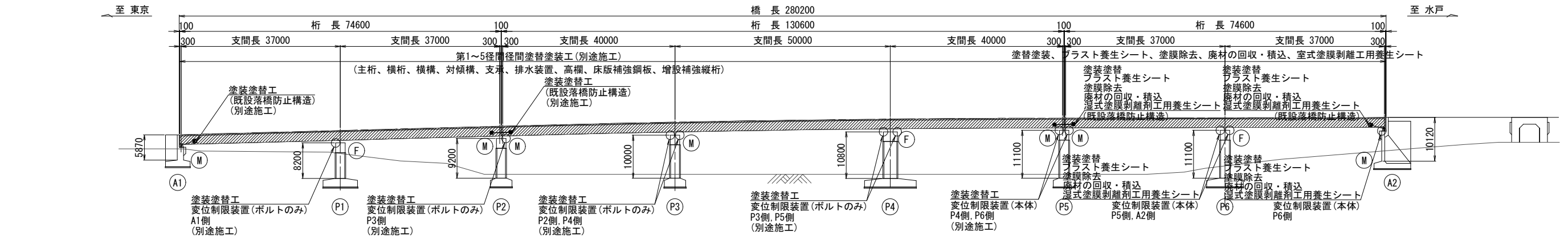
補修工法一覧			
補修工	補修工法、仕様など	補修対象	摘要
橋梁塗装工	Rc-I、1種ケレン	主桁、横桁、対傾構、縦桁、下横構、支承、高欄、防護柵、床版補強鋼板、照明灯ブラケット、排水装置、添架物、伸縮装置、既設落橋防止構造、変位制限装置	
断面修復工	左官工法、ポリマーセメントモルタル	床版、高欄、沓座モルタル、P6橋脚	
ひび割れ補修工	ひびわれ注入工、エポキシ樹脂(1種)	床版、A2橋台	
当て板補修工		主桁、高欄	
FRPシート補修工		主桁、高欄	当初計上無し
ボルト再設置工		主桁、高欄	当初計上無し
き裂補修工	当て板補修工	主桁	
排水装置補修工	排水装置取替工	伸縮装置	別途施工

工 事 名	R7 国道51号北利根橋外補修工事		
図 面 名	北利根橋補修一般図		
縮 尺	図 示	図面番号	20 の 2
年 月 日	令和 7 年	11 月	日
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

北利根橋塗装塗替詳細図 S=1:500

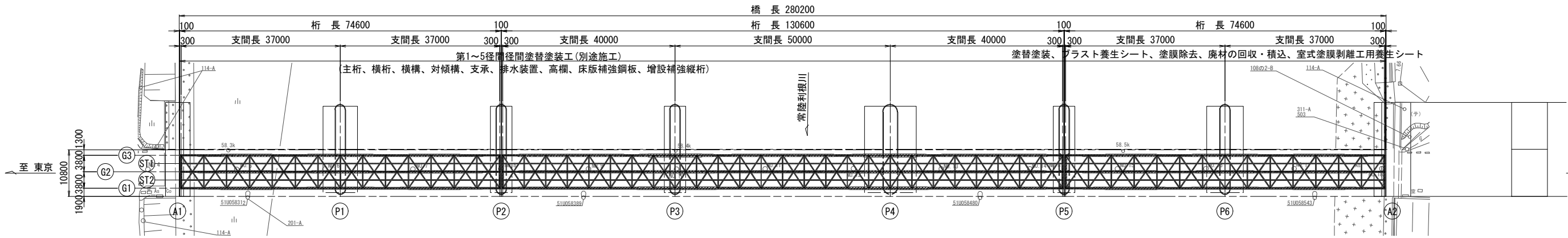
全体塗装塗替工

側面図

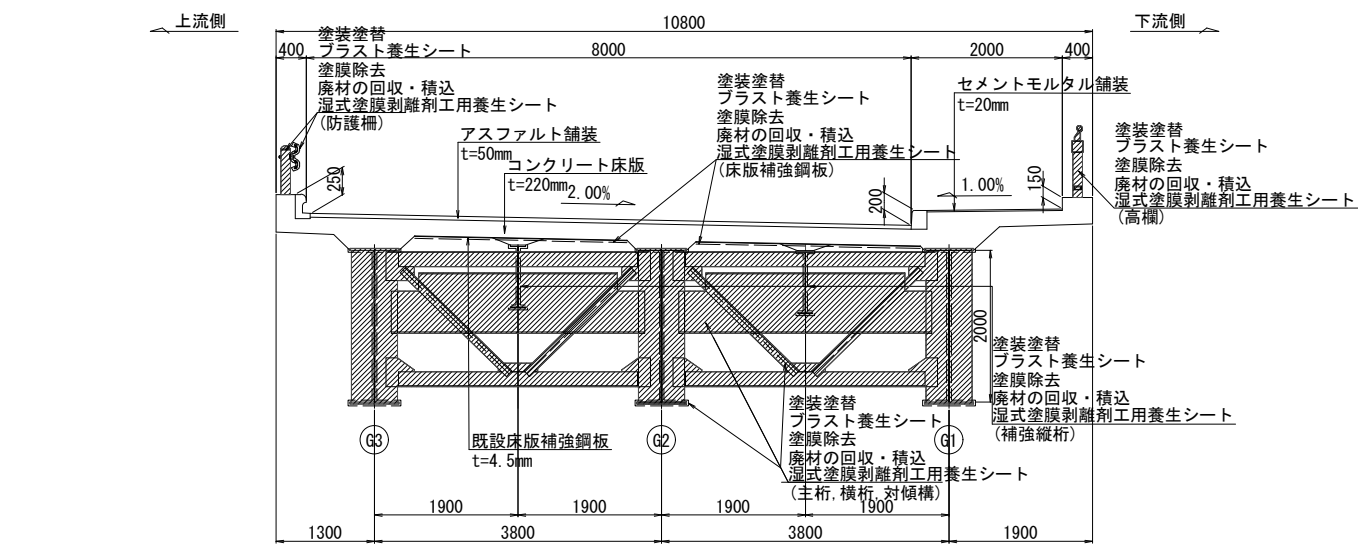


平面図

〈床版下面〉



上部工標準断面図 S=1:50



塗装仕様 鋼桁部, 付属部 (Rc- I 系 スプレー)

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m ²)	標準膜厚 (μm)	塗装間隔
素地調整	1種ケレン			
防食下地	有機ジンクリッチペイント	600	75	4時間以内
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	240	60	1日～10日
中塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料中塗	240	60	1日～10日
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	140	25	1日～10日
	膜厚合計		250	

塗装塗替数量表

	規格	塗装部位	面積 (m ²)
塗装塗替面積	Rc- I	主桁・横桁・横構・対傾構・床版補強鋼板・増設補強縦桁	2678.7
		支承・排水装置・高欄・防護柵	326.8
		合計	3005.5
素地調整	1種ケレン	主桁・横桁・横構・対傾構・床版補強鋼板・増設補強縦桁	2678.7
		支承・排水装置・高欄・防護柵	326.8
		合計	3005.5

- 注記:
- 施工前に必ず、現地計測を行って補修箇所、範囲形状等を確認し、現地状況と設計図面との整合を確認した上で施工すること。
 - 塗装系はRc- I (素地調整は1種ケレン)を基本とする。
 - 塗装施工の際は飛散防止に留意すること。
 - 塗装面積数量計算については竣工図書の「s44 北利根橋上部工事完成図」を参照のこと。
 - 補強鋼板については「H15 北利根橋橋梁耐震補強工事-P5・6、A2」、「H16 北利根橋耐震補強工事-P3・4」、「H18 51号北利根橋耐震補強工事」、「S54 北利根補強工事」、「S55 北利根橋補強工事」、「S56 北利根橋補強工事」、「S58 北利根橋補強工事」を参照のこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工事名	R7国道51号北利根橋外補修工事		
図面名	北利根橋塗装塗替詳細図		
縮尺	図示	図面番号	20の3
年月日	令和7年	11月	日
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

北利根橋塗装塗替数量表

塗替塗装数量集計表

名称	規格	単位	数量	摘要
塗替塗装	素地調整～上塗り RC-I	m2	3005.5	

ブラスト養生シート面積

名称	規格	単位	数量	摘要
養生シート	3.6m×5.4m×0.4mm	m2	760.8	

塗膜除去数量集計表

名称	規格	単位	数量	摘要
塗膜除去	塗膜剥離剤塗布(2回)	m2	3005.5	
廃材回収・積込		m2	6011.0	

湿式塗膜剥離剤工用養生シート面積

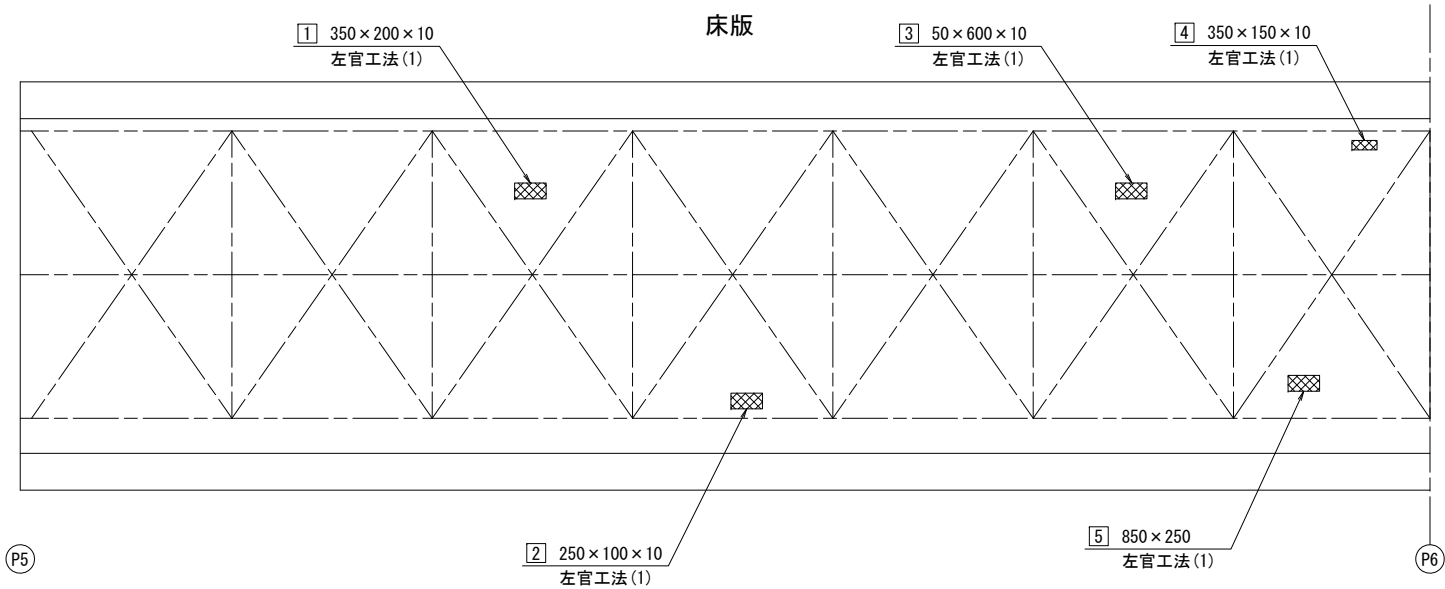
名称	規格	単位	数量	摘要
養生シート	3.6m×5.4m×0.32mm	m2	760.8	

工 事 名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事		
図 面 名	北利根橋塗装塗替数量表		
縮 尺	図 示	図面番号	20 の 4
年 月 日	令和	7 年	11 月 日
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

北利根橋コンクリート補修詳細図(1) S=1:100

第6径間

第6径間 平面図



左官工法(1) 数量表 [平均深さ10mm]
〈第6径間〉

部材	No.	損傷範囲 (mm)	カッター範囲 W x L (mm)	箇所	V (m3)
床版	1	350×200	450×300	1	0.0014
床版	2	250×100	350×150	1	0.0005
床版	3	50×600	150×700	1	0.0011
床版	4	350×150	450×200	1	0.0009
合 計					0.0039

左官工法(1) 数量表 [平均深さ30mm]
〈第6径間〉

部材	No.	損傷範囲 (mm)	カッター範囲 W x L (mm)	箇所	V (m3)
床版	5	850×250	850×350	1	0.0089
合 計					0.0089

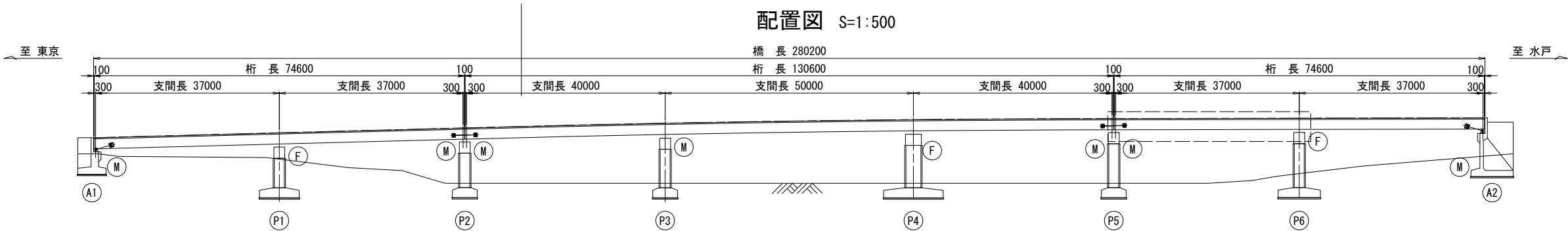
凡 例

補修の種類	表 示
断面修復工B	
ひびわれ	

- 注記：
- 補修箇所は、必ず現場実測確認の上で施工を行うこと。
 - 施工に際しては、必ず現地にて補修箇所及び寸法・数量を確認の上行うこと。
 - 本図に示した箇所以外で同様の損傷が確認された場合、監督職員と協議の上同様の対策を実施すること。
 - 脆弱部は、はつり落とすこと。
 - カッター工、はつり工の施工に際しては既設鉄筋等を傷つけないよう注意すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

配置図 S=1:500

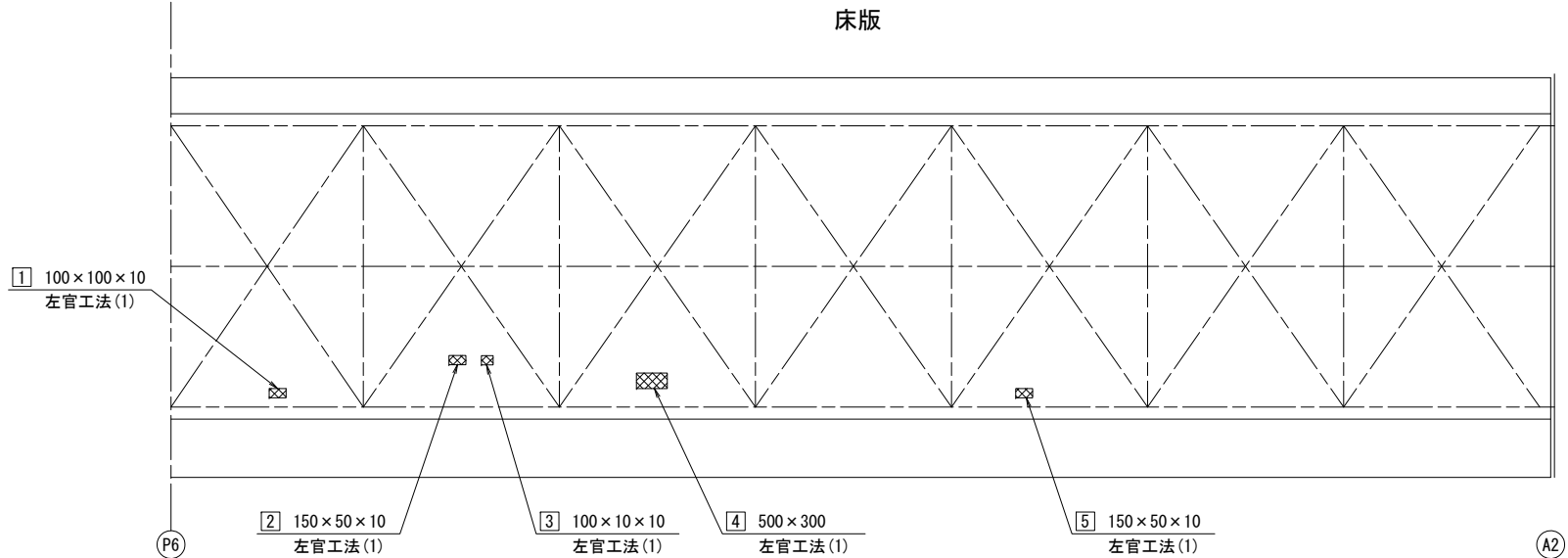


工 事 名	R7国道51号北利根橋外補修工事		
図 面 名	北利根橋コンクリート補修詳細図(1)		
縮 尺	図 示	図面番号	20 の 5
年 月 日	令和 7 年 11 月 日		
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

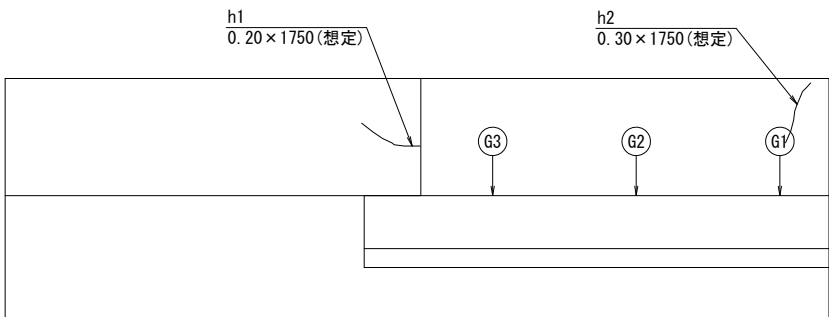
北利根橋コンクリート補修詳細図(2) S=1:100

第7径間

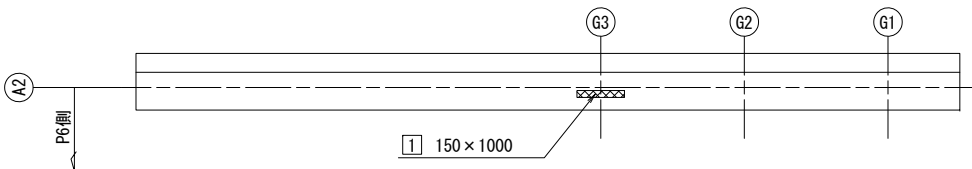
第7径間 平面図



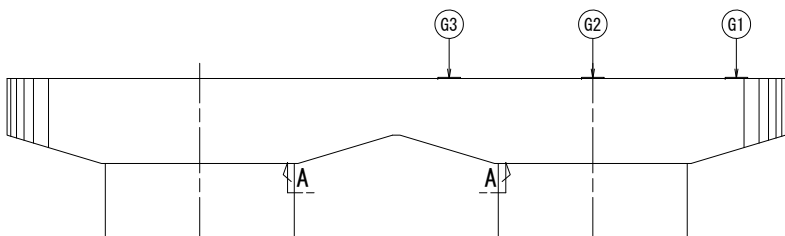
A2橋台正面図



A2橋台平面図



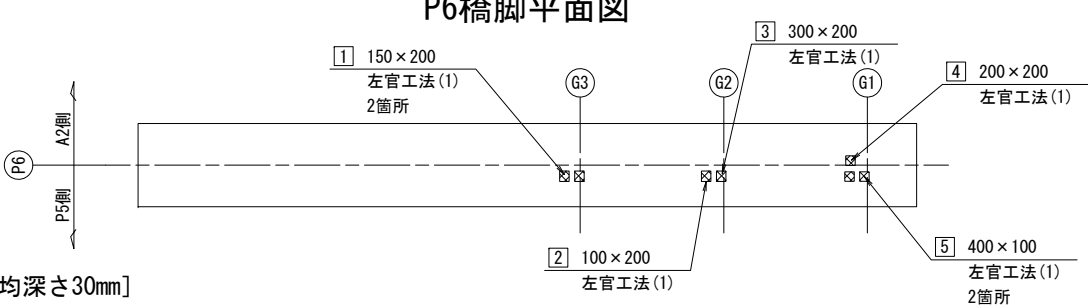
P6橋脚正面図(起点側)



A - A



P6橋脚平面図



左官工法(1) 数量表 [平均深さ10mm]
〈第7径間〉

部材	No.	損傷範囲 (mm)	カッター範囲 W x L (mm)	箇所	V (m3)
床版	1	100×100	200×100	1	0.0002
床版	2	150×50	250×150	1	0.0004
床版	3	100×10	200×60	1	0.0001
床版	5	150×50	250×100	1	0.0003
合 計					0.0010

左官工法(1) 数量表 [平均深さ30mm]
〈第7径間〉

部材	No.	損傷範囲 (mm)	カッター範囲 W x L (mm)	箇所	V (m3)
床版	4	500×300	600×350	1	0.0063
合 計					0.0063

左官工法(2) 数量表 [平均深さ10mm]
〈P6橋脚〉

部材	No.	損傷範囲 (mm)	カッター範囲 W x L (mm)	箇所	V (m3)
梁部	2	150×100	250×150	1	0.0004
合 計					0.0004

左官工法(2) 数量表 [平均深さ20mm]
〈P6橋脚〉

部材	No.	損傷範囲 (mm)	カッター範囲 W x L (mm)	箇所	V (m3)
梁部	1	300×200	400×250	1	0.0020
合 計					0.0020

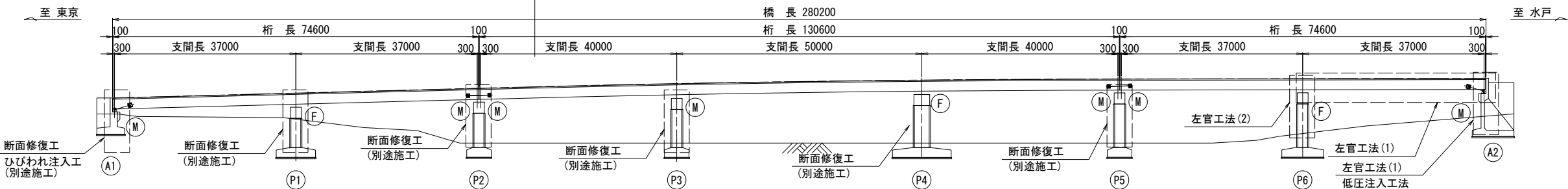
左官工法(2) 数量表 [平均深さ30mm]
〈P6橋脚〉

部材	No.	損傷範囲 (mm)	カッター範囲 W x L (mm)	箇所	V (m3)
沓座モルタル	1	150×200	200×300	2	0.0036
沓座モルタル	2	100×200	150×300	1	0.0014
沓座モルタル	3	300×200	400×250	1	0.0030
沓座モルタル	4	200×200	300×250	1	0.0023
沓座モルタル	5	400×100	500×150	2	0.0045
合 計					0.0148

- 注記：
- 補修箇所は、必ず現場実測確認の上で施工を行うこと。
 - 施工に際しては、必ず現地にて補修箇所及び寸法・数量を確認の上行うこと。
 - 本図に示した箇所以外で同様の損傷が確認された場合、監督職員と協議の上同様の対策を実施すること。
 - 脆弱部は、はつり落とすこと。
 - カッター工、はつり工の施工に際しては既設鉄筋等を傷つけないよう注意すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

配置図 S=1:500



凡 例

補修の種類	表 示
断面修復工B	
ひびわれ	

低圧注入工法
(0.2~1.0mm未満) 数量表
A2橋台

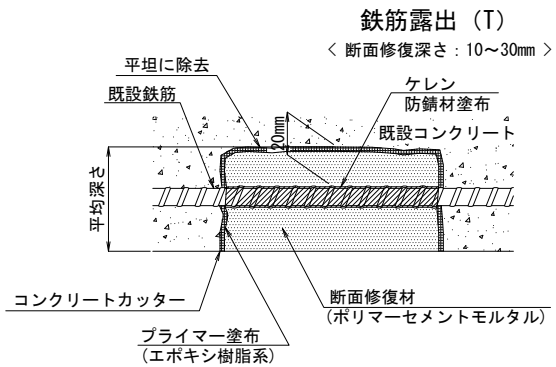
No.	幅 (mm)	本数	延長 (mm)
胸壁			
h1	0.2	1	1750
h2	0.3	1	1750
合 計			3500

左官工法(1) 数量表 [平均深さ30mm]
〈A2橋台〉

部材	No.	損傷範囲 (mm)	カッター範囲 W x L (mm)	箇所	V (m3)
沓座モルタル	1	150×1000	150×1000	1	0.0045
合 計					0.0045

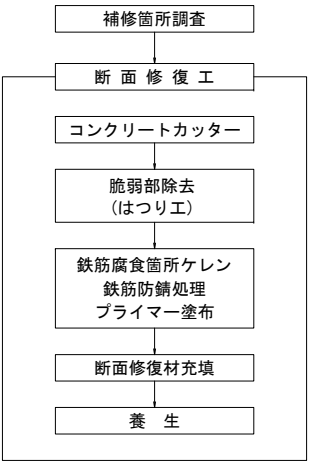
北利根橋コンクリート補修詳細図(3) S=1:100

左官工法(2)詳細図

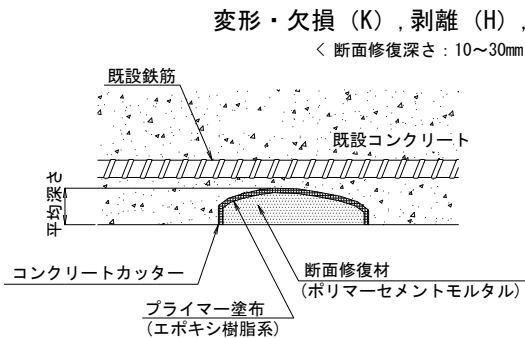


- ※ コンクリートのはつりは、損傷部を囲む長方形の範囲に対して深さ10mm程度コンクリートカッターにより切込みを入れる。
- ※ 脆弱部および鋼材の裏側までコンクリートをはつり取る。
- ※ 腐食した鋼材の錆を完全に除去する。

施工手順

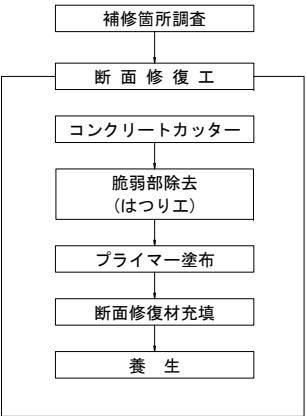


左官工法(1)詳細図



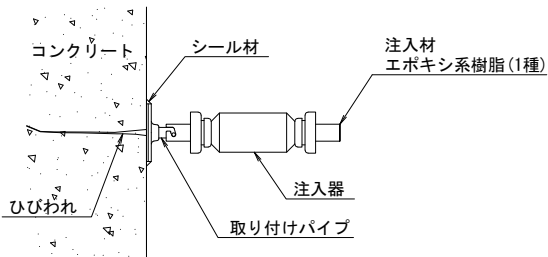
- ※ コンクリートのはつりは、損傷部を囲む長方形の範囲に対して深さ10mm程度コンクリートカッターにより切込みを入れる。

施工手順

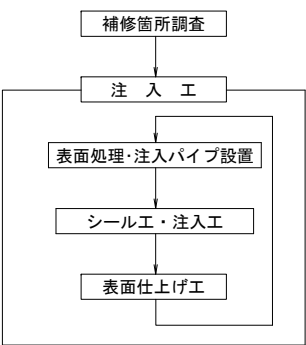


低圧注入工法詳細図

(ひびわれ幅 0.2mm 以上 1.0mm 未満)



施工手順



左官工法(2) 数量表(鉄筋ケレン・防錆処理含む)

(1橋当り)

名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
コンクリート殻処理	無筋	m3	0.002	殻運搬含む
断面修復材	ポリマーセメントモルタル	m3	0.002	

左官工法(1) 数量表(鉄筋ケレン・防錆処理含まない)

(1橋当り)

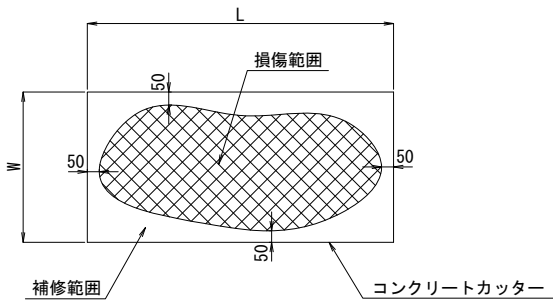
名 称	規 格	単位	数 量	摘 要
コンクリート殻処理	無筋	m3	0.040	殻運搬含む
断面修復材	ポリマーセメントモルタル	m3	0.040	

低圧注入工法 数量表

(1橋当り)

工 法	名 称	単位	数 量	備 考
低圧樹脂注入工法	施工延長	m	3.50	
	シーリング材	kg	0.535	エポキシ系 ロス率37%含む
	注入材	kg	0.593	エポキシ系樹脂(1種) ロス率15%含む
	注入器具	本	12	0.30m当り1本

断面修復範囲図



- ※損傷部より50mm程度の余裕を確保し、50mmラウンドの長方形の範囲に対して断面修復を行う。

注記：

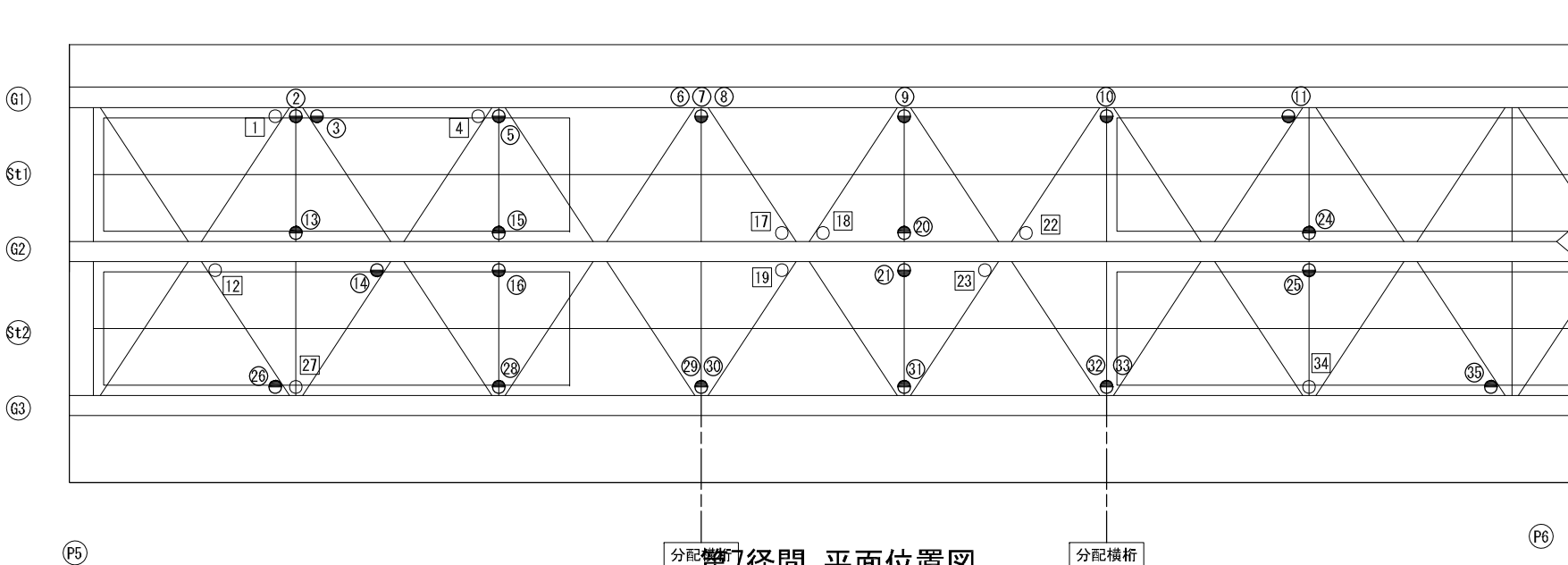
- 補修箇所は、必ず現場実測確認の上で施工を行うこと。
- 施工に際しては、必ず現地にて補修箇所及び寸法・数量を確認の上行うこと。
- 本図に示した箇所以外で同様の損傷が確認された場合、監督職員と協議の上同様の対策を実施すること。
- 脆弱部は、はつり落とすこと。
- カッター工、はつり工の施工に際しては既設鉄筋等を傷つけないよう注意すること。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道51号北利根橋外補修工事		
図 面 名	北利根橋コンクリート補修詳細図(3)		
縮 尺	S=1:100	図面番号	20 の 7
年 月 日	令和 7 年 11 月 日		
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

北利根橋亀裂補修詳細図(1) S=1:100

第6径間 平面位置図



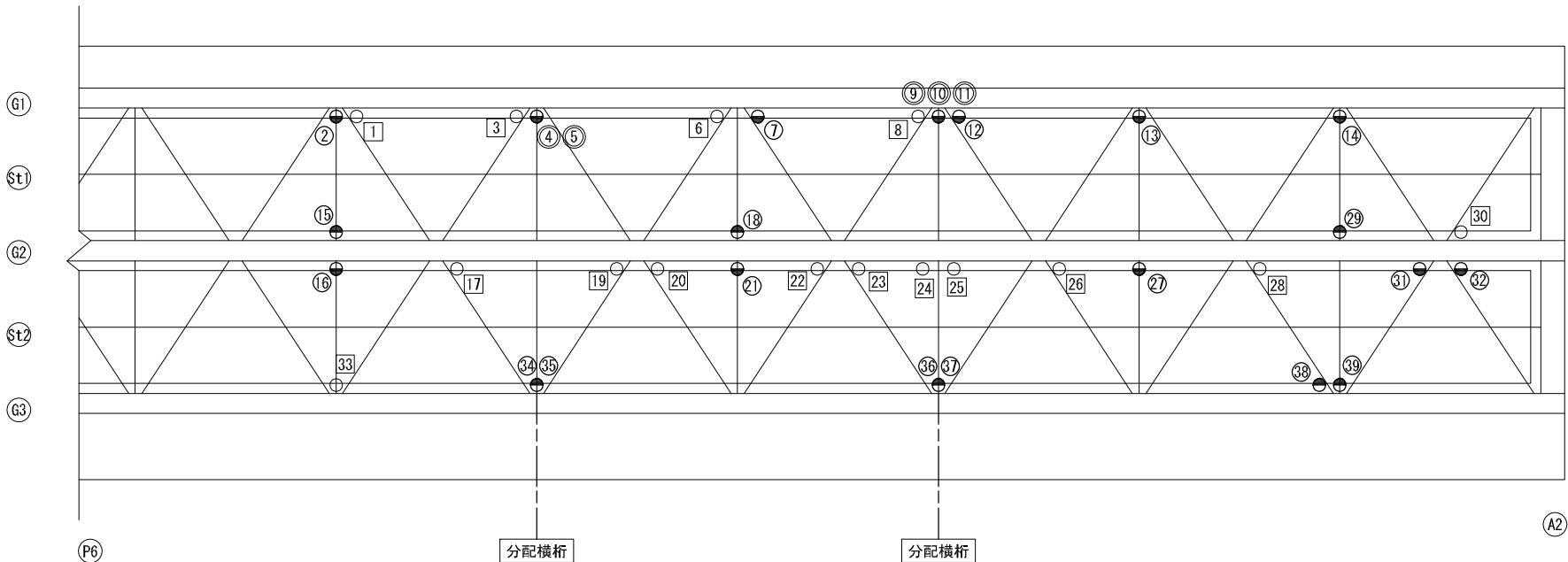
第6径間

番号	位置	パターン
1	Mg0101	D1・D2
2	Mg0101	A111
3	Mg0101	D1・D2
4	Mg0102	D1・D2
5	Mg0102	A111
6	Mg0103	A111
7	Mg0103	A111
8	Mg0103	A111
9	Mg0104	A111
10	Mg0105	A111
11	Mg0106	D1・D2
12	Mg0201	D1・D2
13	Mg0201	A111
14	Mg0202	D1・D2
15	Mg0202	A111
16	Mg0202	A111
17	Mg0204	D1・D2
18	Mg0204	D1・D2
19	Mg0204	D1・D2
20	Mg0204	A114

番号	位置	パターン
21	Mg0204	A111
22	Mg0205	D1・D2
23	Mg0205	D1・D2
24	Mg0206	A111
25	Mg0206	A111
26	Mg0301	D1・D2
27	Mg0301	A111
28	Mg0302	A111
29	Mg0303	A111
30	Mg0303	A111
31	Mg0304	A111
32	Mg0305	A111
33	Mg0305	A111
34	Mg0306	A111
35	Mg0307	A111

凡 例	
①	き裂あり箇所
□	調査必要箇所
①	想定補修箇所

第7径間 平面位置図



第7径間

番号	位置	パターン
1	Mg0101	D1・D2
2	Mg0101	A111
3	Mg0102	D1・D2
4	Mg0102	A111
5	Mg0102	A111
6	Mg0103	D1・D2
7	Mg0104	D1・D2
8	Mg0104	D1・D2
9	Mg0104	A111
10	Mg0104	A111
11	Mg0104	A111
12	Mg0104	D1・D2
13	Mg0105	D1・D2
14	Mg0106	D1・D2
15	Mg0201	A111
16	Mg0201	A111
17	Mg0202	D1・D2
18	Mg0203	A111
19	Mg0203	D1・D2
20	Mg0203	D1・D2

番号	位置	パターン
21	Mg0203	A111
22	Mg0204	D1・D2
23	Mg0204	D1・D2
24	Mg0204	D1・D2
25	Mg0204	D1・D2
26	Mg0205	D1・D2
27	Mg0205	A111
28	Mg0206	D1・D2
29	Mg0206	A111
30	Mg0207	D1・D2
31	Mg0207	D1・D2
32	Mg0207	D1・D2
33	Mg0301	A111
34	Mg0302	A111
35	Mg0302	A111
36	Mg0304	A111
37	Mg0304	A111
38	Mg0306	D1・D2
39	Mg0306	A111

注記：

- 上図は、過年度補修設計成果や、最新の点検調査および現地踏査に基づき作成した。
- 図中の補修計画は、「既存点検データ」、「現地調査」等に基づくものであるが、工事に際しては現地状況を十分把握し、併せて監督職員の了承を得た上で実施すること。
- 施工数量については、現地再確認を行ったうえ監督職員の承諾を得て決定すること。
- 施工に際し障害となる構造物が確認された場合は、管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
- 施工に際しては、工事着手前に道路管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
- 桁補修材の接触面は素地調整を行い、既設主桁の腐食部分には硬質樹脂を充填すること。
- 高カボルト孔径は、既設部材に対してはφ24.5孔とし、新設部材に対してはφ26.5孔とする。
- 塗膜割れ箇所においては、磁粉探傷試験を行い、き裂が確認された場合は補修を行うこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事		
図 面 名	北利根橋亀裂補修詳細図(1)		
縮 尺	S=1:100	図面番号	20 の 8
年 月 日	令和 7 年 11 月		
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

北利根橋亀裂補修詳細図(3) S=1:20

き裂パターンD1, D2当て板補修

亀裂補修(5)

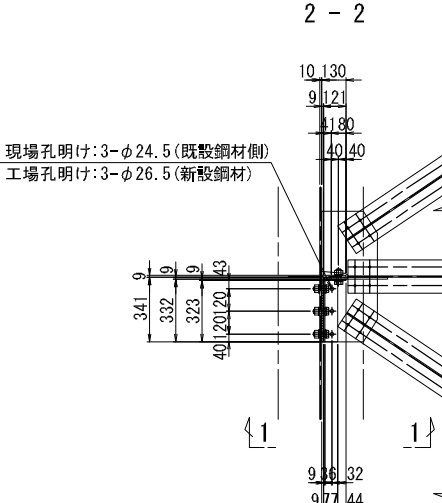
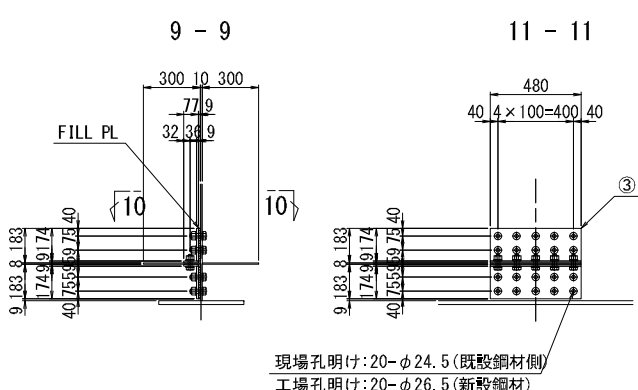
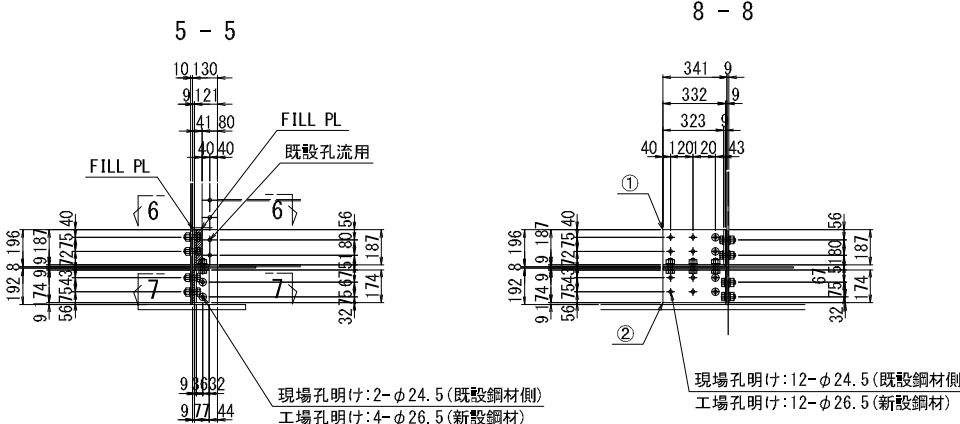
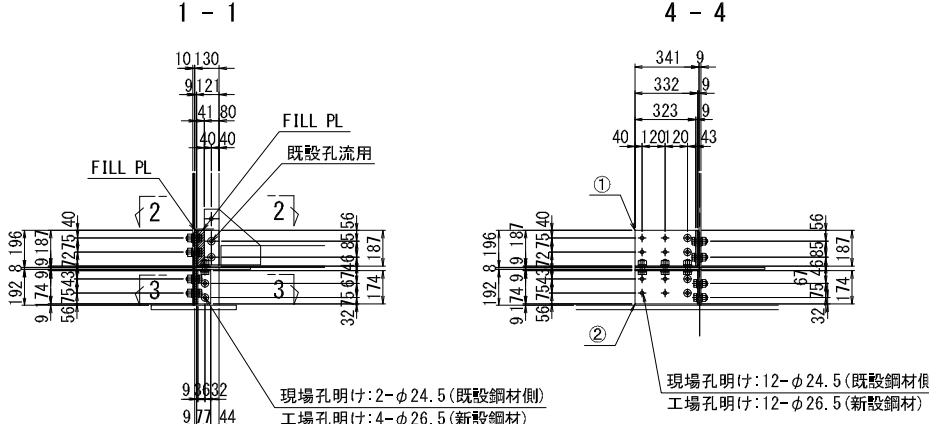
タイプB3当て板標準図

亀裂補修(6)

タイプB2当て板標準図

亀裂補修(4)

タイプB1当て板標準図



タイプB1撤去材料(1基当り)

撤去数：22基

2-TCB M22 × 55 (S10)

タイプB1新設材料(1基当り)

製作数: 第1径間 n=4箇所
第2径間 n=4箇所
第3径間 n=3箇所
第4径間 n=4箇所
第6径間 n=3箇所
第7径間 n=4箇所

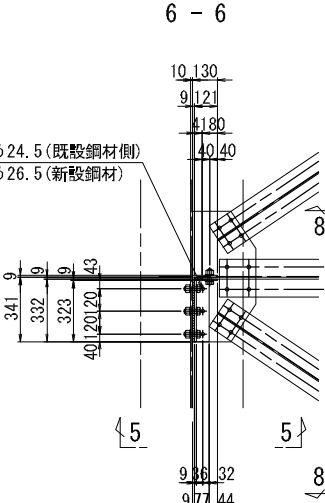
1-PL 121 × 9 × 187 (SM400A)
1-PL 187 × 9 × 323 (SM400A)
1-PL 77 × 9 × 332 (SM400A)
1-PL 77 × 9 × 341 (SM400A)
1-PL 77 × 9 × 174 (SM400A)
1-PL 174 × 9 × 332 (SM400A)

1 - FILL PL 41 × 9 × 187 (SS400)
1 - FILL PL 187 × 9 × 332 (SS400)
1 - FILL PL 174 × 9 × 332 (SS400)

2-HTB M22×60 (F10T)

現場孔明箇所数(φ24.5孔)

Web側 ----- 12箇所
補鋼材側 ----- 2箇所
ガセット側 ----- 3箇所



タイプB3撤去材料(1基当り)

撤去数：8基

2-TCB M22 × 55 (S10)

タイプB3新設材料(1基当り)

製作数：第1径間 n=3箇所
第3径間 n=1箇所
第5径間 n=3箇所
第7径間 n=1箇所

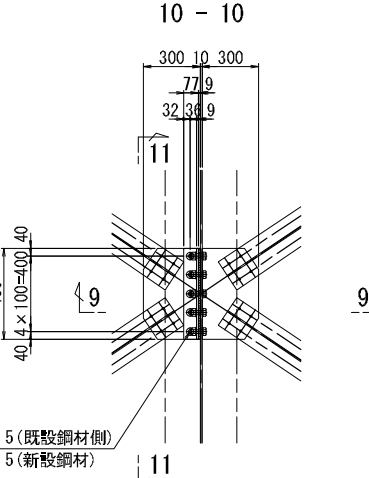
1-PL 121 × 9 × 187 (SM400A)
1-PL 187 × 9 × 323 (SM400A)
1-PL 77 × 9 × 332 (SM400A)
1-PL 77 × 9 × 341 (SM400A)
1-PL 77 × 9 × 174 (SM400A)
1-PL 174 × 9 × 332 (SM400A)

1 - FILL PL 41×9×187 (SS400)
1 - FILL PL 187×9×332 (SS400)
1 - FILL PL 174×9×332 (SS400)

7-HTB M22 × 70 (F10T)

現場孔明箇所数(φ24.5孔)

補鋼材側	-----	2箇所
ガセット側	-----	3箇所



タイプB2新設材料(1基当り)

製作数：第2径間 n=1箇所
第3径間 n=2箇所
第4径間 n=4箇所
第6径間 n=1箇所
第7径間 n=1箇所

2-PL 77×9×480 (SM400A)
2-PL 174×9×480 (SM400A)
2 - FILL PL 174×9×480 (SS400)
25-HTB M22×70 (F10T)

現場孔明箇所数(φ24.5孔)
Web側 ----- 20 箇所
ガセット側 ----- 5 箇所

注記：

1. 上図は、過年度補修設計成果や、最新の点検調査および現地踏査に基づき作成した。
2. 図中の補修計画は、「既存点検データ」、「現地調査」等に基づくものであるが、工事に際しては現地状況を十分把握し、併せて監督職員の了承を得た上で実施すること。
3. 施工数量については、現地再確認を行ったうえ監督職員の承諾を得て決定すること。
4. 施工に際し障害となる構造物が確認された場合は、管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
5. 施工に際しては、工事着手前に道路管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
6. 桁補修材の接触面は素地調整を行い、既設主桁の腐食部分には硬質樹脂を充填すること。
7. 高力ボルト孔径は、既設部材に対してはφ24.5孔とし、新設部材に対してはφ26.5孔とする。
8. 塗膜割れ箇所においては、磁粉探傷試験を行い、き裂が確認された場合は補修を行うこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道51号北利根橋外補修工事		
図 面 名	北利根橋亀裂補修詳細図(3)		
縮 尺	S=1:20	図面番号	20 の 10
年 月 日	令和 7 年 11 月 日		
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

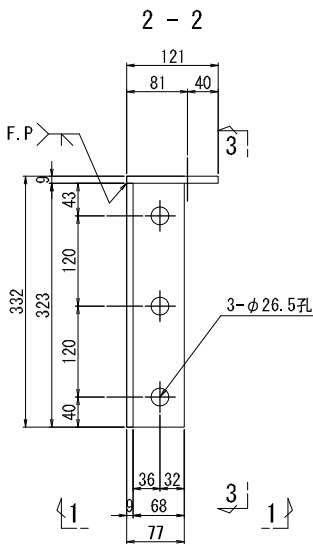
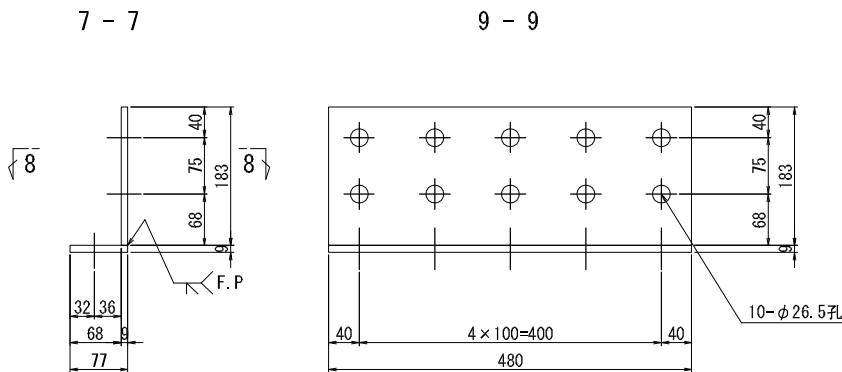
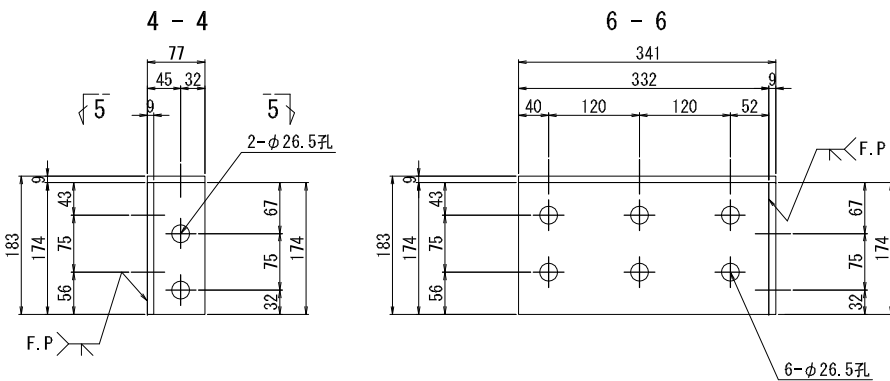
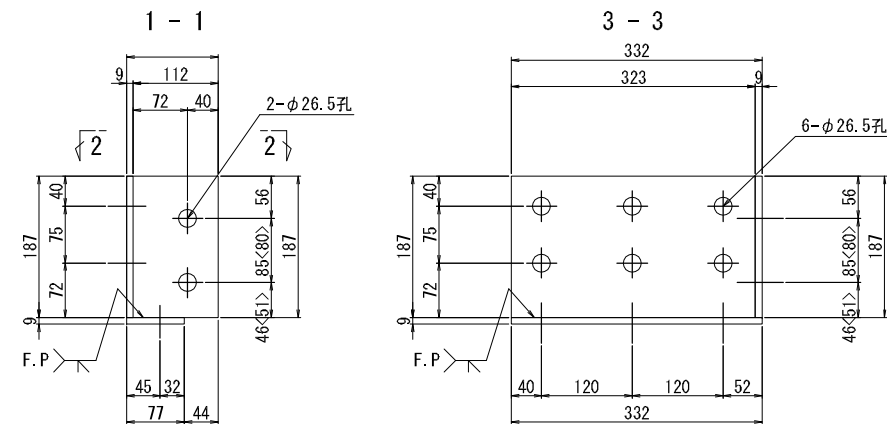
北利根橋亀裂補修詳細図(4) S=1:5

亀裂補修(4)～(6)

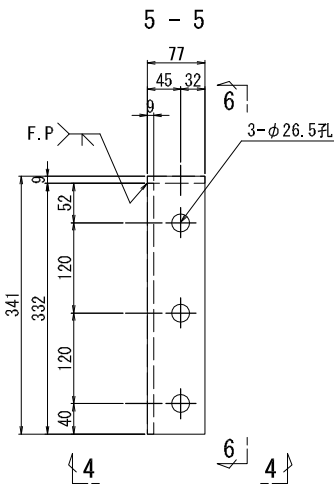
①新設鋼材詳細図

②新設鋼材詳細図

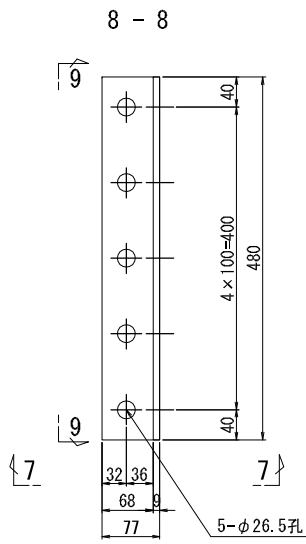
③新設鋼材詳細図



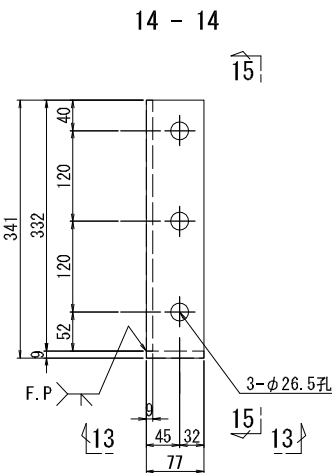
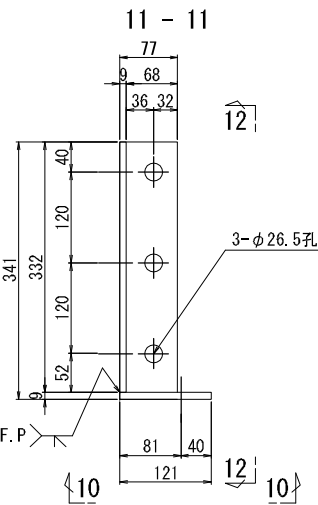
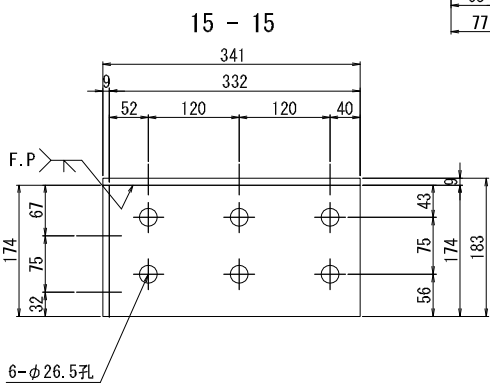
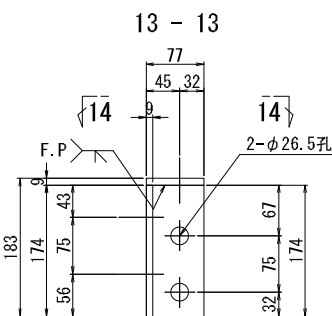
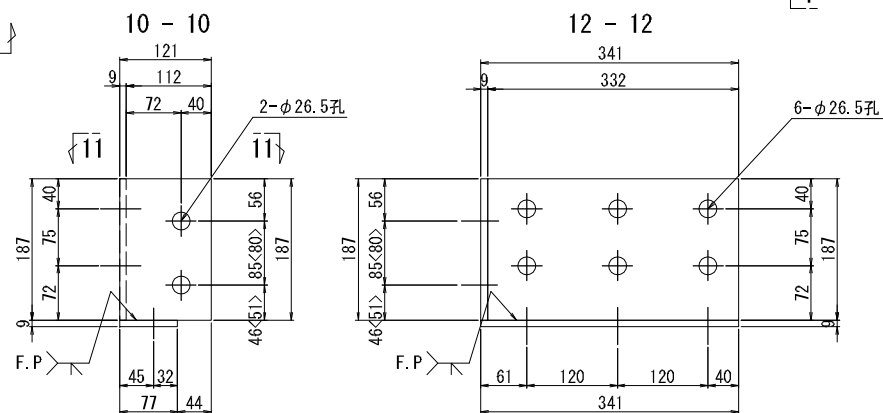
※ < >内寸法はタイプB3を示す。



⑤新設鋼材詳細図



④新設鋼材詳細図



- 注記：
1. 上図は、過年度補修設計成果や、最新の点検調査および現地踏査に基づき作成した。
 2. 図中の補修計画は、「既存点検データ」、「現地調査」等に基づくものであるが、工事に際しては現地状況を十分把握し、併せて監督職員の了承を得た上で実施すること。
 3. 施工数量については、現地再確認を行ったうえ監督職員の承諾を得て決定すること。
 4. 施工に際し障害となる構造物が確認された場合は、管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
 5. 施工に際しては、工事着手前に道路管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
 6. 桁補修材の接触面は素地調整を行い、既設主桁の腐食部分には硬質樹脂を充填すること。
 7. 高力ボルト孔径は、既設部材に対してはφ24.5孔とし、新設部材に対してはφ26.5孔とする。
 8. 塗膜割れ箇所においては、磁粉探傷試験を行い、き裂が確認された場合は補修を行うこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道51号北利根橋外補修工事		
図 面 名	北利根橋亀裂補修詳細図(4)		
縮 尺	S=1:5	図面番号	20 の 11
年 月 日	令和 7 年 11 月 日	設計会社名	株式会社エイト日本技術開発
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

北利根橋亀裂補修詳細図(5)

亀裂補修方法

第6径間き裂損傷一覧表

き裂No.	き裂発生箇所	き裂パターン	き裂長さ (mm)				補修方法
			起点側	板厚面	終点側	合計	
2	中間対傾構	A111	(31)	(0)	(0)	(31)	タイプA1当て板
3	中間対傾構	D1・D2	(50)	(0)	(0)	(50)	タイプB1当て板
5	中間対傾構	A111	(42)	(0)	(0)	(42)	タイプA1当て板
6	分配横桁	A111	(47)	(0)	(0)	(47)	タイプA3当て板
7	分配横桁	A111	(35)	(0)	(0)	(35)	タイプA3当て板
8	分配横桁	A111	(23)	(0)	(0)	(23)	タイプA3当て板
9	中間対傾構	A111	(32)	(0)	(0)	(32)	タイプA1当て板
10	分配横桁	A111	(33)	(0)	(0)	(33)	タイプA3当て板
11	中間対傾構	D1・D2	(23)	(0)	(0)	(23)	タイプB1当て板
13	中間対傾構	A111	(39)	(0)	(0)	(39)	タイプA1当て板
14	中桁ガセット	D1・D2	(15)	(0)	(0)	(15)	タイプB2当て板
15	中間対傾構	A111	(26)	(0)	(0)	(26)	タイプA2当て板
16	中間対傾構	A111	(34)	(0)	(0)	(34)	タイプA2当て板
20	中間対傾構	A114	(45)	(0)	(0)	(45)	タイプA2当て板
21	中間対傾構	A111	(54)	(0)	(0)	(54)	タイプA2当て板
24	中間対傾構	A111	(40)	(0)	(0)	(40)	タイプA2当て板
25	中間対傾構	A111	(33)	(0)	(0)	(33)	タイプA2当て板
26	中間対傾構	D1・D2	(35)	(0)	(0)	(35)	タイプB1当て板
28	中間対傾構	A111	(40)	(0)	(0)	(40)	タイプA1当て板
29	分配横桁	A111	(93)	(0)	(0)	(93)	タイプA3当て板
30	分配横桁	A111	(97)	(0)	(0)	(97)	タイプA3当て板
31	中間対傾構	A111	(36)	(0)	(0)	(36)	タイプA1当て板
32	分配横桁	A111	(93)	(0)	(0)	(93)	タイプA3当て板
33	分配横桁	A111	(96)	(0)	(0)	(96)	タイプA3当て板
35	中間対傾構	A111	(60)	(0)	(0)	(60)	タイプA1当て板

第7径間き裂損傷一覧表

き裂No.	き裂発生箇所	き裂パターン	き裂長さ (mm)				補修方法
			起点側	板厚面	終点側	合計	
2	中間対傾構	A111	(29)	(0)	(0)	(29)	タイプA1当て板
4	分配横桁	A111	11	0	0	11	タイプA3当て板
5	分配横桁	A111	9	9	31	49	タイプA3当て板
7	中間対傾構	D1・D2	(58)	(0)	(0)	(58)	タイプB1当て板
9	分配横桁	A111	16	0	0	16	タイプA3当て板
10	分配横桁	A111	13	9	22	44	タイプA3当て板
11	分配横桁	A111	0	0	35	35	タイプA3当て板
12	分配横桁	D1・D2	(28)	(0)	(0)	(28)	タイプB3当て板
13	中間対傾構	D1・D2	(39)	(0)	(0)	(39)	タイプB1当て板
14	中間対傾構	D1・D2	(26)	(0)	(0)	(26)	タイプB1当て板
15	中間対傾構	A111	(37)	(0)	(0)	(37)	タイプA2当て板
16	中間対傾構	A111	(37)	(0)	(0)	(37)	タイプA2当て板
18	中間対傾構	A111	(44)	(0)	(0)	(44)	タイプA2当て板
21	中間対傾構	A111	(34)	(0)	(0)	(34)	タイプA2当て板
27	中間対傾構	A111	(37)	(0)	(0)	(37)	タイプA1当て板
29	中間対傾構	A111	(37)	(0)	(0)	(37)	タイプA1当て板
31	中桁ガセット	D1・D2	(18)	(0)	(0)	(18)	タイプB2当て板
32	中桁ガセット	D1・D2	(28)	(0)	(0)	(28)	タイプB2当て板
34	分配横桁	A111	(91)	(0)	(0)	(91)	タイプA3当て板
35	分配横桁	A111	(85)	(0)	(0)	(85)	タイプA3当て板
36	分配横桁	A111	(79)	(0)	(0)	(79)	タイプA3当て板
37	分配横桁	A111	(30)	(0)	(0)	(30)	タイプA3当て板
38	中間対傾構	D1・D2	(26)	(0)	(0)	(26)	タイプB1当て板
39	中間対傾構	A111	(29)	(0)	(0)	(29)	タイプA1当て板

※. 北利根橋亀裂補修詳細図(1)～(5)の亀裂補修数量については、塗膜割れ発生箇所の数量であり、発注時の亀裂補修数量については亀裂補修が必要と想定した概算数量で計上したもので、現地を確認の上施工すること
施工数量については、現地を確認し、監督職員と施工数量を協議すること。

- 注記：
- 上図は、過年度補修設計成果や、最新の点検調査および現地踏査に基づき作成した。
 - 図中の補修計画は、「既存点検データ」、「現地調査」等に基づくものであるが、工事に際しては現地状況を十分把握し、併せて監督職員の了承を得た上で実施すること。
 - 施工数量については、現地再確認を行ったうえ監督職員の承諾を得て決定すること。
 - 施工に際し障害となる構造物が確認された場合は、管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
 - 施工に際しては、工事着手前に道路管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
 - 桁補修材の接触面は素地調整を行い、既設主桁の腐食部分には硬質樹脂を充填すること。
 - 高力ボルト孔径は、既設部材に対してはφ24.5孔とし、新設部材に対してはφ26.5孔とする。
 - 塗膜割れ箇所においては、磁粉探傷試験を行い、き裂が確認された場合は補修を行うこと。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R7国道51号北利根橋外補修工事		
図 面 名	北利根橋亀裂補修詳細図(5)		
縮 尺	図 示	図面番号	20 の 12
年 月 日	令和 7 年 11 月 日		
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

北利根橋亀裂補修数量表

亀裂補修(1) (TYPE-A1) 数量表

1.0箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
当て板	SM400A	kg	7	
当て板	SS400	kg	6	
TCB	M22×65	組	4	
TCB	M22×85	組	2	
下塗り材	有機ジンクリッチペイント	kg	0.023	
下塗り材	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗	kg	0.039	
中塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂中塗	kg	0.013	
上塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂上塗	kg	0.011	
素地調整		m2	0.245	
現場孔明		孔	4	
当て板取付		箇所	1	
本締め		本	6	
下塗り	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層)	m2	0.123	
下塗り	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回)	m2	0.123	
中塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.123	
上塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.123	
現場塗装	RC-Ⅱ	m2	0.098	
金属パテ補修	素地調整、下地処理、パテ補修工含む	m2	0.002	当初計上無し

亀裂補修(2) (TYPE-A2) 数量表

1.0箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
当て板	SM400A	kg	15	
当て板	SS400	kg	9	
TCB	M22×80	組	4	
TCB	M22×85	組	4	
下塗り材	有機ジンクリッチペイント	kg	0.047	
下塗り材	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗	kg	0.078	
中塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂中塗	kg	0.027	
上塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂上塗	kg	0.023	
素地調整		m2	0.414	
現場孔明		孔	4	
当て板取付		箇所	1	
本締め		本	8	
下塗り	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層)	m2	0.169	
下塗り	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回)	m2	0.169	
中塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.169	
上塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.169	
現場塗装	RC-Ⅱ	m2	0.197	
金属パテ補修	素地調整、下地処理、パテ補修工含む	m2	0.040	当初計上無し

亀裂補修(3) (TYPE-A3) 数量表

1.0箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
当て板	SM400A	kg	7	
当て板	SS400	kg	6	
TCB	M22×65	組	4	
TCB	M22×80	組	2	
下塗り材	有機ジンクリッチペイント	kg	0.022	
下塗り材	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗	kg	0.037	
中塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂中塗	kg	0.013	
上塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂上塗	kg	0.011	
素地調整		m2	0.240	
現場孔明		孔	4	
当て板取付		箇所	1	
本締め		本	6	
下塗り	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層)	m2	0.123	
下塗り	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回)	m2	0.123	
中塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.123	
上塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.123	
現場塗装	RC-Ⅱ	m2	0.093	
金属パテ補修	素地調整、下地処理、パテ補修工含む	m2	0.001	当初計上無し

亀裂補修(4) (TYPE-B1) 数量表

1.0箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
当て板	SM400A	kg	15	
当て板	SS400	kg	9	
TCB	M22×60	組	2	
TCB	M22×70	組	17	
下塗り材	有機ジンクリッチペイント	kg	0.028	
下塗り材	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗	kg	0.047	
中塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂中塗	kg	0.016	
上塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂上塗	kg	0.014	
素地調整		m2	0.491	
現場孔明		孔	17	
当て板取付		箇所	1	
本締め		本	19	
下塗り	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層)	m2	0.373	
下塗り	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回)	m2	0.373	
中塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.373	
上塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.373	
現場塗装	RC-Ⅱ	m2	0.118	

亀裂補修(5) (TYPE-B2) 数量表

1.0箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
当て板	SM400A	kg	17	
当て板	SS400	kg	12	
HTB	M22×70	組	25	
下塗り材	有機ジンクリッチペイント	kg	0.030	
下塗り材	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗	kg	0.050	
中塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂中塗	kg	0.017	
上塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂上塗	kg	0.015	
素地調整		m2	0.550	
現場孔明		孔	25	
当て板取付		箇所	1	
本締め		本	25	
下塗り	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層)	m2	0.424	
下塗り	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回)	m2	0.424	
中塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.424	
上塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.424	
現場塗装	RC-Ⅱ	m2	0.126	

亀裂補修(6) (TYPE-B3) 数量表

1.0箇所当り

名称	規格	単位	数量	摘要
当て板	SM400A	kg	15	
当て板	SS400	kg	9	
HTB	M22×60	組	2	
HTB	M22×70	組	17	
下塗り材	有機ジンクリッチペイント	kg	0.028	
下塗り材	弱溶剤形変性エポキシ樹脂下塗	kg	0.047	
中塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂中塗	kg	0.016	
上塗り材	弱溶剤形ふっ素樹脂上塗	kg	0.014	
素地調整		m2	0.491	
現場孔明		孔	17	
当て板取付		箇所	1	
本締め		本	19	
下塗り	ミストコート 変性エポキシ樹脂塗料(1層)	m2	0.373	
下塗り	超厚膜形エポキシ樹脂塗料(2回)	m2	0.373	
中塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.373	
上塗り	ふっ素樹脂塗料	m2	0.373	
現場塗装	RC-Ⅱ	m2	0.118	

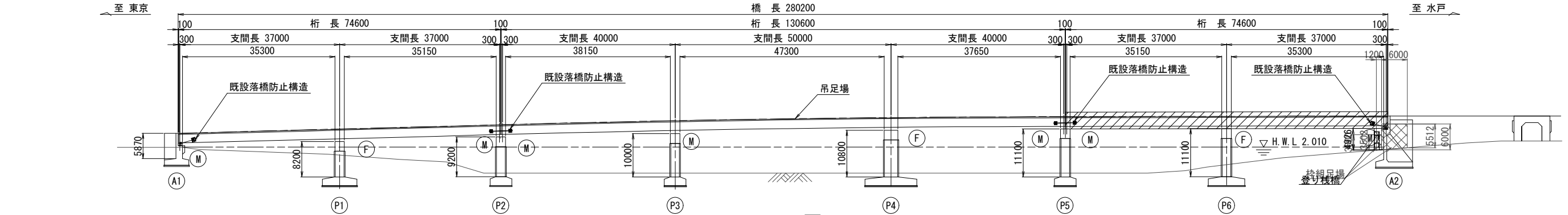
※. 北利根橋亀裂補修詳細図(1)～(5)の亀裂補修数量については、塗膜割れ発生箇所の数量であり、発注時の亀裂補修数量については亀裂補修が必要と想定した概算数量で計上している。
施工数量については、現地を確認し、監督職員と施工数量を協議すること。

工 事 名	R7国道51号北利根橋外補修工事		
図 面 名	北利根橋亀裂補修数量表		
縮 尺	図 示	図面番号	20 の 13
年 月 日	令和	7 年	11 月 日
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

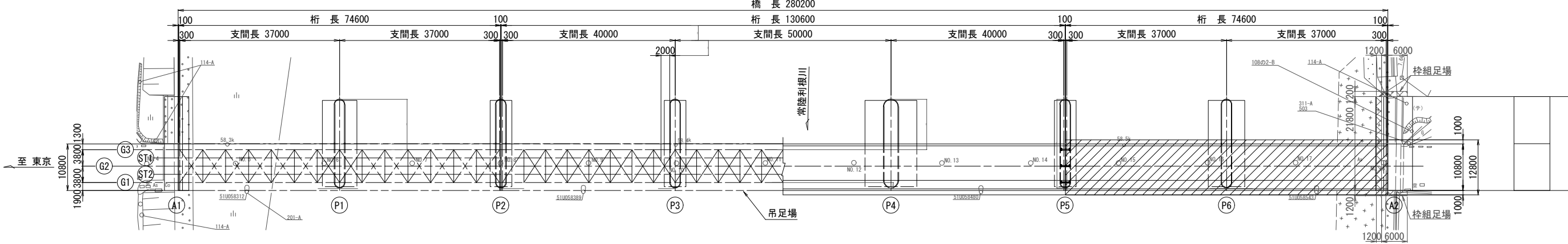
北利根橋足場図

S=1:500

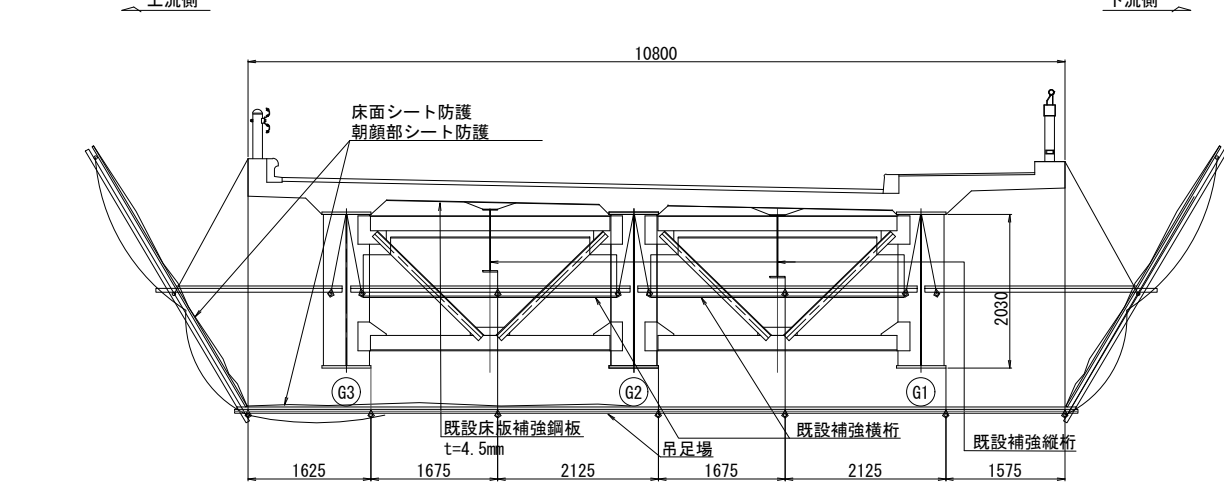
側面図



平面図



断面図 S=1:50



足場工数量集計表

細別	足場規格	橋脚	算出	単位	数量	摘要
足場(1)	吊足場	P5~P6	35.15m × 10.8m	m2	379.62	
足場(2)	両側朝顔シート	P6~A2	35.30m × 10.8m	m2	381.24	
防護		計		m2	760.86	
登り棧橋		A2橋台	H=4.926m	箇所	1.0	

現場制約事項	
有	無

(注)
1.上記の現場制約事項は、施工条件のうち、特に留意すべき事項を明示しているものであり、工事着手にあたっては、設計審査会等において、受発注者間で厳格に確認する。

工事名	R7国道51号北利根橋外補修工事		
図面名	北利根橋足場図		
縮尺	図示	図面番号	20の14
年月日	令和7年	11月	日
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

北利根橋数量総括表

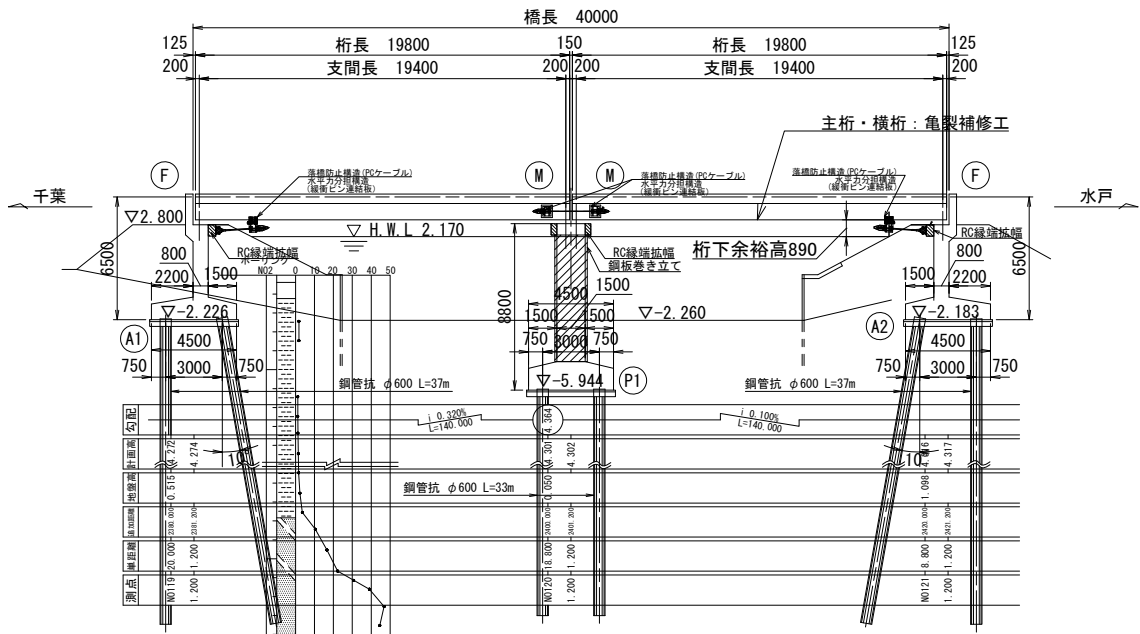
北利根橋数量総括表

工事区分・工種・種別・再別	規格	単位	数量				計	計上値	摘要
			P5	P6	A2				
			P5~P6	P6~A2					
橋梁保全工事		式	1				1	1	
橋梁補修工		式	1				1	1	
亀裂補修工		式	1				1	1	
亀裂補修(1)	TYPE-A1	箇所		7	4		11	11	
亀裂補修(2)	TYPE-A2	箇所		3	2		5	5	
亀裂補修(3)	TYPE-A3	箇所		4	4		8	8	
亀裂補修(4)	TYPE-B1	箇所		3	4		7	7	
亀裂補修(5)	TYPE-B2	箇所		1	1		2	2	
亀裂補修(6)	TYPE-B3	箇所			1		1	1	
ひび割れ補修工		式	1				1	1	
低圧注入工法	25m未満 エポキシ	構造物			3.5		3.5	1(3.5)	
断面修復工		式	1				1	1	
左官工法(1)	0.1m3未満 ポリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理無	構造物	0.0009	0.0193			0.0403	1(0.040)	
左官工法(2)	0.1m3未満 ポリマーセメントモルタル 鉄筋ケレン・鉄筋防錆処理有			0.0128	0.0073				
		構造物		0.0024			0.0024	1(0.002)	
コンクリート設積込・運搬(断面修復工)		m3	0.0427				0.0427	0.04	
設処分	コンクリート設(無筋)	m3	0.0427				0.0427	0.04	
現場塗装工		式	1				1	1	
橋梁塗装工		式	1				1	1	
塗替塗装	Rc-1	m2		1477.3	1528.2		3005.5	3000	
プラスト養生シート		m2		379.6	381.2		760.8	760	
塗膜除去工		式	1				1	1	
塗膜除去	塗膜剥離剤塗布(2回) 塗膜除去	m2		1477.3	1528.2		3005.5	3000	
廃材の回収・積込		m2		2954.6	3056.4		6011	6010	
湿式塗膜剥離剤工用養生シート		m2		379.6	381.2		760.8	760	
仮設工		式	1				1	1	
足場工		式	1				1	1	
足場(1)	吊足場	m2		379.6	381.2		760.8	760	
足場(2)	両側朝顔	m2		379.6	381.2		760.8	760	
防護	シート防護	m2		379.6	381.2		760.8	760	
登り桟橋		箇所			1		1	1	
ばく露防止対策工		式	1				1	1	
鉛対応環境対策資機材費		式	1				1	1	

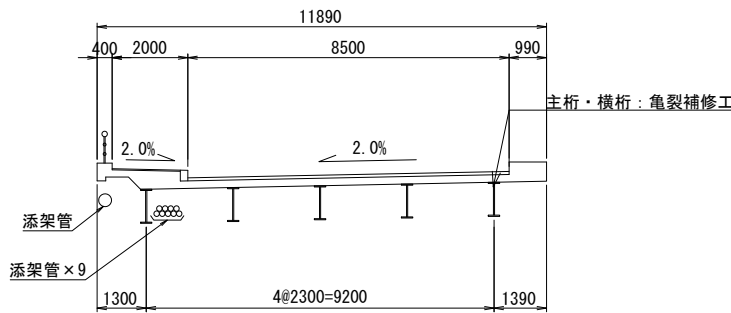
工 事 名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事		
図 面 名	北利根橋数量総括表		
縮 尺	図 示	図面番号	20 の 15
年 月 日	令和 7 年	11 月	日
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

夜越川橋補修一般図

側面図 S=1:200



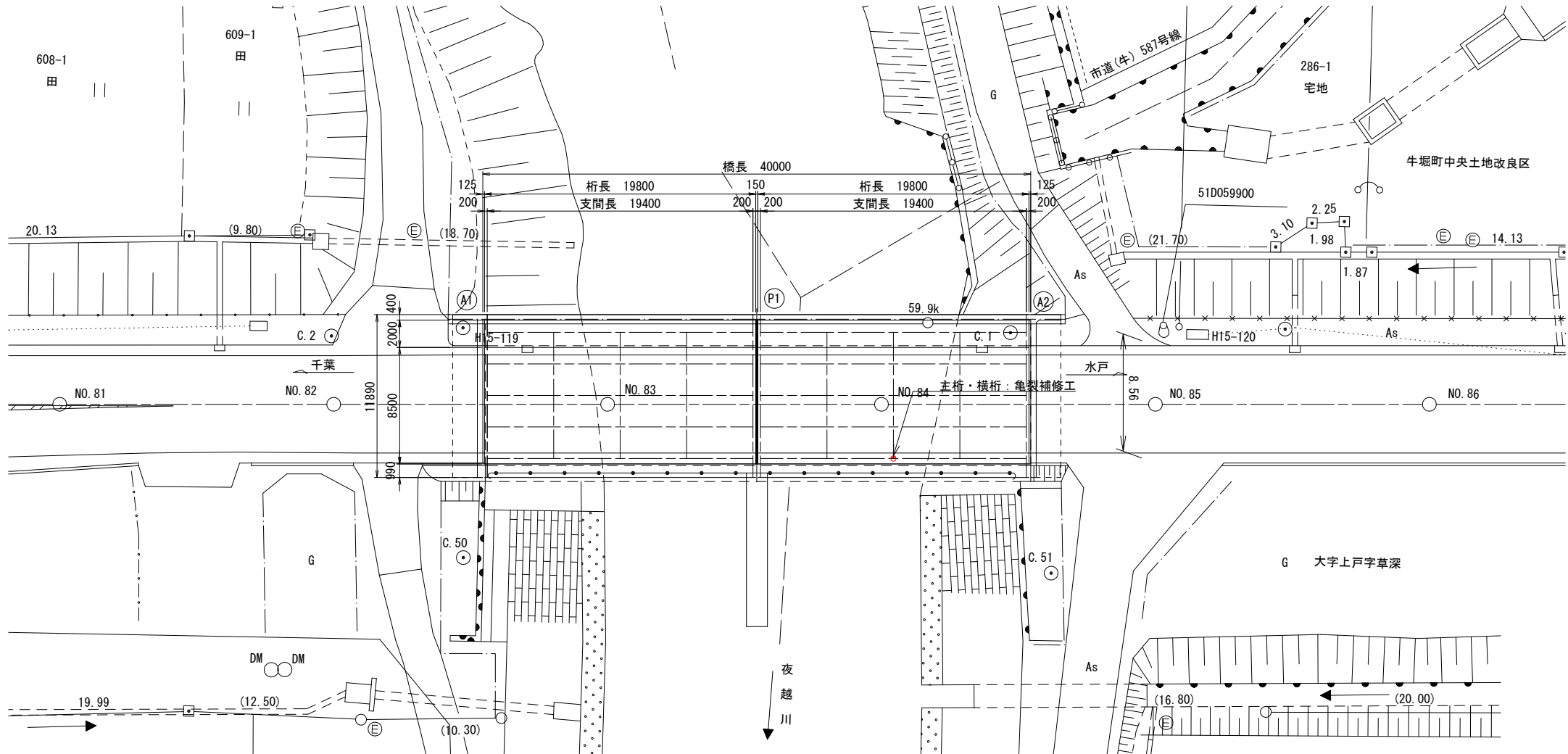
断面図 S=1:100



補修工種一覧

補修工種	対象部位	備考
亀裂補修工	主桁・横桁	P1橋脚-A2橋台間

平面図 S=1:200



設計条件

橋梁名	夜越川橋
路線名	一般国道51号 現道
所在地	自 茨城県潮来市牛堀612-1 至 茨城県潮来市上戸248-4
交差物件	夜越川
形式	上部工 単純鋼合成H形橋 下部工 逆T式橋台、ラーメン橋脚 (RC) 基礎工 既製鋼ぐい 支承 線支承
橋長	40.000m
支間長	2@19.400m
幅員構成	全幅員:11.89m、有効幅員:10.50m
総径間数	2
平面形状	直橋
活荷重	TL-20
設計水平震度	0.22
コンクリート	躯体: δ 28=210kg/cm2
鉄筋	躯体: SD30 δ sa=1800kg/cm2 基礎: δ sa=1600kg/cm2
支持地盤	細砂
許容支持力	水平: 6.3t/本(常時) 24.5t/本(地震時) 鉛直: 150t/本(常時) 225t/本(地震時)
完成年度	昭和47年
設計基準	昭和43年 鋼道路橋設計示方書 1共通編2鋼橋編 昭和43年 道路橋下部構造設計指針橋台、橋脚の設計編

注記)

- 施工前、各工種とも現地詳細調査を実施し、施工寸法および数量を確定すること。
- H.W.Lは、R3年度の工事資料 (R3年度 国道51号 夜越川橋耐震補強外工事) の計画高水位を示す。

現場制約事項	関係機関協議 (河川 (夜越川))
有	無

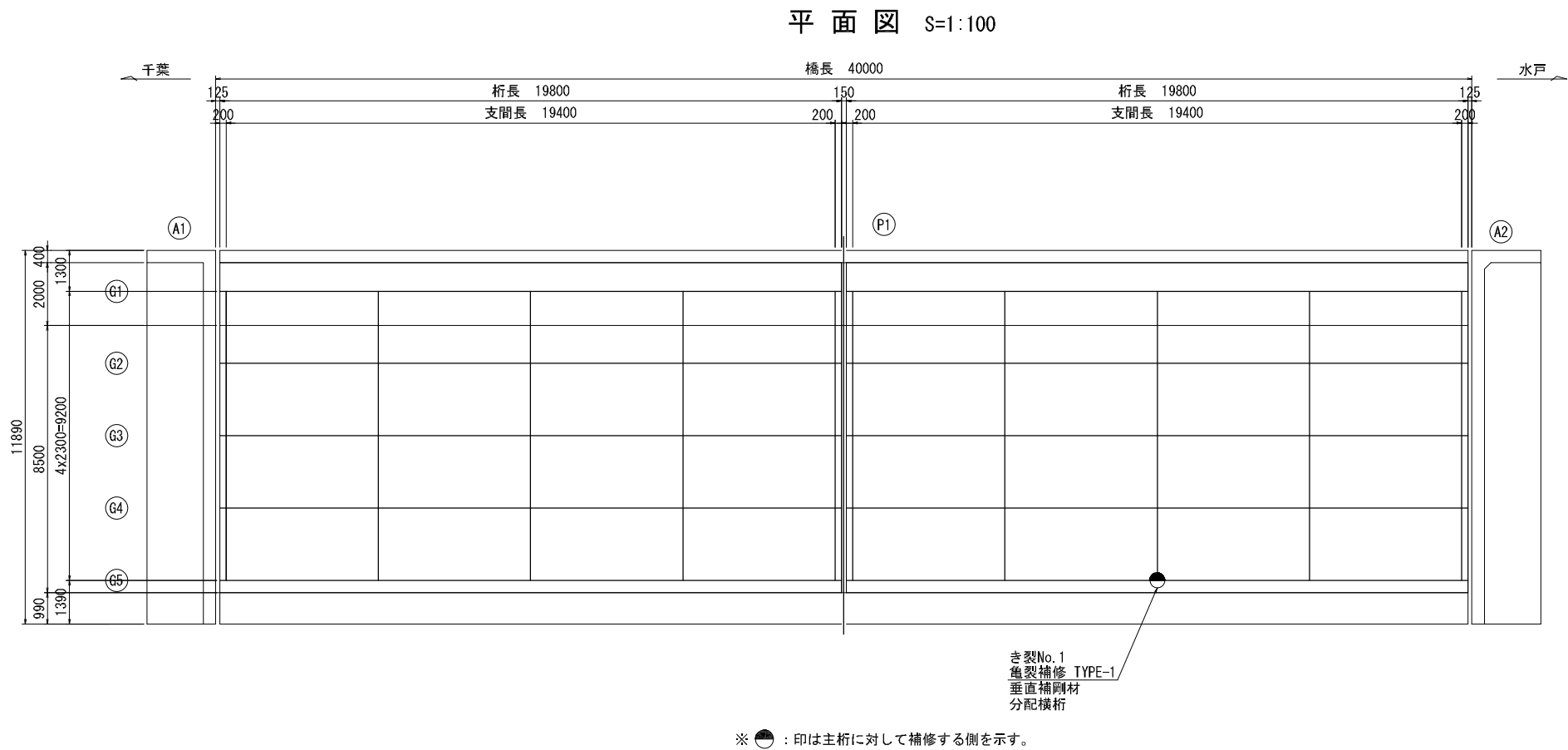
(注)

- 上記の現場制約事項は、施工条件のうち、特に留意すべき事項を明示しているものであり、工事着手にあたっては、設計審査会等において、受発注者間で厳格に確認する。
- 西暦2024年5月時点の情報であり、工事発注時に最新情報に更新すること。

工事名	R7国道51号北利根橋外補修工事
図面名	夜越川橋補修一般図
縮尺	図示 図面番号 20の16
年月日	令和7年11月 日
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

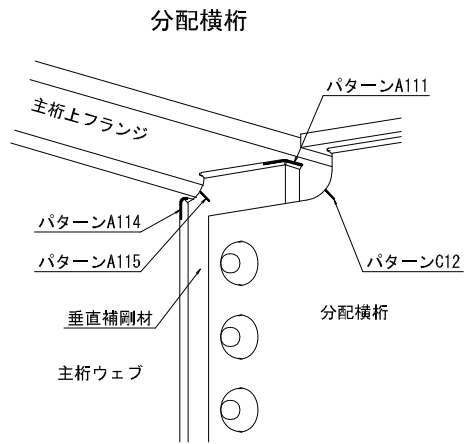
夜越川橋亀裂補修詳細図(1)



亀裂損傷一覧表

き裂No.	き裂発生箇所	き裂パターン	き裂長さ (mm)				補修方法
			起点側	板厚面	終点側	合計	
1	垂直補剛材	A111	9	0	0	9	当て板 TYPE-1
			10	10	34	54	
		A114	20	10	0	30	
			5	10	0	15	
	分配横桁	C12	12	0	0	12	

き裂パターン図



亀裂補修(TYPE-1)数量表

名称		規格	単位	数量	摘要
当て板		SM400A	kg	14	
当て板		SS400	kg	6	
エポキシ樹脂			kg	1.717	
HTB		M22×80	組	4	
HTB		M22×90	組	6	
現場切断			m	0.138	当初計上無し
素地調整			m2	0.128	
現場孔明			孔	6	
硬質樹脂工			kg	1.430	当初計上無し
当て板取付			箇所	1	
本締め			本	10	
現場塗装		F-11	m2	0.240	

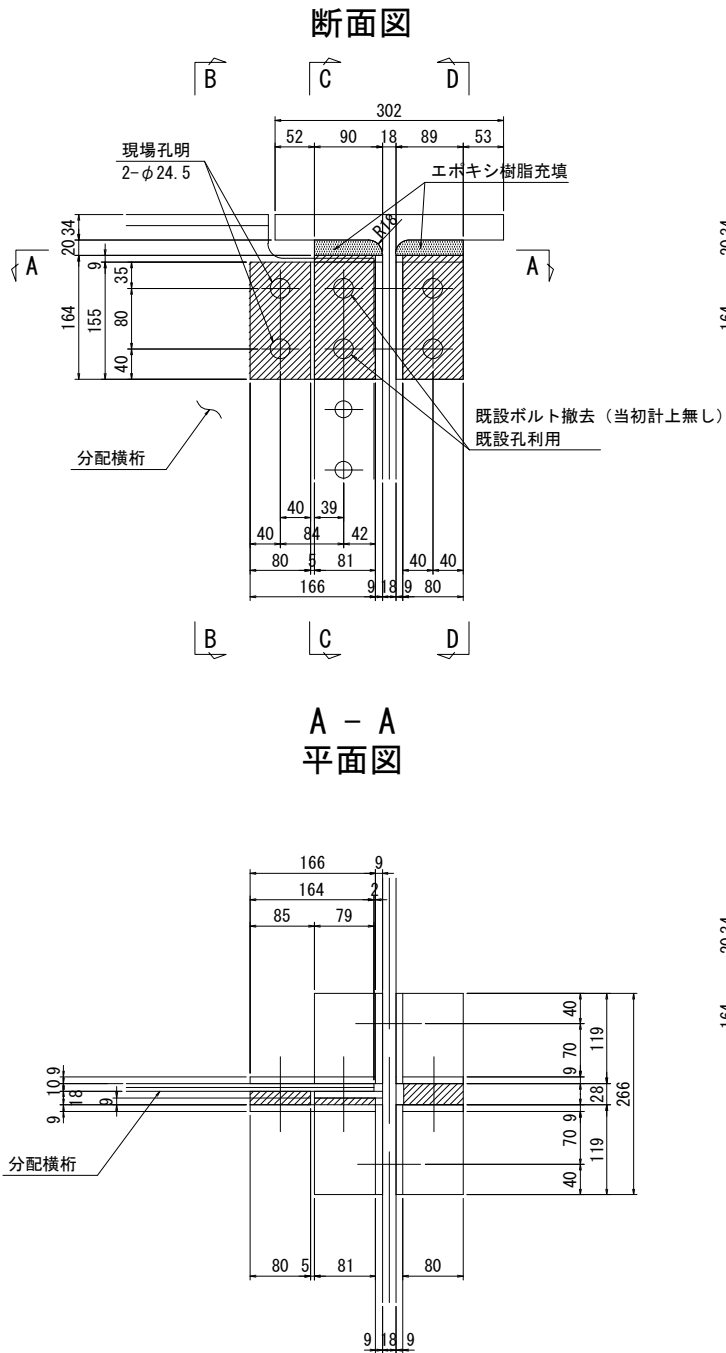
- 注1) 上図は、竣工図や過年度補修設計成果、最新の点検調査および現地踏査に基づき作成した。
- 注2) 図中の補修計画は、「既存点検データ」、「現地調査」等に基づくものであるが、工事に際しては現地状況を十分把握し、併せて監督職員の了承を得た上で実施すること。
- 注3) 施工数量については、現地再確認を行ったうえ監督職員の承諾を得て決定すること。
- 注4) 施工に際し障害となる構造物が確認された場合は、管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
- 注5) 施工に際しては、工事着手前に道路管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
- 注6) 桁補修材の接触面は素地調整を行い、既設主桁の腐食部分には硬質樹脂を充填すること。
- 注7) 高力ボルト孔径は、既設部材に対してはφ24.5孔とし、新設部材に対してはφ26.5孔とする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

工 事 名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事		
図 面 名	夜越川橋亀裂補修詳細図(1)		
縮 尺	S=1:100	図面番号	20 の 17
年 月 日	令和 7 年 11 月		
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

夜越川橋亀裂補修詳細図(2)

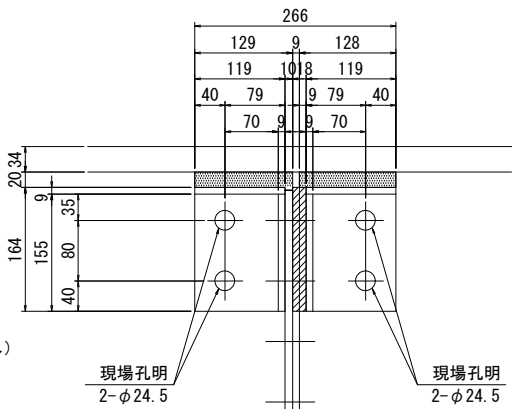
TYPE-1詳細図 S=1:5



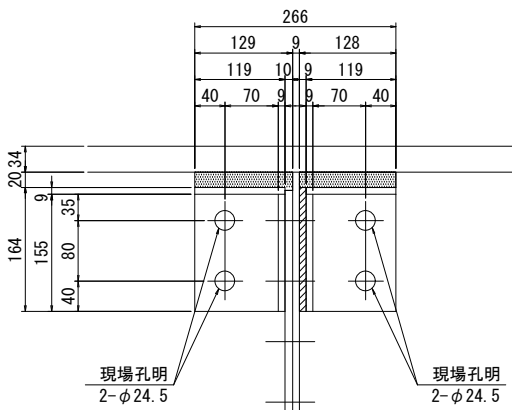
撤去材料（発生材：1組）
2 - HTB M22 x 60 (F11T)

補強材料（製作数：1組）
2 - PL 90 x 9 x 119 (SM400A)
2 - PL 89 x 9 x 119 (SM400A)
4 - PL 119 x 9 x 155 (SM400A)
2 - PL 155 x 9 x 166 (SM400A)
2 - PL 80 x 9 x 155 (SM400A)
1 - FILL PL 81 x 9 x 164 (SS400)
1 - FILL PL 80 x 18 x 155 (SS400)
1 - FILL PL 80 x 28 x 164 (SS400)
4 - HTB M22 x 80 (F10T)
6 - HTB M22 x 90 (F10T)

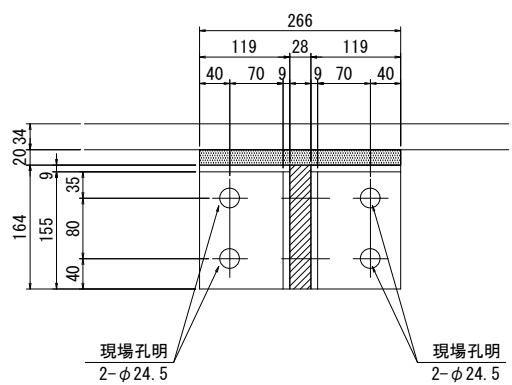
B - B



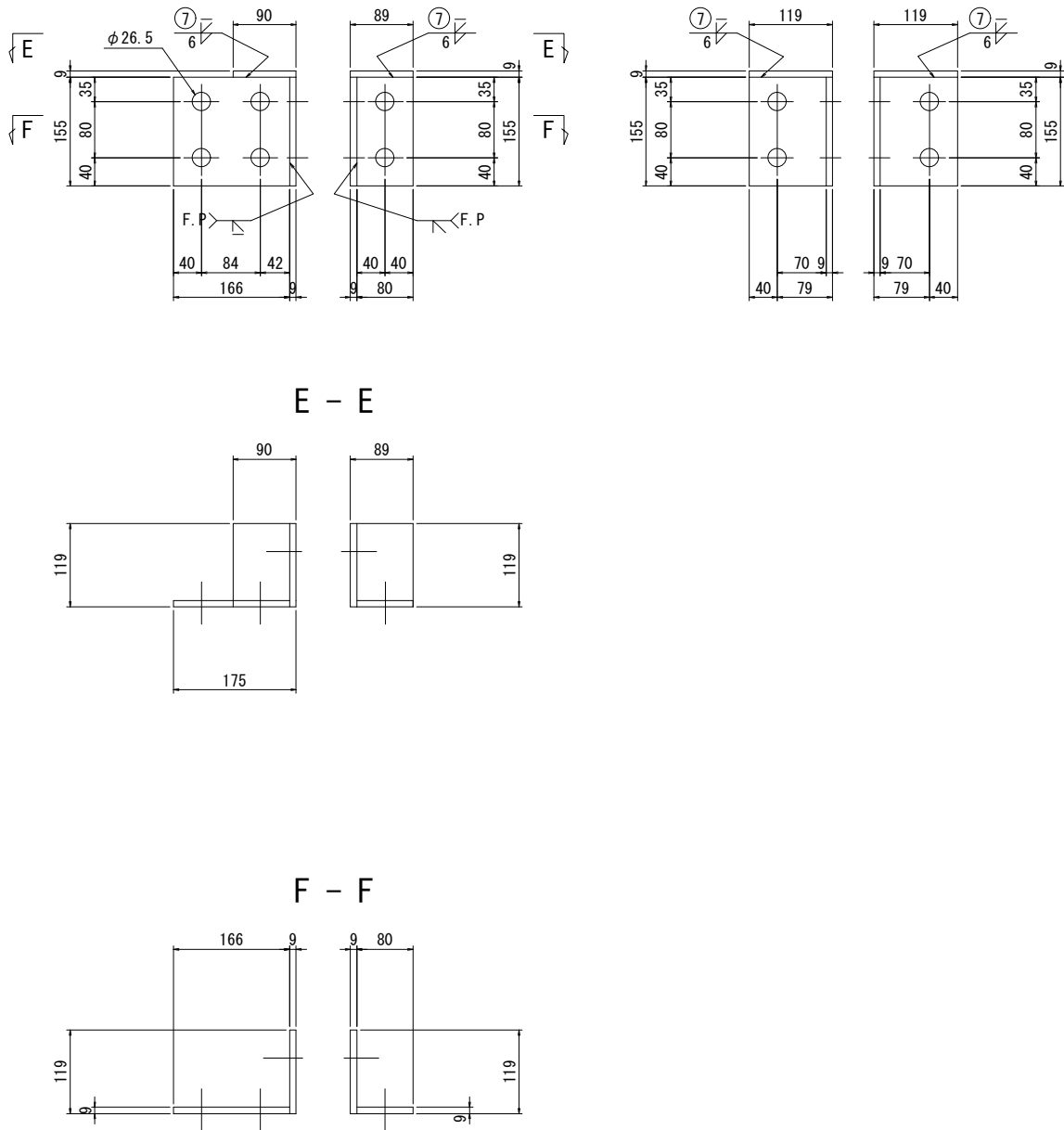
C - C



D - D



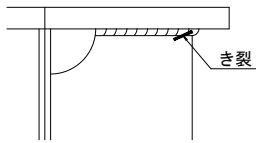
桁補修材加工図 S=1:5



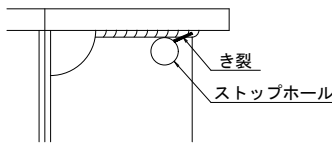
亀裂補修TYPE-1施工詳細図

- ① 磁粉探傷試験により、亀裂の有無・先端を確認する。
- ② 亀裂の先端が母材に達している場合は、ストップホールを設ける。
- ③ L型に加工した補強プレートを設置して、高力ボルトにより締結して完了する。

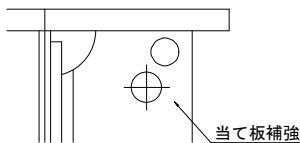
① き裂位置の確認・マーキング



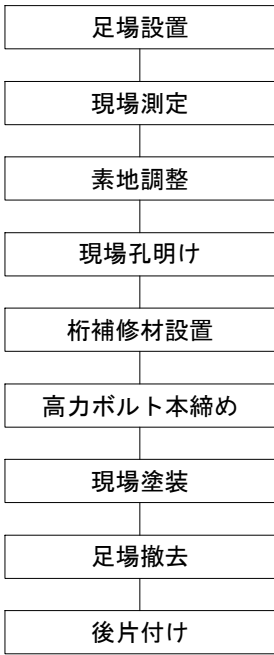
② ストップホールを設ける



③ 当て板で補強を設ける



当て板補修手順【参考】



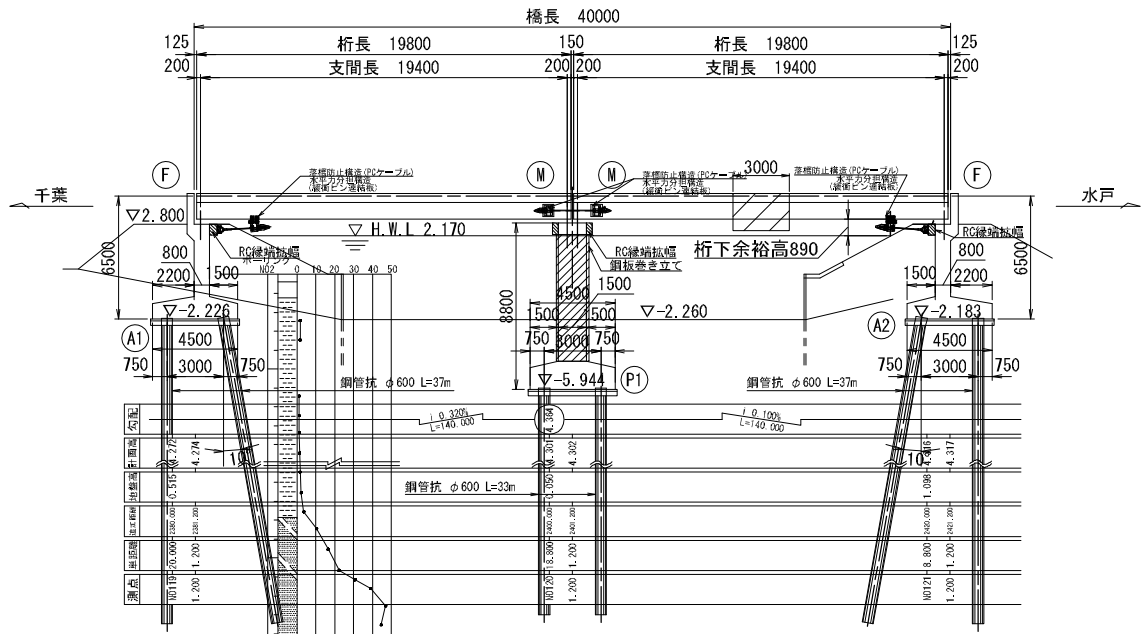
- 注1) 上図は、竣工図や過年度補修設計成果、最新の点検調書および現地踏査に基づき作成した。
- 注2) 図中の補修計画は、「既存点検データ」、「現地調査」等に基づくものであるが、工事に際しては現地状況を十分把握し、併せて監督職員の了承を得た上で実施すること。
- 注3) 施工数量については、現地再確認を行ったうえ監督職員の承諾を得て決定すること。
- 注4) 施工に際し障害となる構造物が確認された場合は、管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
- 注5) 施工に際しては、工事着手前に道路管理者と協議を行い承諾を得た上で実施すること。
- 注6) 桁補修材の接触面は素地調整を行い、既設主桁の腐食部分には硬質樹脂を充填すること。
- 注7) 高力ボルト孔径は、既設部材に対してはφ24.5孔とし、新設部材に対してはφ26.5孔とする。

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

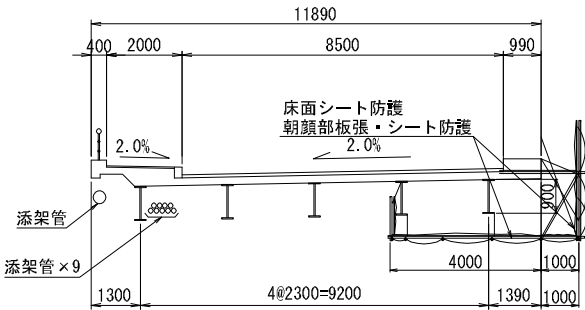
工 事 名	R7国道51号北利根橋外補修工事		
図 面 名	夜越川橋亀裂補修詳細図(2)		
縮 尺	S=1:5	図面番号	20 の 18
年 月 日	令和 7 年 11 月 日		
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

夜越川橋足場図

側 面 図 S=1:200



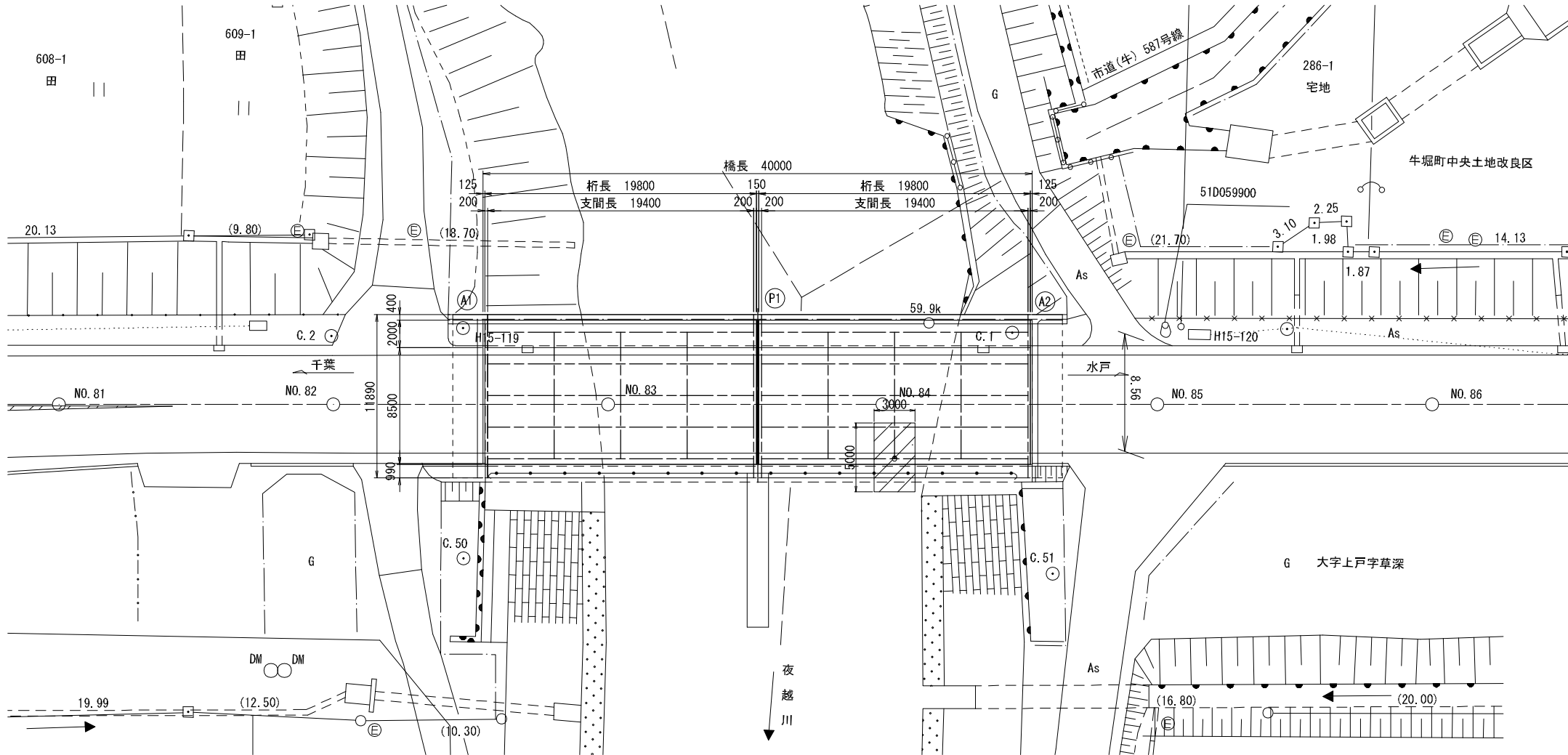
断 面 図 S=1:100



足場工数量集計表

細別	足場規格	橋脚	算出	単位	数量	摘要
足場(1) 足場(2) 防護	吊足場 両側朝顔 シート	P1~A2	3.0m × 5.0m	m2	15.0	

平 面 図 S=1:200



注記)

- 施工前、各工種とも現地詳細調査を実施し、施工寸法および数量を確定すること。
- H.W.Lは、R3年度の工事資料（R3年度 国道51号 夜越川橋耐震補強外工事）の計画高水位を示す。

現場制約事項	関係機関協議（河川（夜越川））
有	無

(注)

- 上記の現場制約事項は、施工条件のうち、特に留意すべき事項を明示しているものであり、工事着手にあたっては、設計審査会等において、発注者間で厳格に確認すること。
- 西暦2024年5月時点の情報であり、工事発注時に最新情報に更新すること。

工 事 名	R 7 国 道 5 1 号北利根橋外補修工事		
図 面 名	夜越川橋足場図		
縮 尺	図 示	図面番号	20 の 19
年 月 日	令和 7 年 11 月 日		
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります

夜越川橋数量総括表

夜越川橋数量総括表

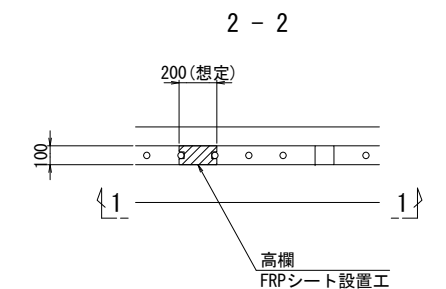
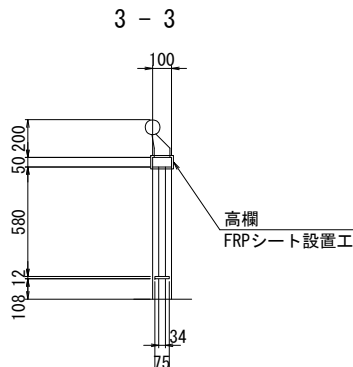
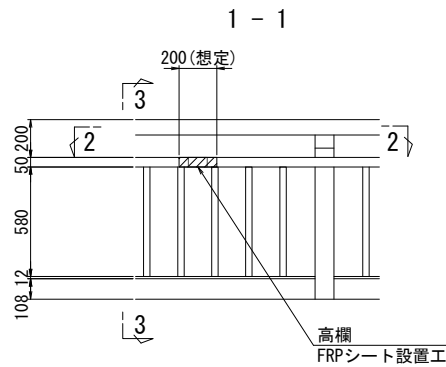
工事区分・工種・種別・再別	規格	単位	数量			摘要
			P1～A2	計	計上値	
橋梁保全工事		式	1	1	1	
橋梁補修工		式	1	1	1	
亀裂補修工		式	1	1	1	
亀裂補修	TYPE-1	箇所	1	1	1	
仮設工		式		1	1	
足場工		式		1	1	
足場(1)【夜間】	吊足場	m2	15	15	10	
足場(2)【夜間】	両側朝顔	m2	15	15	10	
防護【夜間】	シート防護	m2	15	15	10	

工 事 名	R 7 国道 5 1 号北利根橋外補修工事		
図 面 名	夜越川橋数量総括表		
縮 尺	図 示	図面番号	20 の 20
年 月 日	令和	7 年	11 月 日
設計会社名			
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

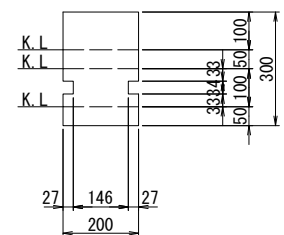
北利根橋鋼部材補修詳細図(参考図)

S=1:20

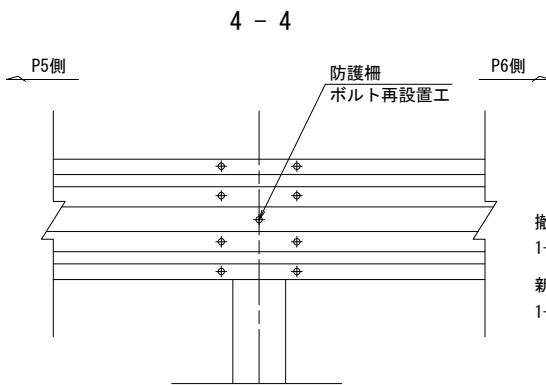
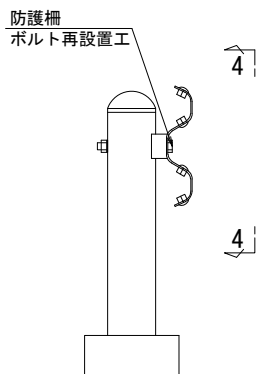
FRPシート設置工
6径間



FRPシート展開図 S=1:10

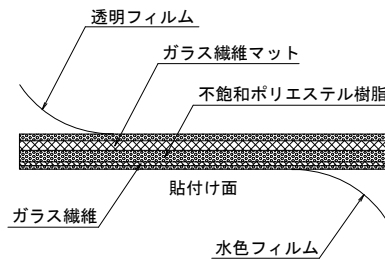


ボルト再設置工 S=1:10
6径間, n=2箇所



撤去材料(1箇所当り)
1-BN M20x170
新設材料(1箇所当り)
1-BN M20x170

紫外線硬化型ポリエステル樹脂製FRPシート



塗装仕様 鋼桁部(Rc-II系 スプレー)

塗装工程	塗料名	使用量 (g/m ²)	標準膜厚 (μm)	塗装間隔
素地調整	2種ケレン			4時間以内
防食下地	有機ジンクリッチペイント	600	75	1日～10日
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	240	60	1日～10日
下塗	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	240	60	1日～10日
中塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗	170	30	1日～10日
上塗	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	140	25	1日～10日
膜厚合計			250	

塗装塗替工数量表

項目	規格	塗装部位	面積(m ²)
素地調整	2種ケレン	高欄	0.1
塗装塗替面積	Rc-II	高欄	0.1

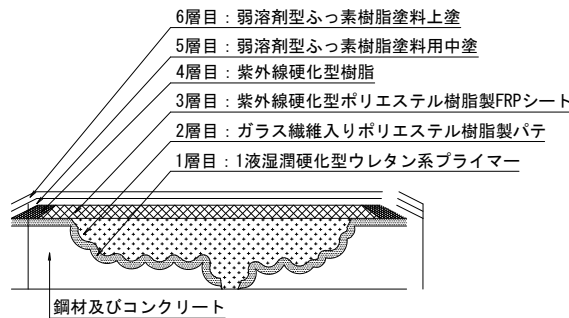
FRPシート設置数量表

使用箇所	設置寸法L×B(mm)	設置数	m ²
高欄	6径間 200×300	1	0.0600
区分A 0.01㎡以上0.07㎡未満/箇所		合計	0.0600
区分B 0.07㎡以上0.15㎡未満/箇所		合計	-
区分C 0.15㎡以上/箇所		合計	-

ボルト再設置工数量表

項目	規格	単位	数量	備考
既設ボルト撤去	BN-M20×170	セット	2	
ボルト撤去質量		kg	2	
新設ボルト	BN-M20×170	セット	2	
ボルト新設質量		kg	2	

FRPシート設置



※特記仕様

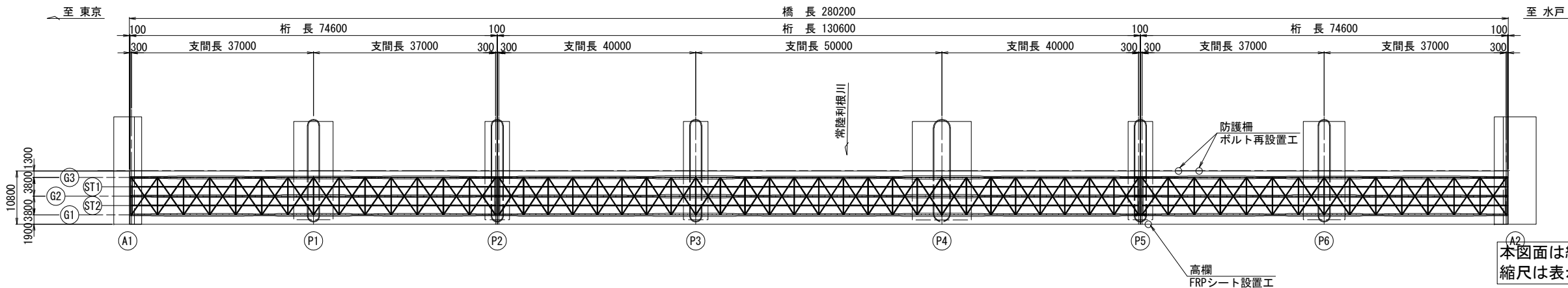
紫外線硬化型ポリエステル樹脂製FRPシート UL94燃焼試験 規格V-0以上
JIS A 1322 防炎1級以上

FRPシート設置 施工フロー

ケレン	素地調整2種
プライマー塗布	1回目:ケレン後4時間以内 2回目:不陸調整施工前日
不陸調整	ガラス繊維入りポリエステル樹脂製パテを使用し不陸調整をおこなう
FRPシート貼付け	転圧ローラー等を用いて端部の浮きが出ないように貼付けする
端部処理	紫外線硬化樹脂を使用し、端部及び接合部に指やスパチュラ等を用いて隙間を埋める
FRPシート硬化	直射日光が当たらない場所は、紫外線照射装置を用いて硬化させる
中塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗り 170g/㎡
上塗り	弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗り 140g/㎡

この「参考図」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。
したがって、「参考図」は請負契約上の拘束力を生じるものではなく、受注者は、施工条件、地質条件等を十分考慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。なお、この「参考図」の有効期限は、この工事の入札日までとする。

配置図 S=1:500



注記:

- 補修箇所は、必ず現場実測確認の上で施工を行うこと。
- 施工に際しては、必ず現地に補修箇所及び寸法・数量を確認の上行うこと。
- 本図に示した箇所以外で同様の損傷が確認された場合、監督職員と協議の上同様の対策を実施すること。
- 塗装施工の際は飛散防止に留意すること。
- ガードレールの材料については「JFE建材ガードレール標準図」を参考とする。

(参考図)

工事名	R7国道51号北利根橋外補修工事		
図面名	北利根橋鋼部材補修詳細図(参考図)		
縮尺	図示	図面番号	参の1
年月日	令和7年	11月	日
設計会社名	株式会社エイト日本技術開発		
事務所名	国土交通省 常陸河川国道事務所		

本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なります